

公益法人制度改革 10 周年特別プロジェクト

調査報告書

公益法人制度改革が
助成財団に及ぼした影響と
今後の課題

2019 年 6 月

公益財団法人助成財団センター

この調査の実施に伴う経費については
下記の4財団から助成をいただきました(50音順)。
多大なご協力に感謝申し上げます。

公益財団法人 住友財団
公益財団法人 トヨタ財団
公益財団法人 庭野平和財団
公益財団法人 三菱財団

はじめに

公益法人制度改革は 2008（平成 20）年 12 月 1 日に施行された。それから 10 年を経過した現在、新制度は助成財団にどのような影響を与えたのか。

この調査は、その実情を調査し、制度上の課題や助成事業実施上の課題を抽出・整理・分析して今後の制度改善に向けた提言等を行うとともに、助成財団が自ら取り組むべき課題を明らかにして助成財団界全体の更なる発展に資することを目的として実施した。

内容としては、準備段階で調査に向けた関係者へのインタビューやプレ調査を行い、本調査においては、4 つの法人類型（移行公益・移行一般・新設公益・新設一般）を対象として Web を用いたアンケート調査を行い、その回答法人から 24 団体にインタビュー調査を実施した上で、4 回の公開の意見交換会を開催、今後の助成財団自身の発展に向けた課題を整理し、一般・公益法人制度の改善に向けた提言のとりまとめを行った。

調査は付表 1 に示す体制で実施した。当センターの企画委員会の下に、専門委員、センター会員による協力委員、主催者委員の構成による調査検討委員会を設置し、協力委員の養康久委員に座長をお願いした。委員会では調査の方法や進め方や得られたデータの分析について検討するとともに、各委員も自らインタビュー調査等に携わった。委員会の間には専門委員と事務局による専門委員会を開催し、専門的・実務的事項について打合せた。その他、特別協力者 1 名やアドバイザー 3 名をお願いし、充実した体制とすることができた。通常業務は、センターの事務局スタッフや専門委員でもある担当参与や臨時スタッフで担った。意見交換会の開催については、開催地域の会員財団や関係者に大変お世話になった。

調査の実施経過は付表 2 に示す通りで、2017 年 6～9 月の準備作業を経て 10 月から本格的な調査に取り組み、2019 年 3 月に調査検討業務を終え、6 月には報告書編集作業を終了した。本格的な調査が進み始めてからは、次々に得られる膨大なエビデンス群を前にして、検討委員会や専門委員会において議論の尽きない日々が続いた。

なお、本報告書で用いる用語については、付表 3 の「用語の説明」を参照いただきたい。

アンケート調査やインタビュー調査にご対応いただいた多くの助成財団関係者の協力のもとに、この調査が無事に実施されたことを心から感謝したい。この報告内容が今後の議論の出発点となって、公益法人制度の望ましい発展が促進され、社会的インフラとしての助成財団による一層の効果的な助成活動に寄与できることを祈念したい。また、調査に必要な経費を助成いただいた 4 つの助成財団に、改めて感謝を申し上げたい。

2019 年 6 月

公益財団法人 助成財団センター 理事長 山岡 義典

付表 1 調査の実施体制（肩書は 2019 年 3 月末現在）※は報告書編集会議メンバー

〔調査代表者〕 山岡義典 ※ 〔調査検討委員会〕 神山和也（専門委員）※ 中島智人（同上） 水谷衣里（同上） 大野 満（協力委員）※ 片山正夫（同上） 高谷忠嗣（同上） 菱沼宇春（同上） 養 康久（同上・座長）※ 田中 皓（主催委員）※ 〔アドバイザー〕 雨宮孝子 石川睦夫 出口正之 〔特別協力者〕 青尾 謙 〔事務局〕 渡辺 元 ※ 湯瀬秀行 ※ 渡真利明緒衣 ※	助成財団センター 理事長 助成財団センター 参与／元・日立財団 シニアプログラムオフィサー 産業能率大学経営学部 教授 風とつばさ 代表取締役／世田谷コミュニティ財団 代表理事 トヨタ財団 事務局長 セゾン文化財団 理事長／助成財団センター 理事 庭野平和財団 専務理事／助成財団センター 監事 元・内藤記念科学振興財団 事務局長 住友財団 常務理事／助成財団センター 理事 助成財団センター 専務理事 公益法人協会 理事長／助成財団センター 理事 元・住友財団 専務理事／元・内閣府有識者会議 メンバー 国立民族学博物館 教授／助成財団センター 評議員 助成財団センター 参与／岡山大学 講師 助成財団センター 事務局長／プログラムディレクター 同 事務局長代理 同 事務局スタッフ
--	---

付表 2 調査の実施経過

2017 年 6 月～9 月	プロジェクトの準備作業や体制づくり
2017 年 10 月～18 年 5 月	本調査の開始、データ収集、アンケート調査の企画・実施、他
2018 年 2 月	「助成財団フォーラム 2017」における事例検討
6 月～10 月	インタビュー調査の企画・実施、データの整理・分析、他
10 月～12 月	分析結果のとりまとめと政策提言等作成作業
11 月	「関西フォーラム」における経過報告と意見交換
12 月	「新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム」公益法人協会等と共催
2019 年 2 月	「助成財団フォーラム 2018」における成果報告と公開討論
3 月	調査検討作業の終了
6 月	編集会議による調査報告書の編集

付表 3 本報告書における用語の説明

【調査対象法人の呼称】	
助成財団	助成財団センターの定義をもとに、助成・表彰・奨学等の事業を行う公益および一般の財団法人（若干の社団法人を含む）をいう。
移行一般法人	関係法整備法で旧公益法人から新制度の一般法人への移行認可を受けた社団・財団法人（旧法人から引き継いだ公益目的財産は公益目的支出計画により保有と使用が可能）
移行公益法人	関係法整備法で旧公益法人から新制度の公益法人への移行認定を受けた社団・財団法人
新設一般法人	一般法人法により一般法人として設立された社団・財団法人
新設公益法人	一般法人法により一般法人として設立された後、公益認定法により公益認定を受けた社団・財団法人
【法令名称】	
公益法人制度改革関連 3 法	一般法人法、公益認定法、関係法整備法の 3 法律をいう。（平成 18(2006)年 6 月 2 日法律第 48,49,50 号、同 20(2008)年 12 月施行）
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法とも略称）
公益認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法とも略称）
関係法整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法とも略称）。
【公益要件（財務 3 基準）に関する用語】	
財務 3 基準	財務上の主要な公益認定要件で、公益目的事業収入制限（いわゆる収支相償）、公益目的事業比率、遊休財産額保有制限のことをいう。
公益目的事業収入制限（いわゆる収支相償）	公益認定法第 5 条六号及び第 14 条に定める規定で、公益目的事業の収入は支出を超えてはいけないという要件のこと。（「収支相償」という概念は公益認定法にはなく、「ガイドライン」に（ ）付きで用いて慣用化している用語で、適切な使用ではないと考える）
公益目的事業比率	公益認定法第 5 条八号及び第 15 条に定める規定で、毎事業年度の全事業費に占める公益目的事業費の比率が 50%以上でなくてはいけないという要件のこと。
遊休財産額保有制限	公益認定法第 5 条九号及び第 16 条に定める規定で、現に使用されておらず使用見込みもない遊休財産は、当年度の公益目的事業実施費用額と同額までしか保有してはならないという要件のこと。（施行規則により公益目的財産や特定費用準備金への繰入等は収入から控除可）
【公益要件等に関する行政文書】	
会計基準	公益法人会計基準（平成 20 年 4 月公益認定等委員会）
会計運用指針	公益法人会計基準の運用指針（平成 20 年 4 月公益認定等委員会）
ガイドライン	公益認定等ガイドライン（平成 20 年 4 月公益認定等委員会）平成 31 年 3 月最終改定
FAQ	新たな公益法人への移行等に関するよくある質問（平成 28 年度版内閣府）
【調査上の用語】	
順位付け複数選択式の質問	今回のアンケート調査で多用したもので、複数の選択肢について主要なものから順位をつけて回答する形式の質問。
要点記録	今回のインタビュー調査のまとめに用いたもので、記録そのままではなく、インタビュー担当者が作成した要点をインタビューの受け手が加筆・修正の上、公開用にしたもの。

公益法人制度改革 10 周年特別プロジェクト調査報告書

—公益法人制度改革が助成財団に及ぼした影響と今後の課題—

目 次

はじめに	3
目 次	6
要 旨	8

第 I 部 調査の背景と目的・対象・方法……………13

1-1 調査の背景 ……………15

- 1-1-1 非営利法人制度の変遷と公益概念の変容
- 1-1-2 助成財団設立数の推移
- 1-1-3 公益法人制度改革の背景と法的枠組み
- 1-1-4 優遇税制はどう変わったか
- 1-1-5 新制度下における助成財団数

1-2 調査の目的・対象・方法 ……………21

- 1-2-1 調査の目的
- 1-2-2 調査の対象
- 1-2-3 調査の方法

第 II 部 調査結果および今後の課題と提案……………27

2-1 調査結果の概要 ……………29

- 2-1-1 移行公益法人について
- 2-1-2 移行一般法人について
- 2-1-3 新設公益法人について
- 2-1-4 新設一般法人について

2-2 意見交換の内容と結果 ……………49

- 2-2-1 助成財団フォーラム 2017
- 2-2-2 関西フォーラム
- 2-2-3 新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム
- 2-2-4 助成財団フォーラム 2018

2-3 公益法人制度改革のメリット ……………55

- 2-3-1 法人制度からみたメリット
- 2-3-2 税制からみたメリット
- 2-3-3 公益法人制度改革による寄附金受入額の変化

2-4 助成財団が自ら取り組むべきこと ……………65

- 2-4-1 助成財団の社会的信頼とは
- 2-4-2 助成プログラムの質的向上を図るために
- 2-4-3 資金確保と効果的な管理・運用のために
- 2-4-4 自主・自律の組織運営のために
- 2-4-5 助成財団センターの今後の役割

2-5 制度上の課題と提案74

- 2-5-1 制度上の課題と提案の趣旨
- 2-5-2 財務 3 基準の改正について
- 2-5-3 公益法人のより弾力的な運営のために
- 2-5-4 一般法人に関連して検討すべき事項

第Ⅲ部 法人類型別にみた調査の内容と結果.....79

3-1 移行公益法人の助成財団に関する調査81

- 3-1-1 アンケート調査の内容と結果
- 3-1-2 インタビュー調査の内容と結果

3-2 移行一般法人の助成財団に関する調査92

- 3-2-1 アンケート調査の内容と結果
- 3-2-2 インタビュー調査の内容と結果

3-3 新設公益法人の助成財団に関する調査101

- 3-3-1 アンケート調査の内容と結果
- 3-3-2 インタビュー調査の内容と結果

3-4 新設一般法人の助成財団に関する調査111

- 3-4-1 アンケート調査の内容と結果
- 3-4-2 インタビュー調査の内容と結果

【資料編の要旨】118

⇒内容は Web 上にて公開  <http://www.jfc.or.jp>

資料Ⅰ アンケート調査関係資料

資料Ⅱ インタビュー調査関係資料

資料Ⅲ 報告会等の記録

資料Ⅳ 経過資料

報告書 執筆担当者一覧

要 約 (蓑 康久+山岡義典)

第Ⅰ部 1-1、1-2 (山岡義典)

第Ⅱ部 2-1 (神山和也)、2-2 (渡辺 元+渡真利明緒衣)、2-3-1 (蓑 康久)、
2-3-2、2-3-3 (山岡義典)、2-4 (山岡義典)、2-5 (山岡義典+蓑 康久)

第Ⅲ部 3-1-1、3-2-1、3-3-1、3-4-1 (神山和也+湯瀬秀行+渡真利明緒衣)
3-1-2 (蓑 康久)、3-2-2 (中島智人)、3-3-2、3-4-2 (水谷衣里)

資料Ⅰ (神山和也+湯瀬秀行+渡真利明緒衣)

資料Ⅱ (青尾謙・大野 満・片山正夫・高谷忠嗣・中島智人・菱沼宇春・水谷衣里・蓑 康久)

資料Ⅲ (渡辺 元+神山和也+湯瀬秀行)

資料Ⅳ (渡辺 元+渡真利明緒衣)

要 旨

本プロジェクトは、公益法人制度改革施行 10 年を振り返り、制度改革が助成財団の助成活動等に与えた影響や課題を探り、提言或いは課題解決への方向性を示すとともに財団自ら取り組むべきことを明らかにし、今後の助成財団の活動・運営に資することを目的に実施したもので、報告書は下記の 3 部と資料編から構成される。

第Ⅰ部は、この調査の目的や背景、具体的な調査の対象や方法について述べている。

第Ⅱ部は、調査結果や意見交換を踏まえた上で、「制度改革のメリットとは何か」、「財団が自ら取り組むべき課題は何か」、「よりよい制度に向けての政策的課題は何か」について論じている。

第Ⅲ部は、移行公益・移行一般・新設公益・新設一般の 4 つの法人類型別について、アンケート調査の結果とインタビュー調査の結果を詳しく分析解説したものである。

資料編は、アンケートの集計結果やインタビューの要点記録等を収載している。印刷物としては刊行していないが、Web (<http://www.jfc.or.jp>) 上で閲覧することができる。

以下では、今回の調査の結論ともいえるべき第Ⅱ部を軸に、本報告書の要点・論点について述べる。

○調査対象としての 4 つの法人類型

調査は、助成財団を「移行」と「新設」、「公益」と「一般」の掛け合わせにより、移行公益、移行一般、新設公益、新設一般の 4 つの法人類型に分類し、それぞれの制度的な特性に応じて実施した。

移行公益法人は、旧民法 34 条による公益法人として設立され、制度改革後に公益法人に移行した助成財団で、現在数は 1500 弱で日本の助成財団の主要部分を占める。今後増えることはないが減ることも殆どないであろう。主務官庁制時代の設立基準から多額の財産を保有し、助成原資も財産収入によるものが多いが、バブル崩壊後の低金利時代が続く中で、寄附等への依存も増えている。主務官庁の監督下に活動してきた歴史があり、そこから解放されたことによる活動分野の自由を、今後の助成事業にどう生かせるかが課題になる。

移行一般法人は、旧民法 34 条による公益法人として設立され、制度改革後に新制度による一般法人に移行した助成財団で、現在は 400 程度である。主務官庁制時代の設立基準から多額の財産をもつものが多く、その財産が移行後は公益目的の事業費用として引き継がれ、その取り崩しを原資に公益目的支出計画に基づいて助成事業を行なっている。その財産の額を使い切ると解散するところもあり、財団数はすでに減少しつつあり、今後も次第に減少する。移行後は主務官庁の制約のない自由な助成事業を展開できるはずであるが、長期にわたって公益目的支出計画を変更しなければ、硬直した事業の継続になる可能性もある。

新設公益法人は、制度改革後に一般法人を設立し、その後に公益認定を受けた助成財団で、その数は制度改革後 10 年近くの時点でも 100 に満たない。設立時の財産に関する要件が 300 万円と著しく低くなったため、移行法人に比べると資産は少なく、助成原資も寄附等のフロー資産によるものが多い。主務官庁制の経験がなく、設立当初から活動分野を自由に選択しており、移行法人とは異なる全く新しい助成財団の姿が出現する可能性もある。

新設一般法人は、制度改革後に一般法人を設立し、そのまま公益認定を受けていない助成財団で、現在数は 30 程度と多くはない。今後、公益認定の要件が厳しいまま続くと、認定を受けない一般法人が増えてくるかもしれない。その場合には税制上の優遇は期待できないが、最も自由度の高い助成財団として、先駆的で冒険的な、しかも時代の動きに対して弾力性の高い活動を行うことが可能であろう。

○アンケート調査から

第 1 ステップとして 4 つの法人類型を対象に Web を用いたアンケート調査を実施した。移行公益法人はセンター会員法人の全数を対象に 208 法人、移行一般法人と、新設公益法人と新設一般法人はセンターのデータベース登録法人のうちメール・アドレスが確認できたものの全数を対象に、それぞれ 196 法人、69 法人、21 法人に実施し、それぞれ 160 法人（77%）、87 法人（44%）、47 法人（68%）、13 法人（62%）の有効回答を得た。（ ）内は有効回答率を示すが、全体では 62% となり、煩雑な回答を求めたにもかかわらず極めて高いものであった。

調査項目は、4 つの法人類型の制度的特性を踏まえて別々に定めた。いずれの類型も自由記述による質問とともに、複数の選択肢に順位をつけて回答していただく質問（本報告書では「順位付け複数選択式の質問」という）を重視し多用した。単一選択式や複数選択式による回答だけでは全体像を読み取り難い質問が多いと考えたからである。

アンケート調査の結果は第Ⅲ部にグラフを用いて詳しく報告してあるが、その要点は第Ⅱ部の 2-1 に集計表を用いながら記している。その記述では、回答結果を**助成プログラム関連、財源・財務関連、組織運営関連**の 3 つの視点から分類し、法人類型別の特徴を概念的に表示した。例えば、移行公益法人の場合は、助成プログラム関連では〔「移行前の助成プログラムとは変わらない」が 77%〕、財源・財務関連では〔現在の公益事業で最も多い財源は「株式の配当」35%、「国債などの債券や預金金利」31%、4 類型の中ではストック型〕、組織運営関連では〔公益法人を選んだ最も大きな理由は「社会的な信頼性が得られるから」44%、「税制上の優遇があるから」26%〕などである。

この概念枠は、助成財団にとっては「助成プログラム」がその生命ともいえるべき最も重要なものであり、「財源・財務」と「組織運営」がその効果的な展開を支える土台となるという視点を踏まえたもので、その後の調査や検討においても重視している。

○インタビュー調査から

アンケート調査を受け、第 2 ステップとして 4 つの法人類型の計 24 法人を対象にインタビュー調査を行った。インタビュー対象法人は、アンケート調査に回答があり、その記述回答等において特徴の見られたものを中心に個別交渉して、移行公益法人 16、移行一般法人 3、新設公益法人 3、新設一般法人 2 を対象とした。結果的に殆どがセンターの会員財団であった。なお移行公益のうち調査検討委員会の協力委員が所属する 5 法人については、各委員自ら回答するセルフレポートの形をとった。

インタビューは、担当の委員が法人事務局を訪問して行い、その要点記録（案）を作成してインタビュー対象法人に返送し、公表を前提として加除や修正をお願いした。

これらの要点記録は Web に公開の資料編に掲載しているが、その概要は第Ⅱ部 2-1 に法人類型毎にアンケート調査に続けて記載している。2-1 における整理の視点は、アンケートと同様、助成プログラム関連、財源・財務関連、組織運営関連を踏まえている。

○4 回の意見交換から

アンケート調査、インタビュー調査に次いで第 3 ステップとして、調査の進行に合わせて 4 回の意見交換の機会をもった。

- ① 「助成財団フォーラム2017」 2018年2月
- ② 「関西フォーラム」 2018年11月
- ③ 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」 2018年12月
- ④ 「助成財団フォーラム2018」 2019年2月

これらは、①は調査を開始して暫くした調査企画段階に、②はアンケート調査とインタビュー調査が終了した段階に大阪において開催、③は政策提言を含む調査の概要がほぼまとまった時期に公益法人協会等と共催、④は調査の全体像が見えてきた段階に開催したものである。

このうち①②③では、調査全体の進行状況を報告するとともに「制度上の課題と提案」に関する原案を順次内容を固めつつ報告し、参加者との意見交換を踏まえて最終報告にまとめた。また特に②④では、インタビュー調査に協力いただいた 9 法人(移行公益法人 3、移行一般法人 1、新設公益法人 3、新設一般法人 2)の役職者に事例報告をお願いした。

それぞれの事例報告は、第 1 ステップとしての煩雑なアンケートへの回答と第 2 ステップとしての長時間のインタビューへの対応を経た上での明確な問題意識と当事者の臨場感のある発言によって、アンケート調査やインタビュー調査の結果を一層深めることができた。移行法人と新設法人、公益法人と一般法人がそれぞれの具体的な事例を持ち寄って対話した初めての機会ではなかったかと思う。なお、②の事例における 2 つの新設公益法人と 1 つの新設一般法人は特定の地域を基盤に斬新な助成事業を展開しており、全国法人とは異なる興味深い事業の在り方についても学ぶことができた。

これらの意見交換の様子は順次、当センターのオピニオン誌「JFC VIEWS」で公表し、その内容は資料編に収めている。各意見交換の要点については、第Ⅱ部 2-2 に整理した。

○公益法人制度改革のメリットとは

今回のプロジェクトでは、制度改革のメリットという視点にも目を向けた。

まず、助成財団の活動の核ともなる**助成事業面**については、主務官庁制の廃止によって、新たなプログラムの導入や既存のプログラムの改変が容易になった。

次に、**資産運用面**については、運用の多様化によって、規模の拡大や内部留保の活用により、厳しい運用環境下における積極的、多角的な運用姿勢が生まれるようになった。

さらに、**組織運営面**についても、理事・評議員並びに各々の会議の意義・役割が明確化され、それぞれの会議において実質的討議が進められるようになった。また、公益法人サイドでも内部コンプライアンスや対外的ディスクロージャーに前向きに対応する法人が増えた。

準則主義によって多様な活動をする一般法人の設立が容易となり、そこから公益認定の壁を低くすることで、将来、公益法人が拡大する余地が開けたことも重要なポイントである。しかしこうした制度改革の本来のメリットは、その制度運用によってはデメリットにもなりうるという、いわばコインの表裏の側面があることには注意しておく必要がある。

○税制上のメリットとは

公益法人の活動に影響の大きな課税や寄附税制など税制面では、実に多くの制度上のメリットが得られた。

移行公益法人では、税制的なメリット感は必ずしも大きくはない。最も大きいメリット感は「社会的な信頼性が得られた」ことにある。それに対して**新設公益法人**の税制に関するメリット感はかなり大きい。これからの寄附受入に期待するところが大きいのであろう。

移行一般法人の場合には移行前に比べて税制優遇は大幅に減ったから、税制のメリット感がないのは当然として、デメリット感は大きい。特に金融資産課税の非課税措置がなくなったことへの不満は大きい。それに対して**新設一般法人**の場合は、税制優遇より行政関与がないことや組織運営の自由度を重視して自覚的に一般法人を選んでいるからか、税制に対するデメリット感は大きくはない。

○寄附受入額はどう変わったか

税制優遇のメリット感の具体的数値として、移行公益法人と移行一般法人については2008年度と2016年度の寄附受入額の比較を、新設公益法人と新設一般法人については設立初年度と2016年度の寄附受入額の変化を検討した。

移行公益法人の寄附受入額は大きく増えたが、これはその年度特有と思われる群を抜いた3法人の多額の寄附（特異値）の影響を受けたもので、それを除く法人の平均では減少している。**新設公益法人**の寄附受入額も大きく増えたが、これも1法人の特異値の影響で、これを除くとほぼ横ばいである。公益法人制度改革で寄附が増えたのかどうかは、特異値の寄附要因を個別に分析しないと何ともいえない。

移行一般法人の寄附受入額は横ばいで変化なく、新設一般法人のそれは大きく減少となっている。

○社会的な信頼を得るために助成財団が自ら行うべきこと

今回の調査並びにその後のフォーラムや個別の助成財団との対話を通じて極めて多くの事柄が、明確な目標として浮かび上がることになった。その目標の一つが、助成財団が社会的に信頼されることである。調査検討委員会では、その社会的信頼性確保のために助成財団自身が何をしないといけないかについて検討した。

助成財団に対する信頼性とは、まず**助成事業**そのものに対する信頼性であり、次にその助成事業を支える**財政基盤**や**組織運営**に対する信頼性である。

そのような考えから、助成プログラムの質的向上を図ること、資金確保と効果的な管理・運用を行うこと、自主・自律の組織運営に努めることの3点について、助成財団自身が取り組むべき課題を考察し、今後の助成財団センターの役割についても整理した。

○制度的な課題のその改善に向けてとりくむべきこと

公益認定法の趣旨に沿って制度改革を正しく前向きに捉えたと、民間の公益活動はその自主・自律が重んじられ、時代の先を読む先見性のある活動や国や自治体或いは営利企業では実現しにくいきめ細かな多様性のある活動が重視され、いわば**生きた公益の現場**が各地に広がっていく。こうした結果として公益法人は社会を活性化し活力をもたらす不可欠な存在として評価されるものになる。世の中の変化に対応し、様々な課題解決に寄与すると共に、社会にインパクトを与え、リスクを超えて新しい価値の創造へと貢献するような理想的な公益の姿が浮かび上がってくるのである。そのような観点から、現在の制度上の課題を分析し、その改善提案を行った。

この中でも、とりわけアンケート調査の結果においてもっとも指摘が多く、或いは合理性を欠くとみられた項目がいわゆる「財務3基準」のうちの**公益目的事業収入制限**（いわゆる**収支相償**）である。今回の制度改革の骨子を形成したとされる有識者会議の議事録や報告書をはじめ立法過程における議論を検証したが、公益法人の収支はトントンにすべき、と言った議論がなされた形跡は見いだせない。この制限は本来撤廃すべきものと考えられるが、それが困難なら、寄附等の非対価性（支援性）の収入については制限の対象から除外すべきと提案した。

これとも関連するが、「財務3基準」のうちの**遊休財産額保有制限**についても、公益事業の拡大や長期的な景気変動への備えとしては現状では不十分であり、より弾力的な緩和策が必要であることを提言した。「財務3基準」のうちの**公益目的事業比率**については公益法人からは特に問題は指摘されなかったが、一般法人の中には、この制限のために公益法人になれない（あるいはならない）ところも多く、収益事業のうち公益目的事業を支えるための収益を生み出す部分は公益目的事業とみなすべきではないかと提言した。

第 I 部

調査の背景と目的・対象・方法

1-1 調査の背景

- 1-1-1 非営利法人制度の変遷と公益概念の変容・・・15
- 1-1-2 助成財団設立数の推移・・・・・・・・・・16
- 1-1-3 公益法人制度改革の背景と法的枠組み・・・・16
- 1-1-4 優遇税制はどう変わったか・・・・・・・・18
- 1-1-5 新制度下における助成財団数・・・・・・・・19

1-2 調査の目的・対象・方法

- 1-2-1 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・21
- 1-2-2 調査の対象・・・・・・・・・・・・・・21
 - (1) 移行公益法人の助成財団
 - (2) 移行一般法人の助成財団
 - (3) 新設公益法人の助成財団
 - (4) 新設一般法人の助成財団
- 1-2-3 調査の方法・・・・・・・・・・・・・・22
 - (1) アンケート調査
 - (2) インタビュー調査
 - (3) 意見交換

第 I 部 図表一覧

- 図 1-1-1 非営利法人制度の変遷と公益概念の変容
- 図 1-1-2 助成財団設立数の推移
- 図 1-1-3 公益法人制度改革の背景と法的枠組み

- 表 1-1-1 公益法人制度改革による主な税制優遇制度の変化
- 表 1-1-2 助成財団の現況

- 表 1-2-1 アンケート調査とインタビュー調査の対象
- 表 1-2-2 法人類型別アンケート調査項目総括表

第 I 部 調査の背景と目的・対象・方法

1-1 調査の背景

1-1-1 非営利法人制度の変遷と公益概念の変容

図 1-1-1 は、明治民法の施行に始まる公益法人制度の変遷を概念的に示したものである。1898 年（明治 31 年）施行の旧民法第 34 条に定めていた公益法人は、主務官庁の許可によって設立され、設立後も主務官庁別の監督のもとに事業を進めてきた。それは国家や主務官庁に役立つことが公益であるという考えによるもので、「国家公益／主務官庁公益」の概念といってよい。

その中で新しい市民活動の台頭とともに新たな非営利法人制度が求められ、旧民法施行 100 年にあたる 1998 年 3 月には特定非営利活動促進法（NPO 法）が成立、同年 12 月に施行された。この法律は議員立法によって旧民法第 34 条の特別法として成立したもので、第 1 条の目的条文から「市民公益」概念の確立と呼ぶことができる。

しかし許可制をはじめとする国家公益／主務官庁公益は引き続き存続し、その制度的課題が顕著になり、行政改革の観点から抜本的に改正することになった。併せて寄附金控除を含む公益法人税制も大きく改善されることになった。こうして 2006 年 5 月には民法の抜本改正とともに公益法人制度改革関連 3 法が成立し、2008 年 12 月、NPO 法施行から丁度 10 年目の同じ 12 月 1 日に、旧民法施行からは 110 年を経て、新しい一般法人・公益法人制度がスタートした。

新たな一般法人は準則主義によって簡便に設立可能となり、一定の要件を満たせば各行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）に申請し、行政庁に設置する公益認定等委員会をはじめとする委員会等の審査によって公益法人として認定されるようになった。同時に、

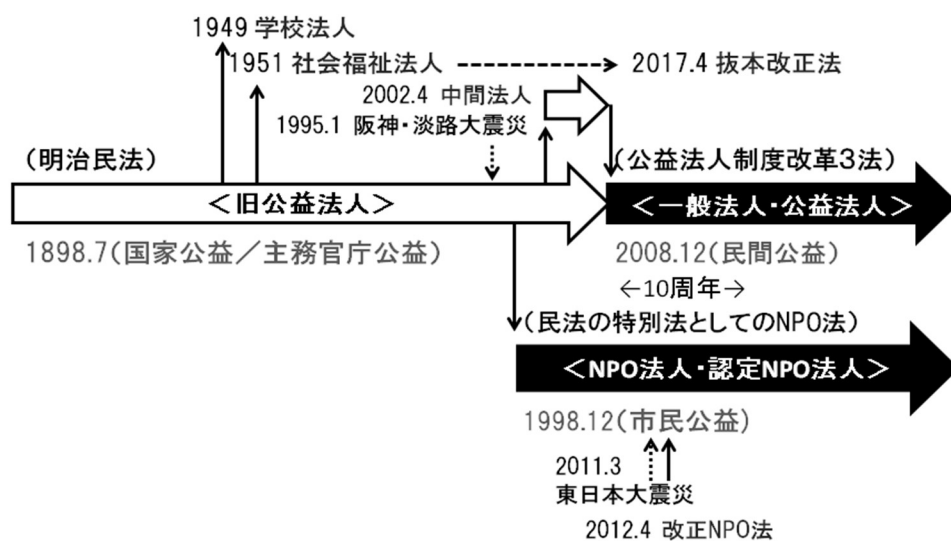


図 1-1-1 非営利法人制度の変遷と公益概念の変容（山岡作成）

既存の 24,000 余の公益法人は施行後 5 年（2013 年 11 月末）までに一般法人または公益法人に移行申請することになった。この制度は、公益認定法第 1 条の目的条文から「民間公益」概念の確立と呼ぶことができよう。

1-1-2 助成財団設立数の推移

図 1-1-2 は、当センターの 2018 年の助成財団データベース（以下 JFC・DB と略称）^注により、1970 年以後の助成財団の設立数推移を見たものである。1970 年代初めの 30 件／年前後から 1980 年代にかけて漸増し、1990・91 年の 73 件をピークにバブル崩壊とともに急減する。そして 2002 年以降は 10 件前後で推移した。この時期は金利の低下も進行し、それも相まって助成財団の活動は 20 年以上にわたって冬の時代が続いてきたといつてよい。公益法人制度改革はその冬の時代の只中に行われ、改革施行の数年後から少しずつ増える気配もある。冬の時代にも春の気配が見え隠れしはじめた、というのが現状であろう。（最近の数年が減少に向かっているのは、直近の状況は調査対象の捕捉が難しいためである。）

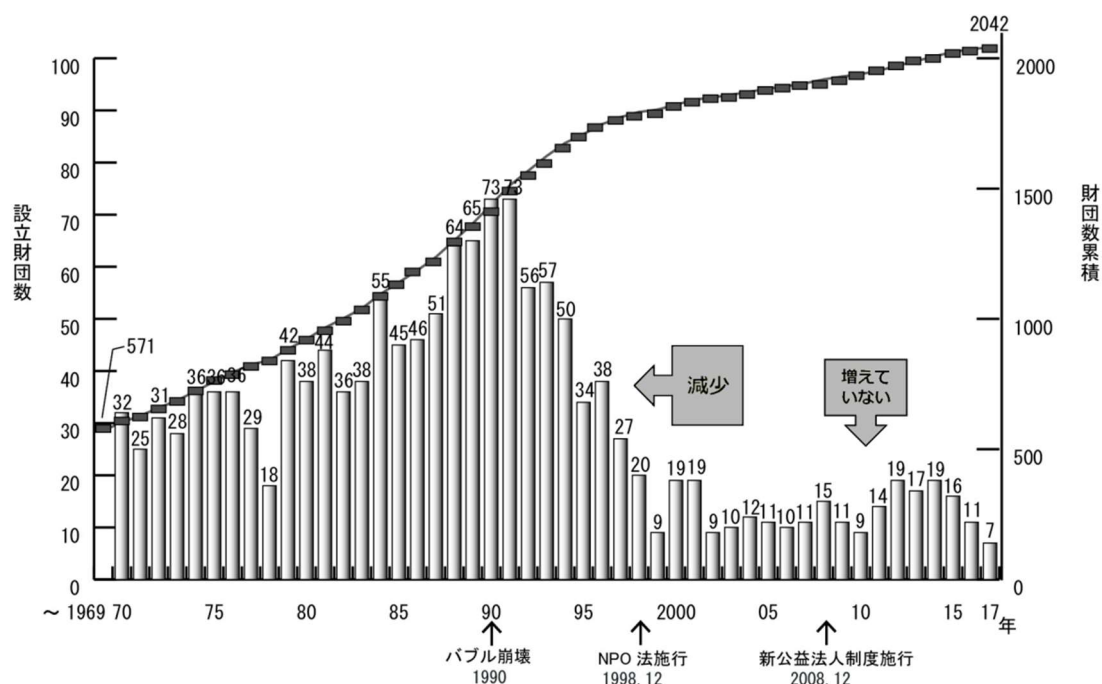


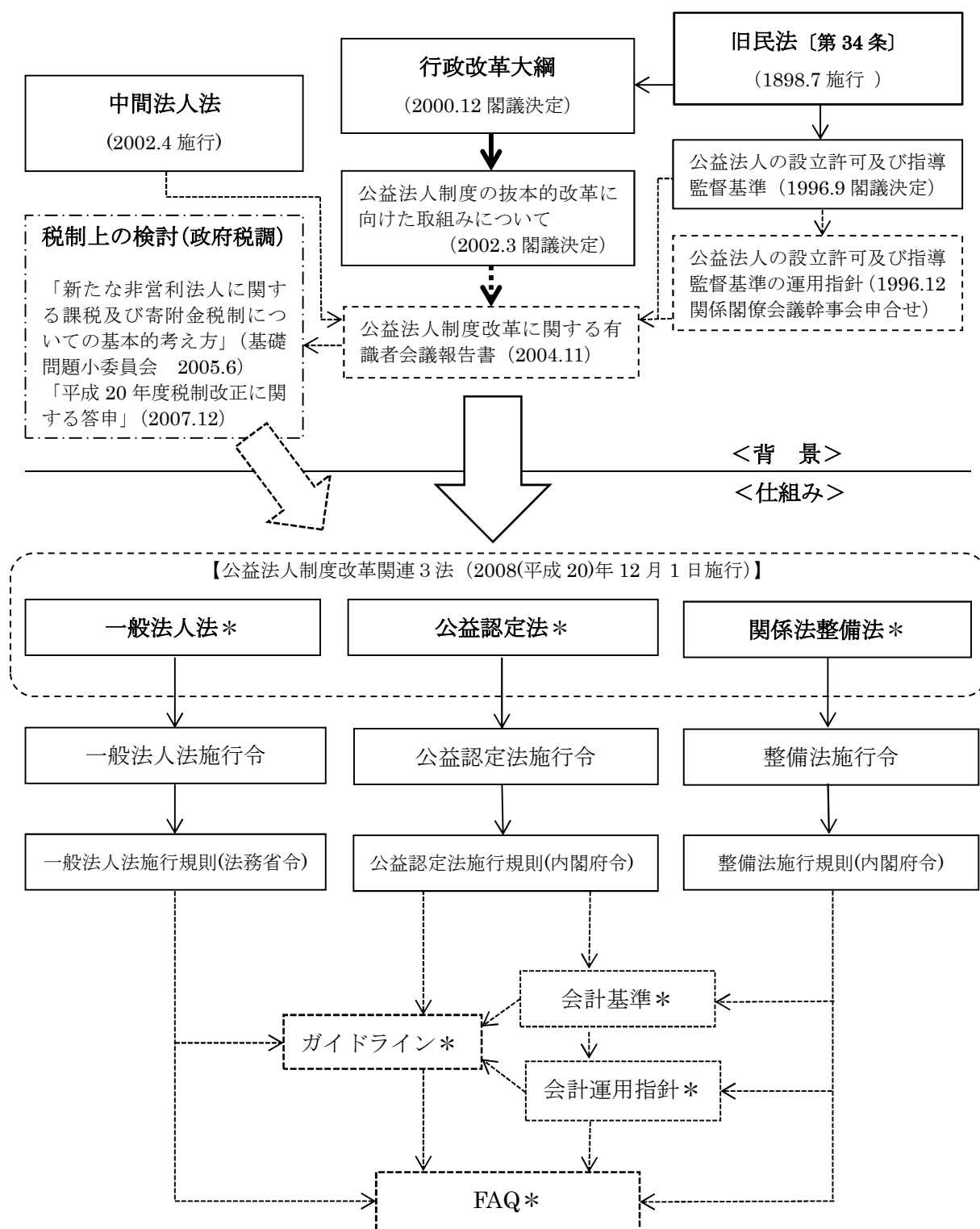
図 1-1-2 助成財団設立数の推移（出典：2018 年の助成財団データベース）

1-1-3 公益法人制度改革の背景と法的枠組み

公益法人制度改革の背景と法的枠組みを示したのが図 1-1-3 である。上半分が制度の背景を示す。その中央は行政改革としての公益法人制度改革の立法過程を、右側には新制度の歴史的背景としての旧民法による公益法人制度の設立許可や指導監督の体系を示している。左側の上は新制度に吸収された 2002 年 4 月施行の中間法人制度を示し、左下の破線枠は税

^注 助成財団センターが 2018 年 11 月時点で実施した調査に回答のあった 2,045 の助成財団の実態。助成財団センターの Web サイトの「日本の助成財団の現状－設立年次」より。

制上の検討を示す。図の下半分は新制度の法令（実線）と行政文書（点線）の関係である。



*は略称（正式名称は「本報告書における用語の説明」P.5 参照）

図 1-1-3 公益法人制度改革の背景と法的枠組み（助成財団センター作成）

1-1-4 優遇税制はどう変わったか

公益法人制度改革による税制優遇は大きく変化した。具体的には「平成 20 年度税制改正に関する答申」により示されたが、その主なものを示すと表 1-1-1 の通りである。新公益法人では税制優遇が大幅に充実したが、一般法人では税制優遇は殆ど失われた。

〔法人税課税の再編〕

法人税についてみると、その課税対象の範囲が再編された。旧来の収益事業課税制度（原則非課税制度とも言う）では、「公益事業」であるかどうかにかかわらず税制上の収益事業 34 業種はすべて課税対象とされ、それ以外の寄附金や助成金は非課税であった。しかし新しい公益法人では、寄附金や助成金は当然のこと、「公益事業」に該当すれば 34 業種であっても非課税とされ、「収益事業等」を行う場合のみ、その 34 業種が課税対象になった。

また収益事業所得の一部を公益事業に使用した場合に課税対象から控除できる「見なし寄附」については、旧来は所得の 20%以内であったが、新制度では 50%以上に大幅に引き上げられた（50%以上の部分は公益目的実施必要額の範囲内）。これは「収益事業等」から得た所得については、50%の「見なし寄附」が義務づけられたとも言える。

しかし軽減税率（800 万円以下の所得に適用される低い税率を 800 万円超の所得にも適

表 1-1-1 公益法人制度改革による主な税制優遇制度の変化

		旧公益法人 (2008 年度の場合)	制度改革後の法人（2018 年度の場合）	
			公益法人	一般法人
法人 税 関 係	課税対象範囲	○公益事業も含めた税制上の収益事業所得（34 業種）のみ（寄附等は非課税）	◎認定法上の「収益事業等」のうち税制上の収益事業所得のみ（「公益事業」は税制上の収益事業所得も非課税）	○非営利型は税制上の収益事業所得のみ ×普通法人型は税制上の収益事業以外も含む全所得（寄附等も含む）
	見なし寄附の適用	○適用（課税所得の 20%以下）	◎適用（課税所得の 50%以上。但し 50%以上の部分は公益目的実施必要額の範囲）	×適用無し
	軽減税率	○適用（所得 800 万円超でも 22%の軽減税率。普通税率は 30%）	×適用無し（所得 800 万円以下は 15%、超は 23.4%の普通税率）	×適用無し（所得 800 万円以下は 15%、超は 23.4%の普通税率）
金融資産収益課税の扱い		○非課税	○非課税	×課税（所得の 20%）
寄附者への優遇（個人の所得控除／企業の損金算入）		×殆どの法人は適用無し ○特定公益増進法人のみ適用	◎全てを特定公益増進法人として適用	×適用無し

※優遇の程度：◎大いに有り ○有り ×無し

※2008 年度の数字は総務省編・刊『平成 20 年版 公益法人白書—公益法人に関する年次報告』（2008 年 9 月刊）をもとに、2018 年度の数字は国税庁の 2019 年 5 月末の HP をもとに作成。

用する制度) については、公益法人であるか一般法人であるかに拘わらず適用されなくなった。もっとも、2008 年度の普通税率は 30%で軽減税率は 22%であったのに対して、2016 年度の普通税率は 23.4%に、軽減税率は 15%に下がったから、実際の税率としては 22%から 23.4%に 1.4%増えたに過ぎず、新制度によるデメリットは大きくはない。

以上の公益法人に対し、一般法人では旧来の公益法人から唯一残った優遇が、非営利型法人（非営利徹底型と共益型を含む）における収益事業課税制度（34 業種のみ課税）である。一般法人でも、これ以外の普通法人型の場合には、企業と同様に何らの税制優遇もなく、寄附や助成金や補助金等を含む全収入が法人税の課税対象となる。

〔金融資産収益課税〕

法人税以外では、金融資産収益課税（20%）に対する非課税措置が、公益法人では旧来のままに維持されたのに対して、一般法人では失われた。

〔寄附税制の拡充〕

寄附者に対する優遇税制については、新しい公益法人では大きく拡充された。旧制度では特定の事業分野を主たる目的とする法人にのみ限定的に適用されていた特定公益増進法人制度（寄附者への税制優遇制度で「特増」と略称）が、すべての公益法人に適用されることになった。旧来は特増でなかった法人にとっては、大きな税制上のメリットになる。

1-1-5 新制度下における助成財団数

このようにして 2008 年 11 月末までに存在した助成財団は、2013 年 11 月末までに一般法人か公益法人への移行申請を終え、2008 年 12 月からは新しい助成財団が設立されはじめた。このような新制度の中で、現在の助成財団数は表 1-1-2 に示すとおりになっている。「公益」なのか「一般」なのか、「移行」なのか「新設」なのかによって特性の異なる 4 つの類型に分類している。各セルの上段は助成財団センターの DB で把握してい

表 1-1-2 助成財団の現況

		公益法人	一般法人	計
移行法人	助成財団	1,446	399	1,845
	法人全数	<u>8,905</u>	<u>8,326</u>	<u>17,231</u>
新設法人	助成財団	94	30	124
	法人全数	<u>655</u>	<u>46,527</u>	<u>47,182</u>
計	助成財団	1,540	429	1,969
	法人全数	<u>9,560</u>	※ 54,853	<u>64,413</u>

各セルの上段の数字（太字）：助成財団数（一部に社団法人もあるが殆どは財団法人）。2018.11 に助成財団センターが調査を行ったデータベース（JFC・DB）に登録された数。

各セルの下段の数字：公益法人と移行一般法人の数（下線）は、内閣府資料による 2018.7.30 現在数。一般法人の全数(※)は、公益法人協会が国税庁法人番号公表サイトによって確認した 2018.4.12 現在数。それ以外の数（新設一般、新設公益+新設一般、4 類型計の全数）は、期日の異なる両資料から差し引きして算出した架空の参考値。

る助成財団数を、下段は内閣府資料と国税庁法人番号公表サイトによる一般・公益法人の全数を示している（一部の数字は架空の参考値）。

助成財団数で見ると、移行公益法人が圧倒的に多く（1446 法人で全助成財団の 73%）、移行一般法人がその 1/4 強（399 法人で 20%）で続いており、移行法人が全体の 90% を超えている。新設法人は公益法人が若干（94 法人）と一般法人がその約 1/3（30 法人）となっており、助成財団センターが 2018 年 11 月現在で捕捉した数で見ると、10 年を経た現在でも新設の助成財団は公益と一般を合わせても 120 余りで 6%にすぎない。

1-2 調査の目的・対象・方法

1-2-1 調査の目的

先にも述べた通り、公益法人制度改革は 2008 年 12 月 1 日に施行され、2018 年 12 月 1 日には施行 10 周年を迎えた。施行から 10 年を経過した今、新制度は助成財団界にどのような影響をもたらしたのか。この調査は、下記を目的として実施した。

- ① その実態を明らかにすること。
- ② 制度上の課題や助成事業実施上の課題を抽出・整理・分析して今後の制度改革に向けた提言等を行うこと。
- ③ 助成財団が自ら努力すべき事項について確認し、助成財団界全体の更なる発展に資すること。

1-2-2 調査の対象

調査は、「移行」と「新設」、「公益」と「一般」の掛け合わせにより 4 つの法人類型を設定し、それぞれについて実施した。4 つの法人類型の特性や今後の課題は下記の通りである。

(1) 移行公益法人の助成財団

旧民法第 34 条の公益法人として主務官庁制によって設立され、制度改革施行後に公益法人に移行認定された助成財団で、現在数は 1500 弱である。今後増えることはないが減ることも殆どないと想定され、今後長期にわたって日本の助成財団の主要部分を占めることになろう。旧民法時代の設立基準により多額の財産を保有し、助成原資も財産収入のストック資産によるものが多い。しかし 1990 年のバブル崩壊後は低金利時代が続き、寄附等のフロー資産への依存も増えてきた。主務官庁の監督下に活動してきた歴史があり、主務官庁が行政庁へと交代したことによって得られた活動分野の自由化を、どこまで今後の助成事業に生かして展開できるかが課題になろう。

(2) 移行一般法人の助成財団

旧民法第 34 条の公益法人として主務官庁制によって設立され、制度改革施行後に一般法人に移行認可された助成財団で、現在は 400 程度である。旧民法時代の設立基準により多額の財産をもつものも多く、その財産が公益目的事業のために引き継がれ、公益目的支出計画に基づいて行政庁の監督のもとに、その取り崩しを原資に助成事業を行っている。ストック資産によるといえるが、その財産額を使い切ると解散するところまででてくるため、財団数は今後次第に減少し、将来的には存在しなくなる（新設の一般法人と同じ形で残存することもある）。主務官庁から行政庁へと監督官庁が交代したことによって自由な助成事業を展開できるようになったが、長期的には適時に公益目的支出計画を改定しなければ、従来のままの継続になる可能性もある。

(3) 新設公益法人の助成財団

公益法人制度改革施行後に一般法人を設立し、その後、公益認定を受けた助成財団で、

現在数は 100 に満たない。その設立傾向が現状のまま続けば長期にわたって移行公益法人の数を超えるのは難しい。設立要件、特に設立時の財産に関するハードルが低くなったために、移行法人に比べると資産は少なく、助成原資も寄附等のフロー資産によるものが多い。寄附者への税制優遇は、その寄附による財源の確保を後押しする。主務官庁制の経験がなく、設立当初から活動分野を自由に選択しており、その姿勢が根付けば移行法人とは異なる全く新しい助成財団の姿が出現する可能性もあり、既にその兆候をみることもできる。

(4) 新設一般法人の助成財団

公益法人制度改革後に一般法人を設立し、公益認定を受けていない助成財団で、現在数は数十程度と多くはない。しかし公益認定の要件が現在のように厳しいまま続くと、認定を受けない一般法人が増えてくるかもしれない。税制上の優遇は期待できないが、最も自由度の高い助成財団として、新設公益法人以上に先駆的で冒険的な、しかも時代の動きに対して弾力性の高い活動を行うことが可能であろう。公益認定要件が緩和されることになれば、この新設一般法人が新設公益法人へと展開することになるだろう。

1-2-3 調査の方法

(1) アンケート調査

アンケート調査は、Web を用いた電磁法（サーベイ・モンキー使用）によって行った。

それぞれの母集団と調査対象数、到達数、有効回答数、回答率、実施時期、質問数は次頁の表 1-2-1 の通りである（母集団の数字が表 1-1-2 と異なるのは 2016.11 調査の数を用いたため）。調査対象は、移行公益法人に関しては助成財団センターの会員法人全数とし、その他の 3 類型は助成財団センターのデータベース（以下 DB）に登録した法人（センター会員を含む）のうちメール・アドレスが確認できたものの全数とした。移行公益法人の調査対象を助成財団センター会員（DB 登録数の約 15%）としたのは、主要な全国法人は殆ど含まれており、自由記述を含む多数の手間を必要とする質問への回答にも積極的に協力いただけると考えたからである。このため、会員外の地方財団を含む多数の小規模法人が調査対象外となった。しかし会員を対象にしたためもあってか、77%という高い回答率を得ることができた。もっとも、会員外を多く含む新設法人の回答率も、一般・公益ともに 60%以上の、想定をはるかに超えるものであった。

4 つの法人類型ごとの調査項目を比較して示したのが次々頁以下の表 1-2-2 である。調査項目としては、a 法人全般の組織運営や財務に関することと、b 助成事業の実施に関することに分け、それぞれについて、①移行（設立）前後に関する質問、②移行（設立）後から現在に至る質問、③今後の意向や要望に関する質問とした。①については、当時のことを知る人が既に事務局にいないところも多いと思われ、正確な回答は得にくいことも懸念されたが、回答について曖昧な点が残ることもやむをえないことを前提に、敢えて入れた。質問数は移行公益が最も多く 55 問、次いで移行一般が 49 問、新設はやや少なく公益で

表 1-2-1 アンケート調査とインタビュー調査の対象

項 目		法人類型		移行法人		新設法人		合 計
				公益法人	一般法人	公益法人	一般法人	
母 集 団 *1	JFC・DB 登録数 〔2016.11 現在数〕			1,420 (1,333+87)	373 (328+45)	66 (65+1)	22 (20+2)	1,881 (1,746+135)
	内 JFC 会員数 〔2017.9 現在数〕			208 (207+1)	22 (20+2)	13 (13+0)	6 (5+1)	249 (245+4)
調 査 対 象	調査対象の内容		JFC 会員の 全数	DB 登録数のうち メール・アドレスの分かるもの全数				
	実 施	有効調査数 (Web 送達数)	208	196	69	21		494
	結 果	有効回答数 (有効回答率)	160 (77%)	87 (44%)	47 (68%)	13 (62%)		307 (62%)
質問項目数			55 問	49 問	46 問	29 問		延べ 179 問
アンケート送信時期			2018.1.16	2018.3.5	2018.4.11	2018.4.20		2018.1～4
インタビュー調査対象			16 法人*2	3 法人	3 法人	2 法人		24 法人

*1 JFC は助成財団センター、DB はデータベースの略。各欄の (○+○) は財団法人と社団法人の数。

*2 移行公益法人のインタビュー調査対象数のうち 5 法人は協力委員自身によるセルフ・レポート。

46 問、一般で 29 問である。自由記述による質問（表中の*印）とともに、複数の選択肢に順位をつけて回答いただく質問（本報告書では「順位付け複数選択式の質問」という。表中の★印）を重視した。順位付け複数選択式の質問を多用したのは、単一選択式や複数選択式による回答だけでは全体像を読み取り難い内容の質問が多いと考えたからである。

なお内部資料としてのみ使用する前提で回答法人名を記入いただき、各法人の事業規模や組織概要を理解するためのデータを、返信後に事務局にて DB により 2016 年度の内容を転記することにした。第Ⅱ部および第Ⅲ部のアンケート分析における回答法人の特性に関する記述は、これらの数字によるものである。

調査の実施時期（2018.1～4）については、4 法人類型の回答が重複しないよう時期をずらした。

（２）インタビュー調査

アンケート調査では各回答法人の回答別に集計した情報を再構成することで助成財団全体の特性を数量的に把握することはできるが、各財団がもつ総合的・包括的な固有の特徴や課題を描き出すことはできない。そこで法人類型ごとに特徴的な財団を事例として取り上げてインタビュー調査を行うことにより、各財団の総合的・包括的な固有の特徴や課題を、それぞれのストーリーとして描きだすことにした。

インタビュー対象法人は、アンケート調査に回答があり、記述回答等において特徴の見

表 1-2-2 法人類型別アンケート調査項目総括表

分 類		質 問 項 目	移行法人		新設法人	
			公益法人	一般法人	公益法人	一般法人
フェース・シート		法人種別（財団／社団）・法人名＊	Q1	Q1	Q1	Q1
		記入者氏名・連絡先（メール／電話）＊	Q2	Q1	Q2	Q2
		旧主務官庁＊	—	Q2	—	—
a 組 織 全 般	①移行時 やその前後	公益法人を選択した理由＊★	Q3	—	—	—
		一般法人を選択した理由＊★	—	Q3	—	—
		定款における目的の変更(理由や内容)＊	Q4-6	Q4-6	—	—
		定款における事業の変更(理由や内容)＊	Q7-9	Q7-9	—	—
		行政庁や認定委員会の指摘と対応＊	Q10-11	Q10-11	—	—
	②新設時 や公益認定時	定款における目的＊	—	—	Q3	Q3
		公益認定申請時の定款の目的変更＊	—	—	Q4	—
		定款における事業＊	—	—	Q5	Q4
		公益認定申請時の定款の事業変更＊	—	—	Q6	—
		設立時の財産額＊	—	—	Q7	Q5
		設立時の財産の種類とその調達＊★	—	—	Q8-9	Q6-7
		公益認定を受けた理由＊★	—	—	Q10	—
		行政庁や認定等委員会の指摘と対応＊	—	—	Q11-12	—
		一般法人の税制上の３区分とその理由＊	—	—	—	Q8-9
		公益認定についての検討	—	—	—	Q10-11
		公益認定を受けなかった理由＊	—	—	—	Q12
	③現在までの変化 や現状	移行前に特定公益増進法人であったか	Q12	—	—	—
		特増だった場合の自由度の変化と理由＊	Q13-15	—	—	—
		特増でなかった場合の自由度の変化と理由＊	Q16-18	Q12-14	—	—
		寄附受入の変化（と増減理由）＊	Q19-21	Q41-43	Q14	Q14
		公益法人のメリット感＊★	Q22	—	Q17	—
		一般法人のメリット感＊★	—	Q15	—	Q17
		一般法人のデメリット感＊★	—	Q16	—	Q18
		現在の公益事業や助成事業の財源＊★	Q23	Q38	Q13	Q13
		財務３基準への対応	Q24	—	Q18	—
		収支相償の制約や問題＊	Q25	—	Q19	—
		公益目的事業比率の制約や問題＊	Q26	—	Q20	—
		遊休財産額保有制限の制約や課題＊	Q27	—	Q21	—
		行政庁の監督（法人運営に関して）＊	Q28-30	—	Q25-27	—

		行政庁の監督（内部管理に関して）＊	Q31-33	—	Q28-30	—
		行政庁の監督（助成事業に関して）＊	Q34-36	—	Q31-33	—
		行政庁の監督（公益目的支出計画）＊	—	Q17-19	—	—
		行政庁の立ち入り検査の有無	—	Q20-23	—	—
		収益事業の内容や全収益に対する割合＊	—	Q39-40	Q15-16	Q15-16
	④今後のこと	今後重視したい公益事業財源＊★	Q37	Q44	Q34	Q19
		法人類型の選択	Q38	Q24	Q35	Q20
		公益法人を選択する理由＊	Q39	Q26	Q36	Q22
		一般法人を選択する理由＊	Q40	Q25	Q37	Q21
		収支相償への意見＊	Q41	—	Q22	—
		公益目的事業比率への意見＊	Q42	—	Q23	—
		遊休財産額保有制限への意見＊	Q43	—	Q24	—
		公益／一般法人制度の在り方への意見＊	Q44	Q27	Q38	Q23
		組織運営に関する課題＊	Q45	Q28	Q39	Q24
		助成財団センターへの意見＊	Q46	Q29	Q40	Q25
b 助 成 事 業	①移行時 やその前 後	移行時の公益目的財産の種類＊★	—	Q30	—	—
		移行時の公益目的財産額＊	—	Q31	—	—
		移行時の公益目的財産の使用期間＊	—	Q32	—	—
		公益目的支出計画の助成プログラム＊	—	Q33	—	—
		助成プログラムの変更	Q47	Q34	—	—
		見直した助成プログラムの内容や理由＊	Q48	Q35	—	—
		追加した助成プログラムの内容や理由＊	Q49	Q36	—	—
		廃止した助成プログラムの内容や理由＊	Q50	Q37	—	—
	②新設時	設立当初の助成プログラムの概要＊	—	—	Q41	Q26
	③現在ま での変化 や現状	助成事業見直しや公益目的事業変更＊★	Q51	—	Q42-43	—
		助成プログラムの変化＊	—	—	—	Q27
		助成プロジェクトの評価＊	Q52	—	—	—
		助成プログラムの評価＊	Q53	—	—	—
	④今後の こと	助成事業見直し等の意向＊	Q54	Q47-48	Q44-45	Q28-29
		公益目的事業変更手続きへの意見＊	Q55	—	Q46	—
		公益目的支出計画について感じること＊	—	Q45-46	—	—
		公益目的支出計画変更手続きへの意見＊	—	Q49	—	—

注) 同じ質問項目でも、法人類型の特性によって質問文や選択肢の表現は異なることがある。

＊印は自由記述を含む質問、★印は順位付け複数選択式の質問

られたものを中心に、個別交渉して設定した。結果的に、その殆どは当センターの会員財団である。各法人類型のインタビュー法人数は表 1-2-1 の最下欄に示す通りであるが、移行公益法人 16 法人のうち 5 法人は、検討委員会の協力委員が所属する財団について、検討委員が自ら記入したセルフ・レポートである。

インタビュー項目は「公益法人制度改革は助成財団にどのような影響を与えたか」を総合テーマとして法人類型別に 9 項目を定めた。例えば移行公益法人の場合は、下記の通りであり、法人類型によって若干の表現の違いがある。

- ① 設立の経緯や歴史的背景
- ② 旧民法法人からの移行において組織形態や助成事業で特に考慮・配慮したこと
- ③ その結果・成果としての現在の助成プログラムの特徴と課題
- ④ 財務的な影響と展望（財務 3 基準への意見等）
- ⑤ 制度に移行して特に良かったことや良くなかったこと
- ⑥ 今後の助成事業展開について制度的な面および制度以外の面で壁となっていること
- ⑦ 今後のより活発な助成事業展開について努力していきたいこと（長期展望）
- ⑧ 今回の調査で特に期待すること（その意図や背景）
- ⑨ その他（個々の財団の特徴により特に重要と思われること）

これらのインタビュー項目は事前にインタビュー法人に提示し、インタビューは 2018 年 7 月から 8 月にかけての約 2 か月間に、協力委員・専門委員・主催委員が補助スタッフとともに対象法人を訪問して行った。インタビューは 1 時間～1 時間半を目途とし、共通質問項目のどれに重点を置くかは、それぞれの財団の特徴やアンケート回答の内容に応じて調査者に一任した。内容は録音をとり、担当者が A4 で 2～3 頁程度の要点記録案を作成し、法人名と内容を公開する前提で対象法人に修正・削除を求め、返信をもって確定した。録音は、本調査終了後に廃棄した。

（3）意見交換

調査にあたっては、適時に会員財団等に経過を報告し、広く意見を交換する機会を設けて調査に反映させることにした。

本調査を開始して暫くした 2018 年 2 月の助成財団フォーラム 2017、アンケート調査とインタビュー調査が終了した同年 11 月の大阪における「関西フォーラム」、政策提言を含む調査の概要がほぼまとまった同年 12 月の公益法人協会等と共催の「新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム」、調査の全体像が見えてきた 2019 年 2 月の「助成財団フォーラム 2018」を、意見交換の機会とした。それぞれの機会では、4 つの法人類型の事例報告が行われ、それぞれの制度的な特徴を反映した多様な意見が交換されるよう工夫した。

なお、当初の計画では、大阪以外の 2 つの都市で地域フォーラムの開催を計画したが、まとまった事例報告（インタビュー対象等）が得られなく、実施できなかった。

第Ⅱ部

調査結果および今後の課題と提案

2-1 調査結果の概要

2-1-1	移行公益法人について……………	29
2-1-2	移行一般法人について……………	35
2-1-3	新設公益法人について……………	40
2-1-4	新設一般法人について……………	44

2-2 意見交換の内容と結果

2-2-1	助成財団フォーラム 2017……………	49
2-2-2	関西フォーラム……………	50
2-2-3	新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム…	52
2-2-4	助成財団フォーラム 2018……………	53

2-3 公益法人制度改革のメリット

2-3-1	法人制度から見たメリット……………	55
2-3-2	税制から見たメリット……………	57
2-3-3	公益法人制度改革による寄附金受入額の変化…	61

2-4 助成財団が自ら取り組むべきこと

2-4-1	助成財団の社会的信頼とは……………	65
2-4-2	助成プログラムの質的向上を図るために…………	66
2-4-3	資金確保と効果的な管理・運用のために…………	70
2-4-4	自主・自律の組織運営のために……………	71
2-4-5	助成財団センターの今後の役割……………	73

2-5 制度上の課題と提案

2-5-1	制度上の課題と提案の趣旨……………	74
2-5-2	財務 3 基準の改正について……………	74
2-5-3	公益法人のより弾力的な運営のために……………	76
2-5-4	一般法人に関連して検討すべき事項……………	77

第Ⅱ部 図表一覧

図 2-1-1 アンケート調査による移行公益法人の特徴

図 2-1-2 アンケート調査による移行一般法人の特徴

図 2-1-3 アンケート調査による新設公益法人の特徴

図 2-1-4 アンケート調査による新設一般法人の特徴

表 2-1-1 移行公益法人の移行時における助成プログラムの変更 (Q47)

表 2-1-2 移行公益法人の公益目的事業の財源 (2016 年度) (Q23)

表 2-1-3 移行で公益法人を選択した理由 (Q3)

表 2-1-4-① 移行前に特定公益増進法人 (特増) であったか～移行公益法人～ (Q12)

表 2-1-4-② 公益法人へ移行し自由度はどう変わったか～特増であったかどうかによる違い～
(Q13/Q16)

表 2-1-5 移行一般法人の移行時における助成プログラムの変更 (Q34)

表 2-1-6 移行一般法人の助成事業の財源 (2016 年度) (Q38)

表 2-1-7 移行で一般法人を選択した理由 (Q3)

表 2-1-8 新設公益法人の設立後の助成事業の見直し等の意向 (Q44)

表 2-1-9 新設公益法人の公益目的事業の財源 (2016 年度) (Q13)

表 2-1-10 新設後に公益認定を受けた理由 (Q10)

表 2-1-11 新設一般法人の今後の助成事業の見直し等の意向 (Q28)

表 2-1-12 新設一般法人の助成事業の財源 (2016 年度) (Q13)

表 2-1-13 新設後に公益認定を受けなかった理由 (Q12)

表 2-2-1 調査過程における意見交換の機会一覧

表 2-3-1 公益法人に移行したメリット感 (Q22)

表 2-3-2 一般法人に移行したメリット感 (Q15)

表 2-3-3 一般法人に移行したデメリット感 (Q16)

表 2-3-4 法人類型別にみた寄附金受入額の変化

表 2-4-1 公益法人の移行後／新設後の助成事業の見直し比較

表 2-4-2 各法人類型の今後の助成事業の見直し等の意向比較

表 2-4-3 移行公益法人における助成プロジェクト評価と助成プログラム評価 (Q52・Q53)

表 2-5-1 公益法人の財務 3 基準で制約を感じたことと主な意見

第Ⅱ部 調査結果および今後の課題と提案

2-1 調査結果の概要

2-1-1 移行公益法人について

(1) アンケート調査の結果から

〔回答法人の特性〕

アンケートの送付件数208件に対し、回答件数は160件（財団158件99%、社団2件1%）で、回答率は77%であった。この回答率は当センターの会員を対象とした調査であるとしても、非常に高い数字である。

財政規模を正味財産で見ると、30億円未満が72件と多く、一方200億円以上の法人は27件と、規模が2分化している。1000億円以上の法人は6件ある。経常収益は0.25～0.5億円／年が最も多く25件である。一方、7.5億円以上の法人も8件ある。

年間助成総額は、年間1億円未満が104件で全体の67%を占める。一方7.5億円以上の助成をしている法人が5件ある。経常収益に占める助成総額の割合（以下、助成割合）では、50～75%の法人が41%と最も多い。50%を超えている法人は66%で、助成を主体とした財団である。50%未満は、褒賞や普及啓発など助成以外の事業を主な活動としている。なお助成割合が100%を超える法人が3%あり、資産の取り崩しを行なっていると考えられる。

〔助成プログラム関連〕

移行時の助成プログラムの変更の質問（表2-1-1、複数選択）については、「移行前の助成プログラムと基本的な内容は変わらない」（77%,111件）が8割近くで最も多く、次いで「移行前の助成プログラムのままだが、内容を見直して修正したプログラムがある」（12%,17件）、「移行時に新たに助成プログラムを追加した」（8%,11件）、「移行前の助成プログラムで廃止したものがある」（7%,10件）がそれぞれ1割前後で続いている。

表 2-1-1 移行公益法人の移行時における助成プログラムの変更〔Q47 n=144〕

選択肢		回答数 (%)	
変更した	内容を見直して修正したプログラムがある	38 (26%) *	17 (12%)
	助成プログラムを追加した		11 (8%)
	助成プログラムで廃止したものがある		10 (7%)
移行前と基本的な内容は変わらない		111 (77%)	

* 「変更した」は複数選択があるため「変わらない」を含めた割合は100%を超えている。

移行後からこれまでに至る助成事業の見直しや公益目的事業の変更については、「助成事業の見直しも公益目的事業の変更もしていない」（58%,83件）が6割近くで最も多く、次いで「助成事業は見直したが公益目的事業の変更はしていない」（18%,26件）、「助成事業を見直して定款も変更し、公益目的事業を変更した」（10%,15件）、「助成事業を見直して定款の範囲で公益目的事業を変更した」（8%,12件）が1～2割前後で続いている。定款

変更の有無に拘わらず「公益目的事業を変更した」（18%,27件）のは2割近い。

今後の助成事業の見直しや公益目的事業計画の変更を行う意向への回答としては、「助成事業の見直しも公益目的事業の変更も当面は行う意向はない」（53%,77件）が最も多く、以下「公益目的事業の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい」（27%,39件）、「現在の定款の範囲で公益目的事業の変更を視野に入れて助成事業を見直したい」（12%,17件）、「定款の変更や公益目的事業の変更も視野に入れて助成事業を見直したい」（7%,10件）と続いている。

公益目的事業の変更手続きに関する自由意見としては、「申請と届出のどちらであるかの判断が難しい」、「書類提出から結果が出るまでの期間がわからないことの課題（事業計画に盛り込んで良いのかどうかの判断に苦慮することがある）」などの記述が見られた。

〔財源・財務関連〕

現在の公益目的事業の財源について「順位付け複数選択式」で質問したところ（表2-1-2）、3割前後の法人が「株式の配当」（35%,50件）を1番多く占める財源と回答しており、「国債等の債券や定期預金の金利」（31%,44件）と「毎年度の寄附や会費」（29%,42件）がほぼ同じでそれに続く。それ以外の財源を1番多いとする法人は2%に過ぎない。財源の変動性・安定性という観点から見ると、「株式の配当」と「（毎年度の）寄附」は変動性のある財源、「国債等の債券や定期預金の金利」と「（毎年度の）会費」は安定性のある財源ということができる。

表 2-1-2 移行公益法人の公益目的事業の財源（2016 年度）〔Q23 n=144〕

財源	多い順番	1 番	2 番	3 番	1~3 番小計	4~7 番+該当なし
国債等の債券や定期預金の金利		○44 31%	◎64 44%	○20 14%	◎128 89%	16 11%
株式の配当		◎50 35%	20 14%	4 3%	○74 51%	70 49%
毎年度の寄附や会費		○42 29%	○29 20%	○19 13%	○90 62%	54 38%
収益事業から得られる利益		2 1%	0 0%	5 3%	7 5%	137 95%
その他（3 項目の計） 〔%は 3 項目の平均〕		9 2%	10 2%	18 4%	37 9%	395 91%

※ 回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」（準じるものを含む）。

同じ質問方式で、今後、最も重視したい公益事業の財源を聞いたところ、「株式の配当」（38%,55件）、「国債等の債券や定期預金の金利」（30%,43件）、「毎年度の寄附や会費」（30%,43件）をそれぞれ1番多いとする回答が並び、表2-1-2の現在の公益目的事業の財源構成とほぼ同じである。しかし「株式の配当」を1番多いとする法人は現状より3%増になっている。敢えて言えば、これは財産運用を自由にできるようになった今回の制度改革の

メリットを反映しているのかもしれない。

財務3基準で制約を感じたこと（複数回答）については、「収支相償」（50%,72件）が半数で最も多い。次いで多いのが「遊休財産額保有制限」（24%,34件）で1/4が制約を感じている。遊休財産は収支相償と連動するものでもあり、これらに対する制約は、法人の運営に直接携わる関係者からは不評である。

なお「公益目的事業比率」（1%,1件）については殆ど制約感の指摘がない。収益事業を行うことが少ない助成財団ならではの特徴であろう。

またいずれの制約も感じたことが「特にない」（41%,59件）との回答が4割ある。これらは、先に見た安定した財源の法人が多いのではないだろうか。

行政庁へ毎年度提出する定期提出書類あるいは立ち入り検査で受けた指摘については、多くの指摘内容は運営マニュアルなどで明示されれば解決できる問題であるが、行政庁の担当者により指摘内容が異なるとの意見が目立った。

〔組織運営関連〕

移行時に公益法人を選択した理由については（表2-1-3）、「社会的な信頼性が得られるから」（44%,67件）を1番の理由とする法人が最も多く、僅差で「助成財団として当然の選択」（41%,63件）が続く。併せて8割以上あり、税制上の優遇という実利よりも信頼性を重視していることがわかる。実利面を1番とした回答としては「利息や配当などの金融資産収益に課税されないから」（18%,27件）があるが、2割未満で大きい割合ではない。

表 2-1-3 移行公益法人を選択した理由〔Q3 n=154〕

選択肢		1 番	2 番	3 番	1~3 番小計	4 番+該当なし
税制上の優遇	寄附者に税制優遇があるから	11 7%	17 11%	○42 27%	70 45%	84 55%
	利息や配当などの運用益に課税されないから	27 18%	○32 21%	◎50 32%	○109 71%	45 29%
	収益事業の利益を見なし寄附にすることができるから	1 1%	1 1%	4 3%	6 4%	148 96%
	社会的な信頼性が得られるから	◎67 44%	◎52 34%	17 11%	◎136 88%	18 12%
助成財団として当然の選択と考えたから		○63 41%	○35 23%	20 13%	118 ○77%	36 23%
その他（2項目の計） 〔%は2項目の平均〕		4 1%	1 0%	0 0%	5 2%	303 98%

※ 回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」（準じるものを含む）。

※ 1 番を複数選択した回答があったため、その合計の割合が 100%を超えている。

移行時の定款において、寄附行為の目的を「変更しなかった」（74%,111件）は3/4を占め、「変更した」（26%,38件）は1/4と少ない。事業を「変更した」（33%,49件）は1/3で、変更の割合は目的よりも事業の方が多い。目的や事業を変更しなかった理由とし

ては、出捐者の意向を尊重した、といった回答が多い。

定款や公益目的事業の内容について、行政庁からの修正等の指摘があったかどうかについては、「指摘はなかった」（81%,121件）が8割以上で、「指摘があった」は（19%,28件）2割未満と少ない。変更の内容も、表現の見直し、実態に合わせて、などが多い。ごく初期には混乱があったようだが、大きな影響はなかったと判断される。なお、この当時のことは「担当者がすでにいないため、不明」とするものも多く、移行から既に10年経ったことを感じさせる。

〔移行前後の変化〕

移行前に特定公益増進法人（「特増」）であったかどうかについては（表2-1-4-①）、「特増であった」（43%,64件）と「特増でなかった」（40%,60件）がほぼ同率である。「どちらか分らない」が（17%,25件）で、10年前の過去の状況を知る人が既に退職しているためと思われる。「分らない」の内容も「であった」と「でなかった」と同じ比率と仮定すれば、公益法人に移行した助成財団の半数は公益法人制度改革以前から特増として寄附優遇を受けていたことになる。（改革前の公益法人全体について見ると特増は1,000件以下で全数の4%にも達していなかったから、公益に移行した法人の半数が特増だったというのは、助成財団の著しい特徴といえる）

表 2-1-4-① 移行前に特定公益増進法人(特増)であったか～移行公益法人～〔Q12 n=149〕

	特増であった	特増でなかった	分らない
特増であったかどうか	64 (43%)	60 (40%)	25 (17%)

移行後の法人運営に関する自由度（やり易さ）について見ると（表 2-1-4-②）、「特増であった」法人への質問では、「大きな変化はなかった」（80%,47 件）との回答が 8 割、「増した」（5%,3 件）、「減った」（10%,6 件）、「増した面と減った面がある」（5%,3 件）との回答は 3 つ合わせても 2 割で、それほど多くはない。「増した面と減った面がある」を「増した」と「減った」のそれぞれにそのまま加えて計算すると「増した」が 10%、「減った」が 15%となり、若干ではあるが「減った」が多い。もっとも、特増であったかどうか

表 2-1-4-② 公益法人へ移行し自由度はどう変わったか～特増であったかどうかによる違い～

〔Q13 n=59〕〔Q16 n=56〕

		特増であった 〔Q13 回答 59※〕		特増でなかった 〔Q16 回答 56※〕	
大きな変化はなかった		47 [80%]		42 [75%]	
変化あり	自由度が増した	12 [20%]	3 [5%]	14 [25%]	2 [4%]
	自由度が減った		6 [10%]		7 [13%]
	増した面と減った面がある		3 [5%]		5 [9%]

※ Q13・Q16 の回答数が Q12 の回答数より少ないのは、それぞれに未回答があったため。

かの前問で「わからない」が17%あったことから、この回答の差もどう読むべきか検討が必要である。なお、自由度が増した理由では「資産運用の自由度が増した」点が、自由度が減った理由では「収支相償の導入」、が指摘されており注目に値する。

「特増でなかった」法人への質問では、移行後の法人運営に関する自由度（やり易さ）に「大きな変化はなかった」（75%,42件）が7割余りで、「増した」（4%,2件）、「減った」（13%,7件）,「増した面と減った面がある」（9%,5件）の3つを合わせても3割に満たず、それほど多くはない。特増であったかどうかによる差は大きくない。また記されている理由もほぼ同じである（資産運用の自由度が増した、収支相償の導入、など）。

寄附受入の変化は、1法人の平均で2008年度が1億5400万円（百万円未満を四捨五入、以下同じ）であるのに対し、2016年度は2億1700万円となっていて金額的には41%増加している（両年度あるいはどちらかの年度に寄附があった109法人で計算）。ただしこれは2016年度に10億円以上の多額の寄附を受け入れた3法人を含む値で、それを除く106法人では7900万円から7500万円へと400万円の減となっている。多額の寄附を受け入れた法人も含め、理由は様々に記されており、制度改革との関係は必ずしも読み取れない。寄附額による頻度別のグラフでも、読み取ることは難しかった。

公益法人となったことでメリットを感じたことは、「社会的な信頼性が得られた」（66%,95件）を1番とする法人が最も多く、「利息や配当などの運用益に課税されないため、より多くの助成原資を確保できた」（20%,29件）を1番とする法人が大きな差でそれに次ぐ。これ以外の選択肢は4%以下とさらに下がる。公益法人を選択した理由の回答と同じパターンを示している。

今後の法人類型の選択では、「公益法人のままで進めたい」（89%,128件）が9割近くで最も多く、「考えたことがない」（10%,14件）が1割で続き、「公益法人を取り下げ一般法人で進めたい」（1%,2件）は例外的な回答といえる。

以上の特徴を簡潔に整理すると、下図のように表現できる。

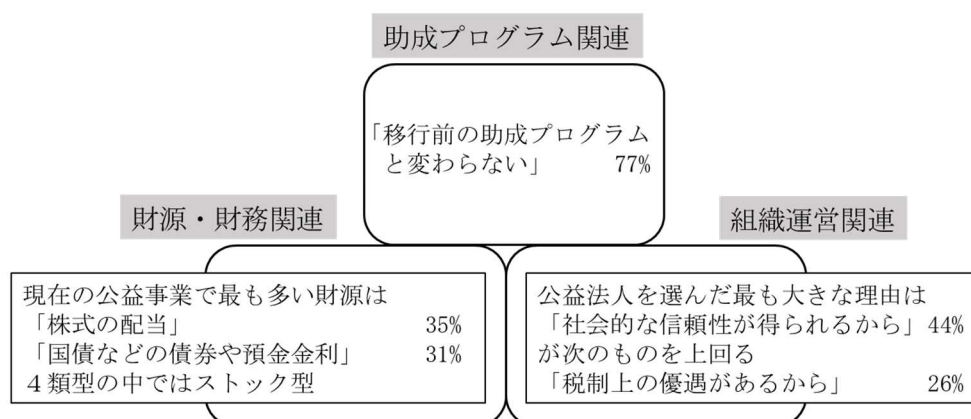


図2-1-1 アンケート調査による移行公益法人の特徴 (n=160)

（２）インタビュー調査の結果から

〔対象法人の概要〕

インタビュー対象先は16件である。このうち5件は今回のプロジェクトの調査検討委員会協力委員所属財団であることから、当該協力委員が自ら回答（セルフレポート）した。なお移行前後の比較については、既に移行前の担当者が交代しているため困難である、との回答が過半であった。

〔助成プログラム関連〕

助成プログラム等の公益目的事業への影響については、ポジティブな評価が多かった。内容を列挙すると、「新たな助成プログラムの追加が容易になった」「（以前に奨学金を受けた）OB/OG組織の活用等、従来は公益事業としては認め難いとされたものが、前向きに認められるようになった」「監督官庁が跨がった事業分野のケースでは、従来運営上それぞれの監督官庁との調整が必要であったが、一本化され運営が容易となった」「事業に助成金交付だけでなく、施設貸与も認めてもらえ、併せて一本の公益目的事業と認められた」等である。

〔財源・財務関連〕

財務3基準のうち、いわゆる収支相償や遊休財産額保有制限については、事前の規制による抑止効果によって財団の事業活動や財務戦略にマイナスであるとの指摘が圧倒的に多かった。特にいわゆる収支相償については現状では支障がなくても、将来の活動への弊害を懸念する声があった。また、遊休財産額保有制限については、遊休財産はあればあるだけ安定性と対外的な信用が増すので、事業費の1年分に制限する意味は理解し難いとの発言もあった。

しかし一方で、一部ではあるが「現状では運営面での対応に大きな支障はない」とする意見もあった。「行政庁は規制を増やすのではなく、自主性を尊重して公益活動を増進するためのサポートに徹すべき」との意見もあった。

資産運用に関しては、運用の拡がり・自由度が増したこと、基本財産の取り崩しや運用の多様化が可能になったこと等を高く評価する声が多かった。

〔組織運営関連〕

設立の経緯は創業〇周年といった周年事業によるものが9件、過去の代表者或いは創業者（創業家）の遺志・意向によるものが7件である。

組織面では、旧制度下で所管の異なる財団の合併は考えられなかったが、新制度でそれが容易になったとの指摘や、制度改革を機に本人の出席が可能な役員・評議員に入れ替える等、ガバナンスを強化したといった意見があった。

事務手続や立入検査その他については、変更認定の手続きの煩雑さや、変更届との手続き面の不明確さ・煩雑さを指摘する声があった。立入検査については、全財団への実施でなく、抜き取り検査方式にすべきとの指摘や、帳簿だけではなく活動も見て欲しいとの意見があった。また、小規模財団への配慮を求める声もあった。

2-1-2 移行一般法人について

(1) アンケート調査の結果から

〔回答法人の特性〕

アンケートの送付件数196件に対し回答件数は87件（財団75件、社団12件）で、回答率は44%であった。この回答率は4割を超えてはいるものの、4類型のうちでは最も低かった。

財政規模を正味財産で見ると、10億円未満が58件と最も多く79%を占めている。規模の大きな法人としては230～250億円のものが1件ある。

経常収益は1億円未満の法人が48件と最も多く、一方10億円以上の法人は5件あり、規模が2分している。

助成総額は年間1500万円未満が62件と85%を占めている。経常収益に占める助成総額の割合では、25%未満が60%と最も多い。50%未満は、褒賞・普及啓発など助成以外の公益事業や収益事業を主な活動としていていると考えられる。50%を超えている法人は29%で、これは助成を主体とした法人であり、公益目的事業比率という点から見れば公益認定も十分可能となる。なお助成割合が100%以上の法人は22%あり、資産の取り崩しを行なっていると考えられる。

〔助成プログラム関連〕

移行時における前後の助成プログラムの変化では（表2-1-5）、「移行前の助成プログラムと変わらない」（82%,64件）が8割以上を占めて最も多く、大差で「内容を見直して修正したプログラムがある」（8%,6件）と「新たに追加したプログラムがある」（8%,6件）が同数で続き、僅かながら「廃止した助成プログラムがある」（3%,2件）もある。「変更した」の合計は18%,14件である。

表 2-1-5 移行一般法人の移行時における助成プログラムの変更〔Q34 n=78〕

選択肢		回答数 (%)	
変更した	内容を見直して修正したプログラムがある。	14 (18%)	6 (8%)
	移行時に新たに追加した助成プログラムがある。		6 (8%)
	移行後に廃止した助成プログラムがある。		2 (3%)
移行前の助成プログラムと変わらない。		64 (82%)	

移行時に定めた公益目的支出計画については、「特に問題を感じていない」（72%,53件）が7割を越え、「問題を感じてはいるが、当面はそのまま続けて運用していきたい」（26%,19件）が続く。「問題を感じており、計画内容の変更を検討したい」は（3%,2件）は僅かである。「計画内容の変更を検討したい」理由と内容のうちの1件は「財団を解散させる方向で考えている」である。

助成事業の見直しや公益目的支出計画の変更に関する意向では「どちらの変更も当面は行う意向はない」（77%,57件）が8割近くで最も多い。「現在の定款の範囲で公益目的支出計画の変更を視野に入れて助成事業を見直したい」（8%,6件）や「公益目的支出計画の変

更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい」(8%,6件)は同率で1割以下であり、「定款の変更や公益目的支出計画の変更も視野に入れて助成事業を見直したい」(4%,3件)は例外的とも言える。これらの3回答を合わせた見直しの意向は、2割である。

〔財務・財源関連〕

移行時の公益目的財産で1番多く保有するものは、「国債等の債券や定期預金」(64%,50件)との回答が最も多い。他は分散しており、「株式」(10%,8件)、「土地・建物等の不動産」(8%,6件)、「その他の財産」(8%,6件)が1割程度で並ぶ。「その他の財産」としては、現金、預金、投資信託などである。「株式」以外は、安定的な収入をもたらす財産と言えるだろう。

移行時の1法人当たりの公益目的財産額は、平均10億3000万円である。公益目的財産の使用期間は平均45.2年であるが、0年から294年まで幅広く分布している。

なお事業収益が収益全体に占める割合の平均は62%と半数を超えている。これが、公益法人ではなく一般法人を選択した要因の一つと考えられる。

受入寄附額の変化を見ると、2008年度の1法人平均が4800万円(100万円未満を四捨五入、以下同じ)であるのに対し2016年度は5500万円である(両年度あるいはどちらかの年度に寄附があった20法人を対象として計算)。1法人当たり平均値は700万円増加しているが、その頻度分布や理由からは、制度改革が影響したかどうかを判断することは難しい。

現在の助成事業の財源(表2-1-6)では、「国債等の債券や定期預金の金利」(26%,19件)を1番多いとする法人が最も多く、「その他の資金」(20%,15件)、「毎年度の寄附や会費」(18%,13件)、「収益事業から得られる利益」(15%,11件)、「株式の配当」(11%,8件)が漸減して続き、多様に分散している。「その他の資金」を1番とする法人が比較的多い理由を自由記述から見ると公益目的財産の取崩しで、移行一般法人の特徴である。

表 2-1-6 移行一般法人の助成事業の財源 (2016 年度) [Q38 n=74]

種類 \ 多い順番	1 番	2 番	3 番	1~3 番小計	4~7 番 + 該当なし
国債等の債券や定期預金の金利	◎19 26%	◎18 24%	5 7%	◎42 57%	32 43%
株式の配当	8 11%	1 1%	4 5%	13 18%	61 82%
毎年度の寄附や会費	○13 18%	○12 16%	5 7%	○30 41%	44 59%
国債等の債券や株式の売却代金 (キャピタルゲイン)	3 4%	3 4%	1 1%	7 9%	67 91%
収益事業から得られる利益	11 15%	7 9%	1 1%	19 26%	55 74%
その他の資金	○15 20%	2 3%	0 0%	17 23%	57 77%

※ 回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」(準じるものを含む)。

関連して今後最も重視したい助成事業の財源を聞いたところ、「国債等の債券や定期預金の金利」（28%,21 件）を 1 番にあげる法人が最も多く、「毎年度の寄附や会費」（18%,13 件）と「収益事業から得られる利益」（18%,13 件）もやや少ないながら並んで続く。特定の財源に集中するというより、様々な財源に分散している。

〔組織運営関連〕

移行時に一般法人を選択した理由は（表 2-1-7）、最も多くの法人が「助成以外の事業を行っており/行うことが予想され、公益目的事業比率 50%以上の基準に制約されなかった」（22%,18 件）を 1 番にあげている。以下、「移行後の行政的な関与や事務的な負担を少なくしたかった」（17%,14 件）と「全般的に公益法人となるメリットがあまり無い」（17%,14 件）が同率で 2・3 位に、4 位として「移行手続きが簡単で事務的な負担が軽かったから」（16%,13 件）が続く。総じて実務面の煩雑さを忌避する回答が続いている。「その他」（5%,12 件）を 1 番としたものも 12 件あり、その自由記述には「公益法人となるための基準に達していなかった」という理由が多いが、このほか「利息はわずかであり、節税メリットは少ない」と言った記載もある。財政規模が小さく、出捐企業からの毎年度の寄附などフローの財源によって運営している場合は、節税メリットは少ない。自由度を優先して一般法人を選択したものと思われる。

一般法人への移行に際して、移行前の寄附行為の「目的」を移行後の定款において「変更しなかった」（77%,62 件）のは 8 割近くで、「変更した」（23%,19 件）を大きく上回っている。「事業」についても「変更しなかった」（72%,58 件）が 7 割を越え、「変更した」（28%,23 件）よりもはるかに多い。

表 2-1-7 移行で一般法人を選択した理由〔Q3 n=82〕

選択肢	順番	1 番	2 番	3 番	1～3 番小計	4～8 番+該当なし
移行手続きが簡単で事務的な負担が軽かったから		13 16%	○16 19%	7 9%	○36 44%	46 56%
移行後の行政的な関与や事務的な負担を少なくしたかったから		○14 17%	◎18 22%	○13 16%	◎45 55%	37 45%
公益事業 50%以上の基準に制約されなかったから		◎18 22%	5 6%	4 5%	27 33%	55 67%
収支相償の基準に制約されなかったから		8 10%	6 7%	2 2%	16 20%	66 80%
全般的に公益法人となるメリットがあまり無いと判断したから		○14 17%	11 13%	○13 16%	○38 46%	44 54%
その他（3 項目の計） 〔%は 3 項目の平均〕		12 5%	7 3%	5 2%	24 10%	222 90%

※ 回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」（準じるものを含む）。

※「その他」には「遊休財産の保有基準に制約されなかったから」「情報公開について、一定の自由度を保ちたかったから」「その他」の 3 問を含む。

定款や公益目的支出計画の内容に関しての行政庁や認定等委員会からの指摘については、「なかった」（86%,68件）が多くを占めるが、「あった」（14%,11件）も若干ある。

次に移行の前後での運営や事業の自由度の変化を聞いたところ、「大きな変化はない」（72%,57件）が7割以上だが、「自由度が増した」（15%,12件）もある。特徴的な回答では、「主務官庁制がなくなった」ことがある。「自由度が減った」（5%,4件）もあり、その理由としては、「事務手続きが増えた」などが指摘されている。

一般法人に移行した1番のメリットとしては、「行政の関与が少なくなり自由に助成事業ができるようになった」（20%,16件）と「安定した助成事業ができるようになった」（19%,15件）の2件がほぼ等しく、これに「その他」（10%,8件）と「資産運用の制約がなくなり運用実績を上げることができた」（6%,5件）が続いている。

一般法人に移行した1番のデメリットでは、「金融資産収益に課税されるようになった」（41%,32件）が4割で最も多く、次いで僅かながら「収益事業に軽減税率が適用されなくなった」（11%,9件）もある。これ以外の回答は非常に少ない。

行政庁への定期提出書類に関して受けた指摘は、事務的な内容が多い。行政庁の立入検査については、受けたことが「ない」（97%,77件）が殆どで、「ある」（3%,2件）は例外的とも言える。この点が公益法人と際立って異なっている。指摘内容としては、定款に関することや理事会・評議員会の議事録についての記述が目立った。

今後に関することとして、法人類型について聞いたところ「一般法人のままで進めたい」（75%,59件）が7割を超えて最も多く、次いで「考えたことがない」（20%,16件）が続く、「公益法人で進めたい」（5%,4件）は僅かである。上記の理由では、「自由度を維持したい」、「公益法人になるメリットがない」といった記述が多い。低金利の下で出捐企業などからの損金算入限度額以内の寄附をベースとして運営する法人では、節税のメリットが多くないためと思われる。

一方、公益法人制度の在り方に関する意見では、「実績を見て、一般法人に対しても非課税にして欲しい」というものがあり、組織運営に関して課題と感じていることでは、「低金利による運用益の減少」が現実的な課題として記載されている。

以上の特徴を簡潔に整理すると、次頁の図2-1-2のように表現できる。

（２）インタビュー調査の結果から

〔対象法人の概要〕

3つの移行一般法人に対してインタビュー調査を行った。いずれも、企業、もしくは企業経営者の出捐により設立された財団である。公益目的支出計画にかかわる行政庁は、1件は内閣総理大臣（内閣府）、2件は県知事（県）である。助成対象は、前者は全国を、後者2件は特定地域を対象としている。

〔助成プログラム関連〕

助成プログラムの内容については、いずれの法人も移行後に見直しを行っている。しかし、移行を契機として時代の変化に合わせてプログラムを見直したという性格が強く、一

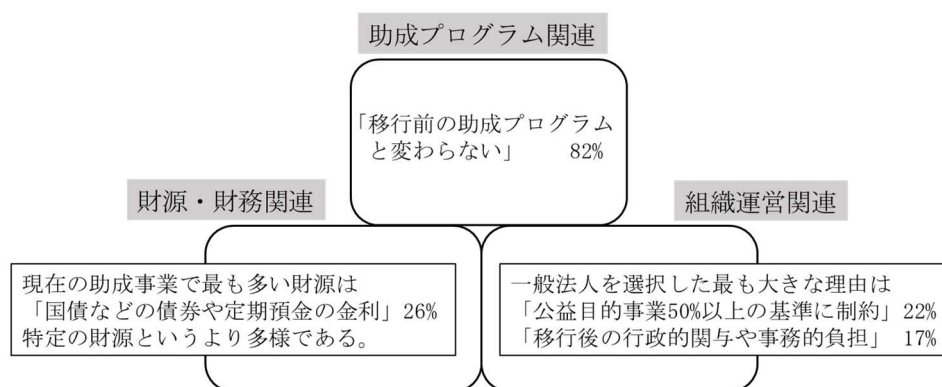


図2-1-2 アンケート調査による移行一般法人の特徴（回答87）

般法人への移行という組織運営上の変化に対応したものではない。

助成プログラムを実施するうえで、一般法人であることが、プログラムの充実にもつながっていることが指摘されている。具体的には、年度当初の予算額に過度にこだわることなく助成対象数を決められることや、公益法人としての事務処理に煩わされることなくプログラム運営に注力できることである。

〔組織運営・財源関連〕

移行に際して一般法人を選択した理由として、公益法人となることにより組織運営上の負担が増すことや、事業活動の自由度が損なわれることへの懸念があげられた。例えば、公益法人化後の報告書の作成・提出、監査などの業務に対応できる組織体制の確立への自信を持てなかったことや、税制上のメリットを考慮しても財団の規模からして公益法人化の優位性が見出せなかったことである。また、移行後には、いわゆる収支相償に代表される煩わしい事務処理に振り回されることなく組織運営ができていた点を一般法人のメリットと感じている、という指摘もあった。

一般法人特有の課題として、公益目的支出計画にかかわる課題が想定されたが、いずれの法人も、この点では行政庁との関係に特段の課題は指摘されていない。

〔法人選択と今後の展望〕

いずれの団体も一般法人を選択したことを肯定している。メリットとしては、行政の関与や制約がなくなったことにより、組織運営や助成事業の自由度が増したことがあげられた。反面、デメリットとして、一般社会からの印象に対する懸念や、旧制度下の主務官庁とは異なり行政庁との関係が希薄化したことがあげられた。さらに、税制について、特に金融資産収益へ課税されることになったための負担増、寄附者への税制優遇の欠如が課題としてあげられており、公益目的事業への支出分に対する寄附の税制優遇についての要望があった。

将来の法人の在り方については、いずれの法人も何らかのかたちで公益法人化を考慮していることが伺える。なお、「収支相償および遊休財産額保有制限が緩和されれば公益法人化を検討したい」と、今後の制度改正への期待もあった。

2-1-3 新設公益法人について

(1) アンケート調査の結果から

〔回答法人の特性〕

アンケートの送付件数は69件、回答件数47件（財団47件、社団0件）で、回答率68%である。以下に回答法人の特性を記す。

2017年度末の財政規模を正味財産で見ると、5億円未満が22件（47%）と半数近く、移行公益法人に比べると小規模なものが多い。経常収益は2500万円未満／年が19件（40%）と4割になる。そして公益目的事業の財源は58%が毎年度の寄附や会費である。設立時の母体となった企業・団体・個人からの寄附が多いことが読み取れる。

年間助成総額は、500万円未満から5億円まで分布しているが、2500万円未満が26件（70%）と最も多く、7割を超える。経常収益に対する助成総額の割合で見ると、25～50%が29%と3割近く、50%超（53%）は5割を超える。

〔助成プログラム関連〕

設立後の助成事業の見直しについては（表2-1-8）、「助成事業の見直しも公益目的事業の変更もしていない」（47%,14件）が5割近くで最も多く、次いで「助成事業は見直したが、公益目的事業は変更していない」（23%,7件）、「助成事業を見直して定款も変更し、公益目的事業を変更した」（17%,5件）、「その他」（10%、3件）となっている。

今後については、「助成事業の見直しも公益目的事業の変更も当面は行いう意向はない」（43%,13件）が4割以上で最も多く、次いで「定款の変更や公益目的事業の変更も視野に入れて助成事業を見直したい」（17%,5件）が続く。そして「現在の定款の範囲で公益目的事業の変更を視野に入れて助成事業を見直したい」（13%,4件）と「公益目的事業の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい」（13%,4件）、「その他」（13%,4件）が同率で続いている。

公益目的事業の変更手続きに関する自由意見では、「事業についての素人である委員や担当者が、事業について審議するのは全くおかしい。認定等委員会に別部隊を作って、専門家委員会などで審議した方が良い。」との記述があり、注目される。

表 2-1-8 新設公益法人の設立後の助成事業の見直し〔Q42 n=30〕

選択肢		回答数 (%)	
見直した	定款も変更し、公益目的事業を変更した。	13 (43%)	5 (17%)
	定款の範囲で公益目的事業を変更した。		1 (3%)
	公益目的事業は変更していない。		7 (23%)
見直していない	公益目的事業も変更していない。	14 (47%)	13 (43%)
	変更を検討したが実施しなかった。		1 (3%)
その他		3 (10%)	

〔財源・財務関連〕

設立時の財産は300万円～25億円と幅広く、平均は1.4億円である。その内容は、「国債などの債券」（43%,15件）が最も多く、「その他の財産」（40%,14件）（現金、美術品など）が相半ばし、合わせて8割を占める。「株式」（11%,4件）は1割余りと少ない。移行公益法人とはやや異なる内容である。

設立時の財産の調達について最も多いものは、「特定の個人が寄附」（57%,20件）が過半で最も多く、次いで「特定の企業が寄附」（31%,11件）が3割となっている。

2016年度の公益目的事業の財源で最も多いのを聞いたところ（表2-1-9）、「毎年度の寄附や会費」（58%,19件）を1番多いとする法人が6割近くで最も多く、次いで「株式の配当」（30%,10件）が3割で続く。「国債等の債券や定期預金の金利」（6%,2件）と「その他の資金」（2%,2件）は合わせても1割弱で、設立時財産から想定される内容とは少し異なる。出捐者などによるフローの資金がベースになっている法人が多いと考えられる。

表 2-1-9 新設公益法人の公益目的事業の財源（2016年度）〔Q 13 n=33〕

財源	多い順	1 番	2 番	3 番	1～3 番小計	4 番＋該当なし
国債等の債券や定期預金の金利		2 6%	○5 15%	4 12%	○11 33%	22 67%
株式の配当		○10 30%	1 3%	0 0%	○11 33%	22 67%
毎年度の寄附や会費		◎19 58%	◎8 24%	0 0%	◎27 82%	6 18%
その他（4項目の計） 〔%は4項目の平均〕		2 2%	3 2%	1 1%	6 5%	126 95%

※ 回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」（準じるものを含む）。

今後、最も重視したい公益事業の財源では、「毎年度の寄附や会費」（50%,16件）を1番とする法人が最も多く5割、続いて「株式の配当」（38%,12件）で4割弱、次は大きく下がって「国債等の債券や定期預金の金利」（6%,2件）が1割以下である。出捐企業や個人会員などからの寄附をベースとしようとしていることが想定される。

寄附受入額の変化では、設立初年度の平均は9500万円（100万円未満を四捨五入、以下同じ）であり、2016年度は10億9000万円である（両年度あるいはどちらかの年度に寄附があった26法人で計算）。しかしこれは1法人で250億円以上の多額の寄附を受けた法人があるため、この法人を除く25法人で計算すると設立初年度は9800万円／法人、2016年度は1億700万円／法人になり、増加は900万円余りである。

2016年度決算における収益事業についての回答は12件しかなかったが、そのうち収益事業を行っているのは1件のみで「企業や他財団からの事務局委託事業や助成委託事業など」である。

公益法人になると財務3基準の制約があるが、これについて問題を感じたことがあるかを

聞いたところ、1位は「特になし」（57%,19件）で6割近く、2位が「収支相償に制約」（36%,12件）、続いて「遊休財産額保有制限」（18%,6件）となっており、「公益目的事業比率」（0%,0件）の選択は無かった。

収支相償や遊休財産額保有制限に関して制約や課題を感じたことの具体例・意見などは移行公益法人と類似の内容が書かれていた。

定期提出書類や立入検査については、法人ごとに内容が様々で、特に多いというものは無い。

〔組織運営関連〕

一般法人の設立後に公益認定を受けた1番の理由（表2-1-10、複数回答）は、「社会的な信頼性が得られるから」（49%,17件）とする法人が半数近く、次いで「寄附者に税制優遇があるから」（40%,14件）が4割に達する。この他、「助成財団として当然のことと考えたから」（17%,6件）や「利息や配当などの金融資産収益に課税されないから」（9%,3件）も若干ある。税制面の実利よりも、社会的な信頼性の方が重視されていると考えられる。

表 2-1-10 新設後に公益認定を受けた理由〔Q10 n=35〕

選択肢		順位				
		1 番	2 番	3 番	1～3 番小計	4 番＋該当なし
税制上の優遇	寄附者に税制優遇があるから	○14 40%	○9 26%	○5 14%	○28 80%	7 20%
	利息や配当などの運用益に課税されないから	3 9%	5 14%	○5 14%	13 37%	22 63%
	収益事業の利益を見なし寄附にすることができるから	0 0%	0 0%	1 3%	1 3%	34 97%
助成財団として当然のことと考えたから		6 17%	6 17%	◎9 26%	21 60%	14 40%
社会的な信頼性が得られるから		◎17 49%	◎12 34%	2 6%	◎31 89%	4 11%

※ 回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」（準じるものを含む）を示す。

公益認定申請時に設立時の定款の目的を変更したかどうか聞いたところ、「変更しなかった」（86%,30件）が殆どで、「変更した」（14%,5件）は僅かである。定款における事業についても「変更しなかった」（74%,26件）が7割以上で、「変更した」（26%,9件）を大きく上回る。目的および事業について変更した内容は、文言の修正や、すでに実施しなくなっていた事業を削除したといった内容が多い。

公益認定を受けるに際して定款や公益目的事業の内容について、行政庁から修正等の指摘はあったかどうかについての質問をしたところ、「指摘はなかった」（80%,28件）が8割を占め、「指摘があった」（20%,7件）を大きく上回った。指摘内容は事務的な内容が多い。例えば、文書相互の不一致の訂正、表現の統一など文書の不備の修正、寄附者となる会社との関係で事務所費や兼務社員の委託費の負担についての整理、などである。

公益法人になったことで最もメリットを感じることは、半数近くの法人が「社会的な信頼」（48%,16件）と答え、これに続き「寄附者に税制優遇があり、より多くの寄附を受けることができた」（33%,11件）が3割、「利息や配当などの運用益に課税されないこと」（21%,7件）が2割で、信頼性のメリットと税制優遇による実利的なメリットが相半ばする。

今後の法人類型の選択を聞いたところ、「公益法人のままで進めたい」（88%,28件）が9割近く、「考えたことが無い」（13%,4件）が1割強である。「公益法人を取り下げ一般法人で進めたい」（0%,0件）を選んだ法人はなかった。「公益法人のままで進めたい」理由は、法人格として適切である、あるいは非課税のメリットなど、と記載されている。

これまでの組織運営の経験を踏まえ、今後の組織運営の課題を聞いたところ金利が低いなかでの財団運営、今後の事務局体制などが指摘された。

以上の特徴を簡潔に整理すると、下図のように表現できる。

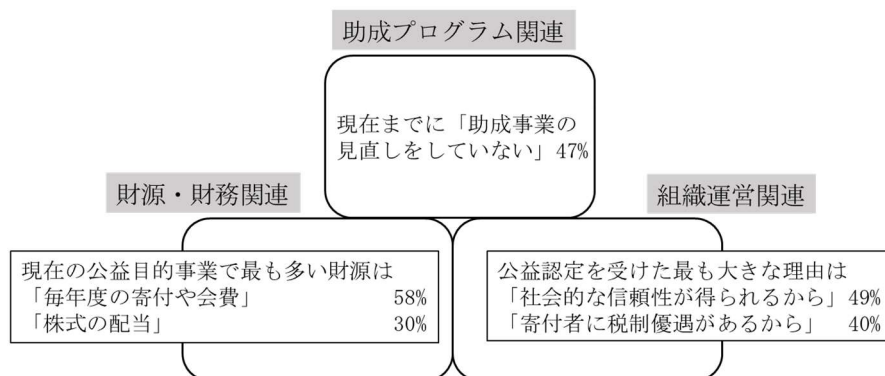


図 2-1-3 アンケート調査による新設公益法人の特徴 (n=47)

（２）インタビュー調査の結果から

〔対象法人の特性〕

3つの新設公益法人に対してインタビューを行った。1件はNPO法人としてスタートした後、2012年に一般財団法人を設立、2013年に公益法人化した。他の2件はコミュニティ財団で、うち1件は2009年に一般財団法人を設立し、約半年後の2009年に公益認定を取得、他の1件は2011年に地元のNPOセンターが勉強会を開始し、2012年に一般法人を設立し、約1年後の2014年に公益法人となった。

〔助成プログラム関連〕

今回の3法人は、設立時点で助成の原資が確定しておらず、寄附を集めながら助成プログラムを設計している。公益認定の際は、あらかじめ審査を経た団体に対して寄附を募り助成する仕組みであることから、トンネル寄附ではないかという指摘を受けた。この点について、助成先の団体の審査は通常の助成財団が助成先として審査するのと同様であり、順序の差でしかないことを説明し理解を得た。

また公益認定のための公益目的事業（公益認定法第2条四の別表に定める23項目）の中

に「中間支援」に関する項目がないため苦勞したが、「男女共同参画その他の」（別表第 14）の項目で寄附文化推進に向けた事業として認定を受けるようにした。

〔組織運営・財務関連〕

公益認定を得たポジティブな点として、3 法人ともに信頼性の向上を挙げている。行政庁の監査が入ること、制度上の外形的なガバナンスの仕組みが確立されていることが、寄附者に対する信用力の担保に繋がっている。

公益認定に際して、認定等委員会から財源の安定性について憂慮の声があったという。当時、市民からの寄附によるコミュニティ財団のモデルが日本に無かったが、市民立で運営される助成財団が存在することを軸に説明を行ったという。

なお、公益性の判断が、不正を行わないこと、支出計画が公益的であること、でのみ判断するのは本来的な意味での公益と言えるのかという意見があった。

その他、みなし譲渡所得の問題、準確定申告までの期限の問題、農地・生産緑地の譲渡の難しさ、土地建物の利用についても指摘があった。現行制度では公益目的事業に対して「直接」利用することが求められるが、公益活動を行う民間団体に不動産を賃貸したり、不動産を売却・現金化し利用したりすると売却益とみなされ、「直接」の要件に当てはまらない。助成先への無償貸与については、公益認定事務局からは問題ないといわれた一方、税務署からは自ら事業を行っていないのであれば認められないという指摘があったという。

いわゆる財務 3 基準への意見としては、財団の運営そのものへの寄附について繰り返しできる仕組みが必要なのではないかという意見があった。

〔法人選択と今後の展望〕

多様な寄附者からの信託による活動という点で 3 法人ともに新しい資源開拓の形態を目指しており、公益法人制度改革の成果の一つとして捉えることが出来るとの意見もあった。

こうした小規模な助成財団の公益法人化を促進するためにも、公益認定や会計報告などの事務事項を効率化し、煩雑さを排する仕組みが求められよう。

2-1-4 新設一般法人について

（１）アンケート調査の結果から

〔回答法人の特性〕

アンケートの送付は21件、回答は13件（財団法人10件、社団法人3件）で回答率は62%。回答数が少ないため定量分析には難があるが、参考までに数値での検討をしておく。

2016年度末の財政規模を正味財産、経常収益、助成金額で見ると、明確に大小2つに分かれている。正味財産は10億円未満が4件、100億円以上が2件あり、50億円から100億円の財団はない。経常収益では年間0.25億円未満が多いが、1億円以上も4件ある。年間助成金額も0.25億円未満が8件と多いが、1億円以上も2件ある。

一般法人は設立時の財産面でのハードルは旧制度に比べて著しく低くなった。今後、小規模でも地域に根ざした特徴ある一般法人が設立される可能性は高い。

〔助成プログラム関連〕

助成事業の見直し意向については(表2-1-11)、「現在の定款の範囲で助成事業を見直したい」(50%,5件)と「助成事業の見直しを当面は行いう意向はない」(50%,5件)が半々である。

表 2-1-11 新設一般法人の今後の助成事業の見直し等の意向〔Q28 n=10〕

選択肢		回答数 (%)	
見直し等の意向有	定款の変更も視野に入れて見直し	5 (50%)	0 (0%)
	定款の範囲で見直し		5 (50%)
見直しを当面は行いう意向はない		5 (50%)	
その他		0 (0%)	

〔財源・財務関連〕

一般法人は税制上3種類に区分されるが、「非営利徹底型」(80%, 8件)が殆どで、「普通法人型」(20%,2件)もあるが、「共益型」はなかった。非営利徹底型と共益型では収益事業収入以外の収入(寄附や助成金等)には法人税が課せられない。

設立時の財産は、財産規模0～5億円の範囲にあり、平均は財団法人が1億1800万円、社団法人が2500万円で、財団法人が5倍近く大きい。

現在の助成事業の財源について聞いたところ(表2-1-12)、「毎年度の寄附や会費」(50%, 5件)を1番多いとする法人が半数で、いわばフロー収入である。ストック収入にあたる「国債等の債券や定期預金の金利」(20%,2件)を1番とする法人は2割で多くはない。なお法人が保有する資産について聞いたところ、半数が「国債などの債券・定期預金」(50%,5件)を1番多いと回答している。その金利よりも寄附や会費が助成事業を支えているということであろう。

表 2-1-12 新設一般法人の助成事業の財源(2016年度)〔Q13 n=10〕

財源	多い順番	1 番	2 番	3 番	1～3 番小計	4～7 番＋該当なし
国債等の債券や定期預金の金利		○2 20%	2 20%	1 10%	○5 50%	5 50%
株式の配当		1 10%	1 10%	0 0%	2 20%	8 80%
毎年度の寄附や会費		◎5 50%	1 10%	0 0%	◎6 60%	4 40%
その他(3項目) [%は3項目平均]		2 7%	1 3%	0 0%	3 10%	27 90%

※回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」(準じるものを含む)。

今後最も重視したい助成事業の財源としては、現在と同じく半数が「毎年度の寄附や会費」（50%,5件）を1番にあげている。

しかし寄附の実際の受け入れ額を見ると、設立初年度は1法人あたり5億3700万円（100万円未満は四捨五入、以下同じ）であったのに対して2016年度は7600万円となっており（両年度あるいはどちらか一方の年度に寄附があった7法人で計算）、その差は4億6100万円のマイナスになっている。設立当初の寄附は大きくても、それを通常の年度に引き継ぐことは非常に難しいことを物語っている。

〔組織運営関連〕

過半数の法人は、一般法人設立後に公益認定を受けるかどうかを「検討した」（60%,6件）が、「しなかった」（40%,4件）ところもある。しかし「検討した」ところも検討の結果、6件中5件が「公益法人申請をしないことにした」と回答している。その理由は「公益認定手続きが面倒」が3件、「認定後の行政的な関与や事務負担」が1件、「公益法人になるメリットがあまり無い」が1件であった。

新設で一般法人を選択した理由については（表2-1-13）、「公益認定手続きが煩雑で事務的な負担が大きいため」としているのが3件で最も多く、他の理由としては「公益認定後の行政的な関与や事務的な負担を少なくしたかったから」と「全般的に公益法人となるメリットがあまり無いと判断したから」がそれぞれ1件あるのみである。

表 2-1-13 新設法人で一般法人を選択した理由〔Q12 n=7〕

選択肢	順位	1 番	2 番	3 番	1～3 番小計	4～8 番+該当なし
公益認定手続きが煩雑で事務的な負担が大きいため		◎3 43%	0 0%	1 14%	4 ○57%	3 43%
公益認定後の行政的な関与や事務的な負担を少なくしたかったから		1 14%	◎4 57%	0 0%	5 ◎71%	2 29%
公益事業比率 50%以上の基準に制約されなかったから		0 0%	1 14%	0 0%	1 14%	6 89%
収支相償の基準に制約されなかったから		0 0%	0 0%	2 29%	2 29%	5 71%
全般的に公益法人となるメリットがあまり無いと判断したから		1 14%	0 0%	1 14%	2 29%	5 71%
その他（3 問） 〔%は 3 項目平均〕		1 5%	0 0%	1 5%	2 10%	17 81%

※ 1 番と 1～3 番小計の回答%前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」を示す（準じるものを含む）。

※「その他」には「遊休財産の保有基準に制約されなかったから」「情報公開について、一定の自由度を保ちたかったから」「その他」を含む。

一般法人であることの最も大きいメリット感については、ほぼすべての法人が「行政機関の関与がなく自由に助成可能」（90%,9件）と答えている。一方、最も大きいデメリット

感としては、主として税制上の指摘で「寄附者への寄附金控除がないこと」（30%,3件）と「金融資産収益に課税されること」（30%,3件）をあげている。

今後の法人類型の選択では、大半が「一般法人のままで進めたい」（80%,8件）としているが、わずかだが「公益法人で進めたい」（10%,1件）もある。一般法人のままが良い理由としては「公益法人となるメリットがない」「自由度を確保したい」などである。「公益法人で進めたい」と回答した法人は「すでに公益認定を受けて公益法人に移行した」と記している。

今後の法人制度への意見では、「収益でも稼ぐ一般法人に対して、寄附と出資の中間的な寄附ができるようになると良い」などがあつた。公益法人と同様の公益的活動をしているので、財政・税制面での制度的工夫を、という内容である。

法人にとっては、税制上の優遇がなくても一定の収益が得られれば自由度の高い特徴ある助成活動が可能である。特に小規模であれば、運営を簡素に行うことができる一般法人のメリットは大きい。敢えて公益認定を得なくても、民による公益活動の活性化は可能であり、一般法人をサポートしていく仕組みも、また重要である。

以上の特徴を簡潔に整理すると、下図のように表現できる。

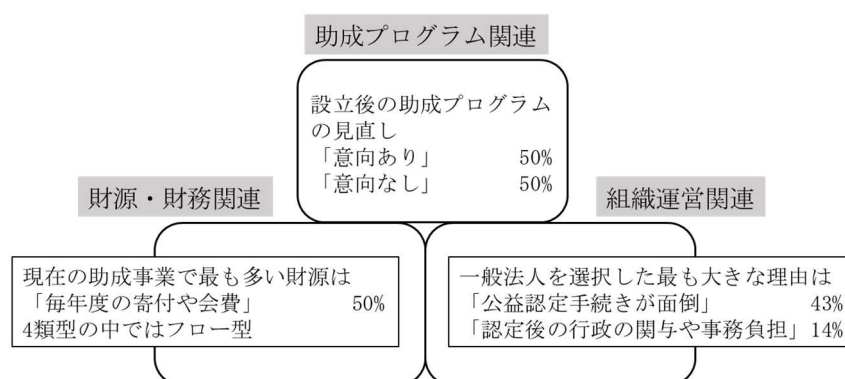


図 2-1-4 アンケート調査による新設一般法人の特徴 (n=13)

(2) インタビュー調査の結果から

〔対象法人の特性〕

新設一般法人に関する調査では、2つの法人を対象に調査を行った。ともに母体となる企業の創業周年記念事業として設立されたものである。

〔助成プログラム関連〕

助成プログラムに関しては、両財団とも柔軟で意欲的な運用を行っている。

一つの財団では助成金額が比較的高額であることが特徴の一つとしてあり、先駆的で独創的な研究の支援を実践している。

他方の財団では、公募型2種類と非公募型1種類の3種類の助成プログラムを実施している。非公募型の助成は年間の助成金額の上下が大きく、多い場合は年間500～600万円程

度、少ない場合は 50 万円程度である。また助成金額の先払いや複数年助成、申請フォームの負担減などが試みられている。相対的に小規模な財団ではあるが、必要に応じた助成の実施、不動産の活用など出捐企業の持つアセットを活用した取り組みを行っているところに特徴がある。

〔組織運営・財務関連〕

一般財団法人を選択した理由として、両財団ともに、設立段階では公益法人制度が転換期にあり、制度改革の状況を見極め、まずは法人を設立することを優先し、スムーズに事業をスタートさせる観点からの選択であったことが語られた。

公益認定による税制面での優遇については、その社会的意義は十分認識しつつも、それぞれの財団の特性からは必然性を感じていない様子が受け取れた。財源は全て出捐企業の寄附によって成り立っており、毎年の寄附額が、設立母体である企業の損金算入限度額の範囲内であれば、あまりこの問題を意識しなくても良いという理由もある。たとえ限度額を超えて年間の寄附が 100%損金枠（非課税対象）に収まらないとしても、現時点では特に不安や行き詰まりを感じていないとのことである。

一方、一般法人のメリットとして、予算編成や事業の柔軟性・弾力性、事務的な手続きに煩わされずに済むことがあげられており、一般財団のまま運営を行っているものと思われる。

〔法人選択と今後の展望〕

両法人ともに公益法人制度改革の行方を慎重にとらえながら、企業として取りうるベストなタイミングで法人設立を行った結果、一般法人を選択するに至っている。またこの選択について、現段階では肯定的にとらえている様子である。

また両財団ともに助成先の発掘と、成果の発信について積極的な試行錯誤を行おうとしている。企業の社会貢献活動のための一つのモデルとなる財団設立・運営の形態と言えるだろう。

2-2 意見交換の内容と結果

本プロジェクトの実施期間中に開催した意見交換の機会は、下記の通りである。以下、これらについて概要と意見交換の内容を整理しておく。（登壇者の肩書は当時のもの）

表2-2-1 調査過程における意見交換の機会一覧

1	名 称	助成財団フォーラム2017
	テーマ	公益法人制度改革後の法人運営の課題と展望＝期待される助成財団を目指して＝
	日 時	2018年2月8日（木）13:00～17:30
	会 場	大手町ファーストスクエアカンファレンス
	主 催	助成財団センター
2	名 称	関西フォーラム
	テーマ	公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？—より良い制度提言に向けた実態調査の中間報告と意見交換—
	日 時	2018年11月8日（木）13:10～17:40
	会 場	毎日インテシオ
	主 催	助成財団センター
3	名 称	新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム
	テーマ	市民社会へのインパクトと今後の展望
	日 時	2018年12月4日（火）13:00～17:50
	会 場	青山学院大学アイビーホール
	主 催	公益法人協会、助成財団センター、さわやか福祉財団
4	名 称	助成財団フォーラム2018
	テーマ	公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？—実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言—
	日 時	2019年2月8日（金）13:00～17:55
	会 場	大手町ファーストスクエアカンファレンス
	主 催	助成財団センター

2-2-1 助成財団フォーラム2017

（1）概要

助成財団を巡る昨今の社会情勢・環境の変化や制度改革10年の節目を迎える年に鑑み、原点に戻り「期待される助成財団」をテーマとして開催した。第Ⅰ部では公益認定等委員会事務局長と同企画官より「新制度における公益法人運営のポイントと留意事項＝定期提出書類・立入検査の現況を踏まえて＝」の特別報告をいただき、第Ⅱ部では雨宮孝子・公益法人協会理事長から「信頼性を高める公益法人運営の在り方」と題して基調講演をいただいた。

続いて養康久・10周年特別プロジェクト調査検討委員会座長（住友財団常務理事）のコーディネートにより、「制度改革が組織や事業の運営にもたらした影響と課題＝実践事例から＝」について、4財団（坂本達哉・山田科学振興財団専務理事、小林洋一・電通育英会専務理事、片山正夫・セゾン文化財団常務理事、太田健・麒麟福祉財団常務理事）から

それぞれの取り組みをご報告いただいた。

(2) 意見交換の内容

財団運営や助成事業の運営で現在困っていることについて、「新しい事業を追加しようとする際、今回の制度改革では定款の変更や認定が必要な場合があると知り断念したが、もう少し柔軟になればと思う」、「企業は何が起こるか分からず、株価とその配当也非常に影響を受ける。財団が急に黒字になる大きな原因の一つは配当が数倍に上がることがあり、この瞬間に収支相償問題が出て非常に苦慮する。当然その逆も起こり得る」という意見が出た。



片山正夫氏

太田健氏

内閣府公益認定等委員会への要望については、「民間公益活動を盛んにしたい場合、その規律を高めてガバナンスを強くすることと、公益的な意思を持つ方々がこのセクターにどんどん入り多くの公益財団ができることが必要である。但し、前者ばかりに一生懸命取り組み、後者を阻害してしまうと、結局何のためにやっていたのかとなる。これについては内閣府の中でも議論していただきたい」、「立ち入り検査では、担当者によって異なる複数の財団の同様の案件に対し触れたり触れなかったりで、財団側が混乱している。立ち入り検査を受け入れる立場としては、関与の姿勢を一貫していただきたい」、「収益の変動が大きく出たときに奨学事業の拡充・縮小には時間がかかることを行政庁には認識しておいていただきたい」との指摘があった。

また、助成財団が広く一般の方から寄附を得て活動することについては、「遺贈等は非常に親和性があると思う」、「親会社からの寄附がなくなり自主運営の形になったので、宿題



坂本達哉氏

小林洋一氏

として考え始めた」、「将来的には自然科学に対する研究にも寄附を集めていくシステムも必要と感じる」、「財団として寄附を集めることは、当然寄附をいただいた方々に今の財団の活動内容等を透明化しフィードバックしなければいけない。それは財団自身にとってもプラスになる」との意見が出た。

2-2-2 関西フォーラム

(1) 概要

本調査の経過と中間成果を報告し、関西地域の助成財団関係者と意見交換を行った。最初に、蓑康久・座長（前記）が、調査の経過と中間とりまとめの概要について報告し、現行制度への提言案を紹介した。これに対して出口正之・国立民族学博物館教授から、「制度改革により主務官庁制はなくなったが、“主務官庁文化”は残っている。立ち入り検査などで理不尽と感じる指摘があった際は、根拠となる法律を尋ねるといい」、「変更認定



(左から) 今井渉氏、蓑 康久氏、北村智子氏、石田篤史氏、可児卓馬氏、伯井穂文氏、坂本達哉氏

申請の処分に要する標準的な処理期間は40日である（行政手続法第6条に係わる行政担当室の内規で定められている。なお、公益認定は4ヶ月）。行政手続法は行政庁を規制するための法律である」とコメントをいただいた。その後、インタビュー調査にご協力いただいた4財団（移行公益法人から坂本達哉・山田科学振興財団専務理事と伯井穂文・日本生命財団常務理事・事務局長、新設公益法人から可児卓馬・京都地域創造基金専務理事・事務局長と石田篤史・みんなでつくる財団おかやま理事、新設一般法人から北村智子・おおさか創造千島財団常務理事）に各財団の取組みや制度改革の影響に関する事例報告をいただいた。これらのうち新設3法人は特定の府県を対象に助成している財団である。

最後に、総括コメントとして助成財団センター理事長の山岡義典より、「法の運用や解釈変更で対応できるものもあるが、基本的な変更については法令自体の改正が望まれる。また、財務3基準（公益目的事業収入制限（いわゆる収支相償）、公益目的事業比率、遊休財産額保有制限）の改正、弾力的な運営ができるようにするための改正、一般法人に関連して検討すべき改正など、公益法人制度や税制について今後検討すべき課題の提示があった。

なお、会場の岡本仁宏・関西学院大学教授からは、「認定委員会の状況は都道府県ごとに異なり、委員の人数や委員会の開催頻度は違っている。委員にとっても、この制度を理解するのは大変である。また、内閣府公益認定等委員会では「新公益法人制度10年を迎えての振り返り」を行っており、2019年3月に向けて制度改革の取りまとめをしようとしている。各財団とも意見があれば、各地の認定委員会に意見を寄せてはどうだろうか」との呼びかけがあった。



山岡義典氏

（2）意見交換の内容

財団の運営について「現状の制度では評議員と理事が一緒になって議論することが難しい。両者の連携を図って知恵を出す工夫が必要だろう」、「財団内における人の育成、後継者への伝達は、仕事のマニュアルを作成して引き継いでいるが、理念・考え方をうまく引き継いでいくことは難しい」、「年度末報告等の手続きは負担になっており、コストもかかっている」、「寄付をもとに運営しているため収入の年次変動が大きく、収支相償は当財団には合わないと感じる」といった意見が出た。一方で、一般財団からは「事業の変更や追加に関して届け出が不要であり、柔軟な運営が可能である。事務手続きに手間を取

られず事業に注力できる」という話があった。

また、パブリシティについて「助成財団は事業型財団に比べてあまり世間に知られていないため、事業に対する理解が得られにくく、寄付を募るのが難しいのではないかな。広報活動を適切に行っていないといずれ活動しにくくなると考え、今年から広報活動関連の予算化をした」という話もあった。

2-2-3 新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム

(1) 概要

冒頭に、雨宮孝子・公益法人協会理事長、山下徹・内閣府公益認定等委員会委員長と二宮雅也・経団連企業行動・CSR委員長の挨拶があった。続いて、堀田力・さわやか福祉財団会長から「10年の回顧と今後の展望」と題し、改革の概観、改革の経過10年の運用と今後の課題・展望についてキーノートスピーチをいただいた。



雨宮孝子氏

その後、雨宮氏と養康久・座長（前記）による調査報告と提言がなされた。雨宮氏からは、民間法制・税制調査会（公法協、さわやか福祉財団、助成財団センターが運営主体）が今年度行ってきた、新制度施行10周年における検討についてであった。まず公益法人制度改革の本来の意味を再確認し、その意図に沿った結果が得られているか

を検討した後、公益法人や受益者からの意見や要望に沿った提言が出された。養氏からは、本調査から見出された制度改革のメリットや課題を踏まえた上で、今後取り組むべき事項として、財務3基準の考え方や算定方式の変更、小規模法人への対応の仕組みの創設とその手続きの簡便化等の提案があった。

後半には、「公益法人制度改革とこれからの公益法人」と題して、太田達男・公益法人協会会長の司会により、4名のパネリスト（岡本仁宏・関西学院大学教授・日本NPO学会会長、片山正夫・セゾン文化財団理事長、岸本幸子・パブリックリソース財団専務理事、田中雄一郎・朝日新聞社論説副主幹、山岡義典・助成財団センター理事長）によってパネルディスカッションが行われた。



養 康久氏

最後に、「大会宣言」としてⅠ．財務基準についての提言、Ⅱ．公益目的事業等の変更等についての提言、Ⅲ．情報公開の拡充と拡大についての提言が発表された。

(2) 意見交換の内容

それぞれの制度改革について、「当時は民法改正の実現、主務官庁制の廃止などが驚きをもって迎えられ、今まで設立が難しかった財団の設立が容易になり、民間非営利セクターの活性化が期待された」。それに対して現状は、「公益法人の数が期待通りの増加をしていない、主務官庁制は廃止されたが行政庁による干渉がまだまだ多い、収支相償は法人

のキャパシティ・ビルディングを阻害している、事業変更手続き等が複雑」など、制度上の問題が挙げられた。同時に、「法人側にも依存心が残っている、行政の公共と民間の公益性の違いを示す必要があるのではないか」等、法人側の問題も指摘された。今後については、「公益法人、NPO法人等の法人格を越えた非営利セクター内で交流、連携することが必要」「地方にも公益法人のインフラ組織が必要」という意見が複数のパネリストから出された。

2-2-4 助成財団フォーラム2018

(1) 概要

公益法人制度改革から10年の大きな節目を迎え、信頼される助成財団としてより良き活動を持続していく観点から、これまでの振り返りと今後に向けたあり方を深く考える機会とすべく開催した。冒頭に、来賓挨拶・特別講演として内閣府公益認定等委員会事務局長と同総務課長から「新公益法人制度10年間の振り返りー公益法人制度の更なる進展・民間公益活動の活性化に向けてー」と題してお話いただいた。



神山和也氏

第1部では、蓑康久・座長（前記）と神山和也・同委員会専門委員が「調査の経過と成果の概要および提言」と題し調査報告をした。

第2部では、「制度改革が組織や事業の運営にもたらした影響と課題ー実践事例からー」をテーマに、インタビュー調査に協力いた

だいた4つの財団（移行公益法人から今西淳子・渥美国際交流財団常務理事、移行一般法人から松本昭・ハウジング アンド コミュニティ財団専務理事、新設公益法人から岸本幸子・パブリックリソース財団専務理事、新設一般法人から星野哲郎・キヤノン財団事務局長）に各財団の取り組みや制度改革による影響について事例報告をいただいた。さらに、今井渉・サントリー文化財団顧問・上席研究フェローから関西フォーラムの報告をいただいた。

司会では中島智人・10周年特別プロジェクト調査検討委員会専門委員（産業能率大学教授）と水谷衣里・同（株式会社風とつばさ代表取締役）が担った。

最後に、提言・閉会挨拶として山岡義典・助成財団センター理事長より、①財務3基準（公益目的事業収入制限（いわゆる収支相償）、公益目的事業比率、遊休財産額保有制限）の改正、②公益法人のより弾力的な運営、③一般法人に関連する検討事項、④一般法人の優遇税制、などに



今西淳子氏



松本昭氏



岸本幸子氏



星野哲郎氏



今井渉氏

関する提言が示された。

(2) 意見交換の内容

事業の自由度や柔軟性について、「事例報告等から“一般法人は自由でハッピーだ”と聞こえるがこれは変であり、公益法人こそそのびのびと活動できて良い、となるべきだ」、さらに「公益法人制度のもとでの活動に制約が多いと、グローバル企業の場合、活動を海外に移してしまうケースも今後出てくるかもしれない」といった活動の制約に対する懸念も示された。また、「日本における相続による世帯間の資産移転額は60兆円／年と言われる。仮にこの1%でも財団に流れてくるとすると、その受け皿が日本にあるのか疑問である。今後のための準備が必要だろう」、「不動産を寄付された時の仕組みとしては、売却し運用益とする方法もあるし、運用益を活用する方法もあるが、いずれも税金の問題が発生する。今後検討する必要があるだろう」といった財団の財政や税制に関する意見も出た。

さらに、小規模助成財団を支援する仕組みの必要性や、低金利下での財団の衰退や消滅に対する懸念とともに、「今後ますます、何をしたいのか、何をしていくのかが問題となる。財団およびその活動をもっと社会に知ってもらう必要がある」という意見も出された。



助成財団フォーラム 2018 の会場風景（壇上は基調報告する蓑康久氏）

2-3 公益法人制度改革のメリット

2-3-1 法人制度から見たメリット

(1) 公益法人制度改革の基本的理念

新公益法人制度は、「民間有識者による委員会の意見」に基づくものであり（平成 24 年 9 月 国税庁「新たな公益法人関係税制の手引」1 頁より）、その理念は『公益法人制度改革に関する有識者会議報告書』（平成 16 年 11 月 19 日）に詳しく記載されている。

【「(民間) 公益の増進及び活力ある社会の実現」(公益認定法第 1 条)】

< 行政庁 >

- 主務官庁制の廃止
- 許可制→準則主義＋公益認定
- 事前規制→事後規制

< 公益法人 >

- 自主・自律・多様性の尊重
- ガバナンス、コンプライアンス重視
- ディスクロージャー、
アカウンタビリティ

今回の制度改革の目的は、公益認定法第 1 条に集約されている。この目的を達成するために、行政庁には主務官庁制による縦割りの裁量行政からの脱却、裁量の幅の大きい許可制から客観的で明確な基準による準則主義へ、また公益性の要件を独立した認定委員会の審査によって認定するという方向へと、大きな方針の転換があった。さらに法令の運用面では事前の規制から事後の規制へと舵が切られることとなった。一方、公益法人サイドは、自主・自律・多様性が尊重されるようになった。反面、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底が求められ、「社会による監視の目」を強めるためのディスクロージャーの拡大とアカウンタビリティ（説明責任）が求められるようになった。

以下、制度改革によるメリット（プラスの側面）について、主にインタビュー調査の結果を基に説明する。

(2) 助成事業に関して

最初に公益法人の活動の核である助成事業（或いは助成プログラム、以下プログラム）について触れたい。公益法人にとって、制度改革により既存のプログラムの改変や新たなプログラムの導入が容易になったことは大きな成果である。

具体的には、プログラムの規模の拡大にとどまらず、研究助成の対象分野を自然科学から人文・社会科学に拡大したり、福祉分野を対象とする助成において、高齢者福祉から障がい者或いは児童福祉へと対象先を広げたり、全く新たに芸術・文化を対象とするプログラムを新設する等、プログラムの改変・創設が容易になったことがインタビュー調査で指摘されて

いる。さらに、従来の育英奨学事業等の成果である OB/OG 組織、或いはそのネットワークを活用して、例えば人材育成事業や交流事業（国際交流或いは研究者交流事業等）を立ち上げるなど、社会にインパクトを与えるようなプログラムの構築が認められ易くなった、との意見もある。従来、行政所管が複数にまたがる分野のプログラムは縦割りの行政による運営の難しさがあったが、所管の一元化により横断的・機動的運営が可能となったとの報告もある。異なる所管の法人の合併やそれに伴うプログラムの整理統合が容易になったという指摘も注目すべき点である。

（３）資産管理に関して

資産管理に関しては、資産運用の多角化や内部留保の強化が重要である。従来、基本財産の運用は安全性が重視され、内部留保は指導により事業費と管理費の合計 30%以内に規制されていた。制度改革により運用の多様化、規模の拡大や将来の事業拡大のための内部留保の充実が法令上は可能となり、それに伴い組織内部の運用体制・運用ルールの明確化や運用のプロなど外部人材の登用やコンサルタントの活用などが進められ、厳しい運用環境下においても積極的、多角的な運用姿勢が生まれるようになった。なお、内部留保規制については、別途財務 3 基準に係る「遊休財産額保有制限」のところを参照頂きたい。

資金調達に関しては、多くの公益法人は個人または企業からの寄附を基金として受けて債券等による運用収益を得、あるいは株式として受けて配当収益を得るなど、特定先からの寄附その他の資金援助によりその活動資金を調達してきた。しかし、後に述べるように、制度改革後は、寄附者への税制面の優遇措置が拡大したことから、広く一般の個人からの寄附や遺贈などを求め易くなってきている。一般個人からの寄附受入は、資金調達の多様化と共に、財団活動の成果を寄附者に個別にフィードバックすること等により、財団への理解と支援を深めるためのディスクロージャーの強化やパブリシティの推進策としても位置付けることが出来る。

（４）組織運営に関して

制度改革によって理事・監事・評議員や理事会・評議員会の意義・役割が明確化され、また会議は本人出席が原則とされたことから、会議の形骸化が避けられ実質的討議が可能となった。それに伴い理事会・評議員会のメンバーを本人出席が可能な人物に入れ替える動きも出てきている。さらに、運営面では規則の整備やダブルチェックによる管理など内部コンプライアンスの充実や、対外的なディスクロージャーに前向きに対応する法人が増えてきたことは、自主・自律を重視する新制度の理念に照らして望ましい動きといえる。

（５）自主・自律と信頼性の確保

準則主義により多様な活動をする一般法人の設立が容易になったこと、それによってこうした法人の数は大幅に増加したことも制度改革のプラスの側面である。こうした新設の一般法人が公益法人に移行すれば、公益法人の数の拡大が期待できるが、そのためには公益移行への壁が低いことがポイントである。また、立入検査について、従来行われていたような重箱の隅をつつく減点主義のようなやり方ではなく、自主・自律的な活動をサポートする

支援育成型の姿勢に変わったとの指摘もある。なお、公益法人課税や寄附税制など税制面では多くの制度上のメリットが得られたが、詳細は次の「2-3-2 税制から見たメリット」を参照していただきたい。

なお、既に 2-1（表 2-1-3、表 2-1-10）で指摘の通り、アンケート調査の結果において公益法人の多くは、公益法人を選んだ理由を「社会的な信頼性が得られるから」としている。またほぼすべての公益法人が、今後も「公益法人のままで進めたい」を選択しているが、その主な理由に、「社会的な信頼を維持したいため」等の理由を自由記述で回答している。しかしスポーツ団体をはじめとする多くの公益法人の不祥事や相対的に十分なパブリシティがされていない法人も存在する現状においては、公益法人であるだけで信頼性が確保されるわけではなく、自律性を高めパブリシティにも配慮するなど、信頼性を得るための不断の努力が必要であると思われる。

（6）メリットとデメリットの相互関係

ところで、これまで述べてきた法人制度改革のメリットは、その運用によってはデメリットにもなりうるという、いわばコインの表裏の側面があることには注意が必要である。

例えば、今回の制度改革を「変化への適応力を失った旧態依然とした法の中身を洗い替え、同時に不祥事による弊害を極力回避すること」に主眼があると捉えると、現在行われている事前抑制型、萎縮効果型の解釈・運用が是認され、その結果、公益法人の活動に対しては、規制が主体となり、公益の主体としては社会的には「必要最小限度の存在」としてしか扱われないことになる。一方、「民間の公益活動を増進し、活力ある社会を実現すること」に今回の制度改革の意義がある、と認定法第 1 条の趣旨に沿って前向きに捉えると、民間の公益活動はその自主性・自律性が重んじられ、時代の先を読む先見性のある活動や、国・自治体或いは営利企業では成し得ないきめ細かな多様性のある活動が重視され、いわば「生きた公益の現場」の実態に即した指導運営がなされ、結果として公益法人は「社会を活性化し活力をもたらす不可欠な存在」として、そのレゾナードール（存在意義）は正しく評価されるものとなるのである。

（7）これからの公益法人のあり方

「民間の公益活動を増進し、活力ある社会を実現すること」に今回の制度改革の意義がある、と考えると、世の中の変化に対応して様々な課題解決に寄与すると共に、社会に変革とインパクトをもたらし、リスクを超えて新しい価値創造へと貢献する、理想的な公益の姿も浮かび上がることになるだろう。

2-3-2 税制から見たメリット

公益法人制度改革における税制上の優遇については、1-1（表 1-1-1）で詳しく見た通りである。しかし個々の法人にとってのメリットは、その制度を適用する場合に限られる。適用しなければ、制度上のメリットはあっても個別法人のメリットは発生しない。以上の観点から、個々の法人がどのような「メリット感」をもっているかアンケート調査で聞いてみた。

（１）公益法人のメリット感

〔公益法人に移行したメリット感〕

新制度で公益法人に移行したメリット感について、「順位付け複数選択式」のアンケートで聞いたところ、表 2-3-1 の左半分の通りであった。１番メリットを感じたことでは、「社会的な信頼が得られたこと」が 65%で最も多い（１～３番を合わせると 90%）。

課税関係では「運用益非課税で・・・」が 20%で最も多い（１～３番を合わせると 66%）。しかしこの優遇は旧制度をそのまま引き継いだものであって、制度改革によって得られたメリットとは言えない。新制度によるメリットとしては「寄附税制で・・・」が 3%、「見なし寄附で・・・」に至っては 1%に過ぎない（１～３番を合わせると前者は 2 番と 3 番が優勢で 29%になるが、後者では 6%にしかない）。

税制上の優遇の 3 つの選択肢を合わせると、１番では 24%で「社会的な信頼性・・・」よりも低い、１～３番では 99%になり「社会的な信頼性・・・」を超える。

表 2-3-1 公益法人のメリット感

法人類型		移行公益法人（Q22 n=144）				新設公益法人（Q17 n=33）			
選択肢		順位							
		1 番	2 番	3 番	1~3 番	1 番	2 番	3 番	1~3 番
税制	寄附税制で、より多くの寄附を受けることができた	5 3%	○17 12%	◎20 14%	42 29%	○11 33%	◎12 36%	4 12%	○27 82%
	運用益非課税で、より多くの助成原資を確保でできた	○29 20%	◎52 36%	14 10%	○95 66%	7 21%	6 18%	○7 21%	20 61%
優遇	見なし寄附で、より多くの助成原資を確保できた	1 1%	2 1%	3 2%	6 4%	0 0%	0 0%	1 3%	1 3%
資産運用の制約がなくなり運用実績をあげることができた ※		6 4%	7 5%	○15 10%	28 19%	—	—	—	—
主務官庁がなくなって助成の分野が広がった ※		3 2%	5 3%	5 3%	13 9%	—	—	—	—
社会的な信頼性が得られた		◎95 65%	○25 17%	10 7%	◎130 90%	◎16 48%	○13 39%	2 6%	◎31 94%
その他		1 1%	1 1%	0 0%	2 1%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%

注：順位 4 番以下と「該当なし」の数は割愛。回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」（準じるものを含む）。選択肢の文言はアンケートの内容を適宜省略して表示。※は移行前との比較に関する選択肢で、新設公益法人には設けていない（—で表示）。

移行公益法人では、そのメリット感は移行以前から寄附優遇税制の対象であった特定公益増進法人（以下、特増という）であったかどうかによって異なると思われる。その点から、移行公益法人を対象に移行以前に特増であったかどうかを聞いたところ、結果は表 2-1-4-①に示した通りで、「あった」は 43%、「なかった」は 40%、「分からない」が 17%であった。移行後 10 年近くを経て担当者の交代もあったと思われるから、移行前のことは「分からない」ことがあっても当然であろう。この「分からない」の中身も「あった」と「なかった」と同じ割合とすれば、移行公益法人の半数は移行前からすでに特増であったことになる。約

半数という数字は過大にも見えるが、自然科学系の研究助成や奨学事業を行う財団が多くを占める助成財団の現状を考えると、納得できる。この推測が妥当なら、新制度で寄附税制のメリットを受けた法人は、残りの約半数ということになる。先に見た移行公益法人の税制上のメリットがそれほど大きくない理由は、半数は以前から特増であったことも一因であろう。なお表 2-3-1 で「主務官庁がなくなって・・・」が殆どメリット感につながっていないことは興味深い。

〔新設公益法人のメリット感〕

同じく新設の公益法人になってメリットを感じたことについて聞いたところ、表 2-3-1 の右半分の通りであった。1 番メリットを感じたことについては、やはり「社会的な信頼が得られたこと」（48%）が半数近くで最も多い（1～3 番で 94%）。課税関係では「寄附税制で・・・」の 33%（1～3 番で 82%）と「運用益非課税・・・」の 21%（1～3 番で 61%）を合わせて 53%、半数以上になる（1～3 番を合すると 146%）。

これを先述の移行公益法人と比較すると、税関係のメリット感が相対的に大きく、かつ税関係の 2 つのメリット感が逆になっている。多額の資産をもってその運用益を原資とするストック資金型の移行公益法人は金融資産収益課税を重視し、多額の資産はもたないが寄附を主な原資とするフロー資金型の新設公益法人は寄附税制を重視する。それぞれの特徴が表れているといえよう。

（2）一般法人のメリット感とデメリット感

〔一般法人のメリット感〕

移行一般法人と新設一般法人がメリットを感じたことについて順位付複数選択式で聞いたところ、表 2-3-2 に示す回答を得た。

表 2-3-2 一般法人のメリット感

法人類型	移行一般法人（Q15 n=79）				新設一般法人（Q17 n=10）			
選択肢 \ 順位	1 番	2 番	3 番	1～3 番	1 番	2 番	3 番	1～3 番
行政の関与がなく自由に助成事業ができる	◎16 20%	◎10 13%	○3 4%	◎29 37%	◎9 90%	0 0%	0 0%	◎9 90%
資産運用の制約がなくなり運用実績をあげることができた	5 6%	2 3%	2 3%	9 11%	0 0%	2 20%	0 0%	2 20%
主務官庁がなくなって助成の分野が広がった ※	2 3%	○3 4%	○3 4%	8 10%	—	—	—	—
安定した事業ができるようになった ※	○15 19%	2 3%	3 4%	○20 25%	—	—	—	—
その他	8 10%	1 1%	0 0%	9 11%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%

注：順位 4 番以下と「該当なし」の数は割愛。回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」（準じるを含む）。選択肢の文言はアンケートの内容を適宜省略して表示。※は移行前との比較に関する選択肢で新設一般法人には設けていない（一で表示）。

移行一般法人で1番感じたことは「行政の関与がなく・・・」（20％）が最も多く、次に「安定した事業が・・・」（19％）が続く。当然ながら税制上のメリットを感じるはずはない。新設一般法人はサンプル数が僅かなので統計的に言えるわけではいが、1番感じたこととして10の回答のうち9が「行政の関与がなく・・・」を選んでいる。移行一般法人とも共通するが、その割合は移行よりも新設の方がはるかに大きい。

〔一般法人のデメリット感〕

そこでデメリットを感じたことを同じ方式で聞いたところ、表2-3-3に示す回答を得た。

移行一般法人で1番感じたことは「運用益に課税・・・」（41％）が最も多く、次いでその1/4程度で「軽減税率が・・・」（11％）が続く。もともと、軽減税率は公益法人でも適用されなくなっているので一般法人だけのデメリットというわけではない。

新設一般法人はサンプルが10件と少ないので偶然の可能性もあるが、1番感じたことでは「寄附金控除が・・・」と「運用益に課税・・・」がともに3件で並んでいる。それぞれに、フロー資金型の法人とストック資金型の法人の税制優遇に対する意識を示しているともいえよう。このようなデメリット感はあるものの、それでも行政からの自由を優先して一般法人にとどまっているとも考えられる。なお社会的信頼性という観点からは、移行型も新設型も、それほどのデメリットは感じていないようである。

表2-3-3 一般法人のデメリット感

法人類型		移行一般法人（Q16 n=79）				新設一般法人（Q18 n= 10）			
選択肢		順位							
		1 番	2 番	3 番	1～3 番	1 番	2 番	3 番	1～3 番
税 制 上 の 優 遇	運用益に課税される	◎32 41%	2 3%	1 1%	◎35 44%	○3 30%	○1 10%	0 0%	○4 40%
	軽減税率が適用されない※1	○9 11%	4 5%	○3 4%	○16 20%	—	—	—	—
	見なし寄附金が適用されない※1	4 5%	○6 8%	2 3%	12 15%	1 10%	0 0%	○1 10%	2 20%
	寄附者への寄附控除がない ※2	—	—	—	—	○3 30%	◎3 30%	0 0%	◎6 60%
公益目的財産の使用期間や使用目的で助成事業が硬直化した		5 6%	○6 8%	2 3%	13 16%	—	—	—	—
法人としての公益性が認められず社会的な信用が得にくい		2 3%	1 1%	◎5 6%	8 10%	2 20%	○1 10%	0 0%	3 30%
その他		5 6%	0 0%	0 0%	5 6%	1 10%	0 0%	○1 10%	2 20%

注：順位4番以下と「該当なし」の数は割愛。回答数の前の◎は「最も多い」、○は「次に多い」（準じるを含む）。選択肢の文言はアンケートの内容を適宜省略して表示。※1は移行前との比較に関する選択肢で新設一般法人には設けていない。※2は移行前からと変りないので移行法人には設けていない。

（３）助成財団にとっての税制上のメリットとは何か

税の優遇制度は、その制度の適用を受ける法人にはメリットになるが、適用を受ける必要がなければメリットにはならない。

法人税に関する見なし寄附等の優遇は、収益事業を殆ど行わない助成財団にとっては特にメリットがあるわけではない。財産の果実としての運用益に対する非課税は、多額の財産を持たない法人にとっては（特に低金利の時代には）あまり意味がない。寄附者への税制優遇は、多様な寄附を助成原資としている法人には大きな意味があるが、そうでなければ意味がない。なお、企業寄附については、企業に対して損金算入限度額の制度があるから、この限度額の範囲で寄附を行う場合には寄附税制に特別の意味があるわけではない。企業がこの限度額を超える寄附を行う場合にのみ、寄附税制のメリットは発生する。

実際、多額の金融資産を保有することなく、大きな収益事業を行っているわけでもなく、毎年企業から損金算入限度額の範囲の寄附を受けて事業を行っている法人にとっては、取って公益法人になるよりは自由な一般法人のままでいる方を選択してもおかしくない。

以上の観点から、何らかの方法で「信頼性」を確保することができれば、合理的な判断によって、制約が少なく自由度の高い一般法人を選択するケースも増えてくるかもしれない。今回の調査からも、そのような事例の兆しを見ることができた。

2-3-3 公益法人制度改革による寄附金受入額の変化

（１）寄附金受入額の変化の全体像

公益法人制度改革によって助成財団が受け入れた寄附金はどう変化したのか。今回のアンケート調査では、移行法人に関しては施行日（2008年12月1日）を含む2008年度から今回の調査時点で直近の決算が明らかな2016年度について、新設法人に関しては設立後初年度から2016年度について、寄附金額の変化を尋ねた。両年度のどちらか1年度の記載があるものを有効回答法人とし、法人類型別に集計したのが表2-3-4である（寄附金受入額については千万円未満を、1法人当り受入額については百万円未満を四捨五入）。

なお2008年度は9月にリーマンショックが発生し、下期において景気の悪化のため寄附金額は通常より大きく減少した可能性があり、これを念頭においておく必要がある。

この表によって4つの法人類型を合わせた162法人について見ると、寄附金受入額の総計は239億3000万円から536億円へと296億7000万円も増えている（224%に増加）。しかしこの数には2016年度に20～250億円の多額な寄附を受けた4つの公益法人（移行3、新設1で合わせて400億以上の寄附金）が含まれている。これらを、各法人の2016年度特有の事情による寄附と考えられる特異値として除外し、残る158法人を通常値としてみると、155億7000万円から122億5000万円へと、むしろ33億2000万円も減少している（75%に減少）。1法人平均では、9900万円から7800万円へと2100万円の減である。

数十億円から数百億円の特異的な大型寄附は大きく増えたが、それ以外の通常の寄附は増加どころか減少したわけである。しかも2008年度の寄附は、先にも触れたように通常年

より低かった可能性もある。そのことを考えると、この減少幅は実際にはもっと大きかったかもしれない。

表 2-3-4 法人類型別に見た寄附金受入額の変化（単位：億円）

法人類型	有効回答法人数	2008 年度／設立時 初年度 【A】		2016 年度 【B】		増減額 【B-A】	
		寄附金受入額	受入額／法人	寄附金受入額	受入額／法人	寄附金受入額	受入額／法人
移行公益	109	167.3	1.54	236.5	2.17	69.2	0.63
特異値	3	83.3	27.77	157.1	52.37	73.8	24.60
通常値	106	84.0	0.79	79.4	0.75	-4.6	-0.04
移行一般	20	9.6	0.48	11.0	0.55	1.4	0.07
新設公益	26	24.8	0.95	283.2	10.89	258.4	9.94
特異値	1	0.3	0.30	256.5	256.46	256.2	256.16
通常値	25	24.5	0.98	26.8	1.07	2.3	0.09
新設一般	7	37.6	5.37	5.3	0.76	-32.3	-4.61
公益法人と一般法人の比較							
公益法人	135	192.1	1.42	519.7	3.85	327.6	2.43
特異値	4	83.6	20.9	413.6	103.40	330.0	82.50
通常値	131	108.5	0.83	106.2	0.81	-2.3	-0.02
一般法人	27	47.2	1.75	16.3	0.60	-30.9	-1.14
総合計	162	239.3	1.48	536.0	3.31	296.7	1.83
特異値	4	83.6	20.9	413.6	103.40	330.0	82.50
通常値	158	155.7	0.99	122.5	0.78	-33.2	-0.21

※1 特異値は 2016 年度に約 20 億を超える多額の寄附を受けた 4 法人の値で、その法人の年度特有の事情による寄附と考えられるもの。それらを除く通常年度の寄附とみなし得るものを通常値とした。一般法人はすべて通常値。

※2 有効回答法人数は、両年度またはどちらか 1 年度に寄附受入額の記載があったもの。

※3 【A】の金額は移行法人においては 2008 年度、新設法人においては設立後初年度のもの。

※4 寄附受入額は千万円未満を四捨五入、寄附受入額／法人は百万円未満を四捨五入したもの。

（2）移行公益法人の寄附金受入額の変化

109 の移行公益法人について、それぞれの年度の寄附金受入額を見ると 167 億 3000 万円から 236 億 5000 万円へと 69 億 2000 万円も増えている（141%に増加）。1 法人当たりの平均寄附金受入額にすると 1 億 5400 万円から 2 億 1700 万円へと 6300 万円の増である。しかし、この数値には、先に触れた特異値が 3 法人含まれている。そこでこの 3 法人を除いた残り 106 法人を通常値としてみると、寄附金受入額は 84 億円から 79 億 4000 万円へと 4 億 6000 万円も減少している（95%に減少）。1 法人当たりになると 7900 万円から 7500 万円への減である。また 106 法人を個別に見ると、寄附金が増えた法人は 42 法人で 4 割以下に過ぎず、6 割以上は減少している。以上からみると、新制度の公益法人に移行したことによって全般的に寄附が増えたかどうかは、特異値の内容によるところが大きく、これらの

個別事情に立ち入らなくては明らかにできず、今回の調査結果からでは判断できない。

（３）移行一般法人の寄附金受入額の変化

20 の移行一般法人について見ると、2008 年度の寄附金受入総額は 9 億 6000 万円で、2018 年度は 11 億円となっており 1 億 4000 万円の増になっている（115%に増加）。1 法人当たりでは、4800 万円から 5500 万円へと 700 万円の増である。移行公益法人の通常値が微減であるのに、逆に微増となっている。1 法人あたりの寄附金受入額 5500 万円は、移行公益法人の通常値である 7500 万円よりは少ないが、2/3 以上はあり、それほど少ないとはいえない。この比較からも、新制度の税制優遇効果を確認することはできない。

（４）新設公益法人の寄附金受入額の変化

26 の新設公益法人の寄附金受入額を設立後初年度と 2016 年度で比較すると、24 億 8000 万円から 283 億 2000 万円へと 258 億 4000 万円も増加し（1142%に増加）、1 法人あたりにして 10 億円近い増となる。しかし 1 法人で 250 億を超える特異値があるため、これを除く 25 法人について見ると、寄附金受入額は 24 億 5000 万円から 26 億 8000 万円へと 2 億 3000 万円の増となり（109%に増加）、1 法人当たりでは 1000 万円弱の増になる。設立初年度に一定の必要な資金を確保し、公益認定を受けてからも少しずつ寄附を受けている姿が思い描かれる。

また特異値についても、設立初年度は必要最小限の寄附を受け入れ、公益認定後に本格的な多額の寄附を受け入れており、公益認定による税制優遇のメリットを活かした寄附行動が行われたとも考えられる。

（５）新設一般法人の寄附金受入額の変化

7 の新設一般法人は数も少ないため個別の数値の影響が大きくでるが、設立後初年度には 37 億 6000 万円の寄附金を受け入れたのに対して、2016 年度には 5 億 3000 万円へと 32 億 3000 万円も減少している（14%への減）。1 法人あたりでは 5 億 3700 万円から 7600 万円への大幅減である。寄附の優遇税制に期待せず、設立時に必要な額はまとまった寄附を受け入れ、その後は通常の事業に必要な額を継続的に受け入れるといった、新設公益法人とは異なる寄附行為のパターンを見ることができる。

（６）移行・新設を合わせた公益法人の寄附金受入額の変化

寄附の税制優遇が関係するのは、移行と新設を合わせた 135 の公益法人である。これらについて見ると、移行前の 2008 年度あるいは新設後初年度に 192 億 1000 万円の寄附金を受け入れ、2016 年度には 519 億 7000 万円の寄附金を受けている。327 億 6000 万円の増で、270%に増加した。

しかしこれらの値には、4 法人の特異値が大きく寄与している。それらの値は、移行前あるいは新設時の 83 億 6000 万円（移行・新設公益法人の受入れ寄附金総額の 44%）から 2018 年度の 413 億 6000 万円（同じく 79%）へと 330 億円（同じく 100%以上）もの増になっている（増加率では 400%近い）。これら 4 法人における大規模な寄附は、それぞれの法人の当該年度特有の要因によるものと思われ、特に新公益法人における税制優遇に誘引されたもの

とはいいきれない。しかし結果的に見れば、税制優遇の大きな恩恵に浴した行為であったことには間違いない。

この4法人を除く通常値でみると、寄付の受け入れは108億5000万円から106億2000万円へと、むしろ2億3000円ほど減少している（98%への減）。この数字からは、公益法人における税制優遇の効果を見ることはできない。

寄附税制が助成財団への寄附金額にどのような影響を与えたかは、特異値の公益法人の寄附実態を個別に分析しないと明言できないが、多くの財団の通常の寄附については、特に税制優遇の影響をみることはできない。その理由を考えると、移行公益法人ではすでに半数は特増であったと想定され、同時に、日本の助成財団の多くは企業財団であって企業からの寄附には一定の損金算入枠があり、その枠内なら税制優遇の有無に関係なく損金算入できたからではないかと推測される。

しかし特増でなかった移行公益法人や新設公益法人に対する個人の寄附については、（そのことによって寄附が増えたかどうかは別として）結果的に多くの寄附者に所得税の減免というメリットをもたらしたはずであり、今後ももたらすことが期待される。

2-4 助成財団が自ら取り組むべきこと

2-4-1 助成財団の社会的信頼とは

〔これからの助成財団に求められる社会的信頼性〕

新しい公益法人制度では 110 年続いた主務官庁による設立許可や監督は廃止され、事業分野に関係なく自由に一般法人を設立でき、その中から一定の要件をクリアすれば公益認定を受けて公益法人となることができ、寄附金控除を含む高いレベルの税制優遇が得られることになった。

これによって、助成事業の自由度が増すとともに、組織運営についても自主性や自律性が尊重され、その資産の管理・運用についても自己責任に委ねられるようになった。一般法人として自由度の高い助成事業を行うことも、公益認定を受けて一定の要件をクリアしながら税制優遇を活用して助成事業を行うことも、それぞれの法人が選択すればよいわけである。このように自己責任に委ねられたことによって最も重要になることは、社会的な信頼性の確保である。

先に 2-1（表 2-1-3、表 2-1-10）で見たように、移行であれ新設であれ、公益法人を選択した最も大きな理由は、「社会的な信頼性が得られるから」であり（移行では 44%が、新設では 49%がそう回答）、税制上の理由を最も大きいとした割合にほぼ匹敵する。

また 2-3（表 2-3-1）でもみたように、移行公益法人では 65%が、新設公益法人では 48%が、1 番のメリットに「社会的な信頼性が得られた」ことをあげている。一方、同じく 2-3（表 2-3-3）でみたように、移行一般法人に移行した＜デメリット感＞を聞いたところ、「法人としての公益性が認められず社会的な信用が得にくくなった」を 1 番にあげた法人は 3%に過ぎない。新設一般法人では同じ選択肢を 1 番に上げたところが 20%はあるが、税制上の 3 つの理由を合わせた割合（70%）よりもかなり少なかった。公益法人が「社会的な信頼」に対して大きなメリットを感じているほどには、一般法人は公益認定を受けていないことで特に大きなデメリットは感じていないとも言える。

これは法人制度そのものによる信頼性の感じ方であるが、実際の信頼性は必ずしも法人制度によってのみ保障されるわけではない。公益法人という外形からは信頼性を得ているとしても、事業内容からは特に高い社会的信頼性を得られない助成財団があるかもしれないし、一般法人という外形からは特に信頼性を得ていなくても、実態をよく知る人々からは実質的に高い社会的信頼性を得ているかもしれない。

〔何に対しての信頼性か〕

では法人制度とは関係なく個々の助成財団の実質的な社会的信頼性は、何によって得られるのか。これまでの調査検討を踏まえ、下記の 3 点が重要な社会的信頼性の要素ではないかと考える。

- ① 「助成事業」そのものに対する信頼性
- ② 「助成を支える財政的基盤」に対する信頼性

③ 「助成と財政を支える組織体制と組織運営」に対する信頼性

最も重要なのは①であり、このためには助成プログラムの質的向上を図ることが求められる。②は①を資金面で保証するもので、助成事業を継続的に展開するための資金確保と、その効果的な運用・活用が求められる。③は①と②を具体的に執行するためのもので、①と②に係る人材（役職者）の確保と自主・自律の透明な組織運営が求められる。②と③は、いわば①を財政面と組織面で支える 2 つの土台であると言ってよい。

〔信頼性を判断するのは誰か〕

これらの信頼性を判断する者としては、下記の 3 つのステークホルダーが考えられる。

- A 助成の対象となる受益者（潜在的な受益者を含む）
- B 助成の原資となる資金の提供者（潜在的な資金提供者を含む）
- C 広く社会の人々（未来の受益者や資金提供者を含む）

①②③に対する信頼性を判断する視点は、A, B, C によってそれぞれ異なるから、助成財団にはそれぞれのステークホルダーに相応しい信頼性確保の仕組みや対応が求められる。

2-4-2 助成プログラムの質的向上を図るために

助成財団は、助成事業（狭義の助成事業とともに奨学事業や表彰事業も含む）を通してその組織の目的を果たすが、助成財団が高い社会的信頼性を得るためには、その組織の目的を実現するに相応しい質の高い助成プログラムを継続的に展開することである。その助成プログラムの質的向上のために考慮すべき事項について考えてみたい。

（1）助成プログラムの企画開発

その助成プログラムは、営利を目的としない民間資金の独自の活用手段として企画開発される。未開のフロンティアを目指す人々や組織を応援するという視点にたち、社会的課題の解決とともに社会的価値の創造を促進することが期待される。そのような助成プログラムの企画開発のためには、関連する社会の動きとともに同種の社会資源の分布や動向等を慎重に調査検討し、受益者の立場を含めた関係者との議論の積み重ねが必要になる。

新たに休眠預金を活用した膨大な助成資金が日本社会（特に非営利セクター）に流入するが、事業助成型の財団については、これらとの関係をどう考えるかも、今後の助成プログラムを企画開発する上で重要な視点になる。

（2）助成プログラムの運営

助成プログラム自体がどのように見事で見栄えよくても、その運営が十分に配慮されたものでなければ、本来の価値は生まれない。公募型であるか計画型であるかによっても異なるが、助成情報をどのような媒体によってどこにどう伝えるのか、どのような体制とプロセスによって助成先を選考し決定するのか、特に選考や審査の委員会体制をどう構成するのか、などが重要である。また助成決定後は、単なる助成金の使途管理だけでなく、助成先団体との実りある対話をどう進めていくのか、必要に応じてどう伴走支援をするのか、助成の成果をどのように収集して公開するのか、等々が重要である。これらの日常的に繰り返され

る業務が適切に行われて初めて、助成プログラムは生き生きとしたものとして未来の価値を生むのである。

(3) 助成プログラムの見直し

助成プログラムは固定したものではなく、むしろ生き物である。年々繰り返し実施しながら微修正や小さな改良を加えていくとともに、ある時期には社会環境の変化や時代の要請等を見据えて思い切った見直しが必要になる。すなわち、硬直化させないための努力が求められる。時には廃止して新たな助成プログラムに切り替える勇気も必要になる。

今回のアンケート調査では、移行時や移行後の助成事業の変更や、今後の助成事業の見直しの意向について尋ねた。

移行時の助成プログラムの変更は、2-1 (表 2-1-1、表 2-1-5) でも見たように、移行公益法人では 1/4 は変更をしているが 3/4 は変わらず、移行一般法人では 1/5 は変更しているが、4/5 は変わっていない。公益のほうが「変更」の割合が高いといえる。

では移行後や新設後の見直しはどうか。表 2-4-1 は公益法人の現在までの助成事業の見直しについて聞いたものである。移行法人では 4 割近くが「見直した」が 6 割近くは「見直していない」。「見直した」の半分は公益目的事業の変更を伴うもの、さらにその半分以上は定款も変更するほどの変更である。一方、新設法人では、「見直した」と「見直していない」が相半ばする。10 年以内のことと考えると、かなり大きい数字といえよう。

表 2-4-1 公益法人の移行後／新設後の助成事業の見直し比較

選 択 肢		移行公益法人 (Q51) [n=144]		新設公益法人 (Q42) [n=30]	
見直した	定款も変更し、公益目的事業を変更した	53 (37%)	15	13 (43%)	5
	定款の範囲で公益目的事業を変更した		12		1
	公益目的事業の変更はしていない		26		7
見直して いない	変更していない	85 (59%)	83	14 (47%)	13
	変更を検討したが実施しなかった		2		1
その他		6 (4%)		3 (10%)	

次に今後の助成事業の見直し意向については次頁の表 2-4-2 の通りで、移行公益法人では意向「あり」と「なし」が相半ばして後者がやや多いが、移行一般法人では「あり」は 2 割に対して「なし」が 8 割と多く、移行公益法人とは差がある。新設法人は回答数が少なく統計的には信頼性がないが、公益法人も一般法人も「あり」と「なし」が半々で、いずれも移行公益法人と類似する。

公益法人制度改革前における主務官庁制時代の助成プログラム見直しのデータがないので確かなことは言えないが、新公益法人制度になって多くの移行法人が助成プログラムの見直しという点で活発になってきているのではないかと思われる。特に新設法人について

表 2-4-2 各法人類型の今後の助成事業の見直し等の意向比較

		移行法人				新設法人			
		公益(Q54) [n=144]		一般(Q47) [n=74]		公益(Q44) [n=30]		一般(Q28) [n=10]	
意向あり	定款や公益目的事業*の変更も	66 (46%)	10	15 (20%)	3	13 (43%)	5	5 (50%)	0
	定款の範囲で公益目的事業*の変更も		17		6		4		5
	公益目的事業*の範囲で		39		6		4		—
見直しも公益目的事業*の変更も意向なし		77 (54%)		57 (77%)		13 (43%)		5 (50%)	
その他		1 (0%)		2 (3%)		4 (13%)		0 (0%)	

*「公益目的事業」は、移行一般の場合は「公益目的支出計画」に読み替え、新設一般の場合は削除

は最初から主務官庁制を経験していないから、助成活動に対するかなり自由な感覚をもってスタートしているためか、助成プログラムの見直しに抵抗がないように思われる。

(4) 助成プロジェクトの評価と助成プログラムの評価

助成プログラムの質的向上を図る上で、助成プロジェクトや助成プログラムについての何らかの評価を検討すべきであろう。今回のアンケート調査では、移行公益法人のみを対象に助成プロジェクトと助成プログラムの評価について質問した。その結果が下記の表 2-4-3 の通りである。

表 2-4-3 移行公益法人における助成プロジェクト評価と助成プログラム評価の取り組み

選択肢	n=144	
	助成プロジェクト評価 [Q52]	助成プログラム評価 [Q53]
すでに実施している	48 (33%)	41 (28%)
実施の方向も含めて考えてみたい	33 (23%)	36 (25%)
関心はあるが実施の予定はない	47 (33%)	50 (35%)
特に関心はない	15 (10%)	16 (11%)
実施したことはあるが今は実施していない	1 (1%)	1 (1%)

〔助成プロジェクト評価〕

表の左欄の助成プロジェクト評価では、「すでに実施している」(33%)が1/3、「実施の方向も含めて考えてみたい」(23%)が1/4近く、併せると半数を超える。それぞれの理由も記入してもらったが、「すでに実施している」ところでは、「助成したプロジェクトを評価したほうが助成効果があがるから」「当財団内に専門委員会を設置済み」「プロジェクトの事前評価、事後評価は、自己評価であるが、以前から行っている。また全事業ではないが、複数年事業の最終年度に第三者による評価を行うこともある」などの強い関心と意欲を感じさせる回答があった。

助成プロジェクト評価には、そのプロジェクトで得られた直接的な成果(アウトプット)

の評価と、その後の間接的な影響（アウトカム）の評価がある。一般に評価というと助成終了後の成果に対する数量的な評価をイメージしやすいが、研究助成にしても事業助成にしても、民間の助成は未知のフロンティアへの新たな挑戦である場合が多い。このような助成プロジェクトに対して短期的な視点でのみ定量的な分析・評価を繰り返していると、成果がすぐに見えそうな助成に傾きがちになり、民間非営利の助成がもつ本来の意味を損なうことにもなりかねない。特に影響に関する評価は、助成終了後一定の期間（数年）をおいて行うことが重要であろう。その場合も、定量的な評価にこだわるよりも、新しい挑戦への第一歩の支援として未来に向けてどのような可能性を拓いたのかという視点から考察するような、助成する側と受ける側との対話型の定性的な評価が重視されるべきであろう。そのような方法を、それぞれの財団で独自に試行開発し、その結果を多くの財団で共有し、財団界の共通財産として今後の助成プログラムの発展に活用されることが望まれる。

〔助成プログラム評価〕

表2-4-3の右欄に示す助成プログラム評価への回答では、「すでに実施している」（28%）が1/3近く、「実施の方向も含めて考えてみたい」（25%）が1/4あり、プロジェクト評価と同様に併せると半数を超える。すでに実施している理由については、「社会課題は変化するものであり、変化に対応した効果的な助成プログラムへの見直しは定期的に必要と感じている」「毎年、各助成プログラム自体の内容を評価して、直すべき点は直しながら進めている」「5年毎に中期5年計画を策定しており、その際に各助成金や公益目的事業の存在意義や評価を行い、関係者への意見調査等を通じて、新規助成金の創設や、既存の助成金の存続、廃止などの見直しを行っている」などの前向きな記述が目立った。

助成プログラムについては、毎年の定常的な微修正に必要な評価とともに、数年毎に大きな方向性を見直すための評価が必要になる。その評価方法としては、助成対象者へのアンケートや選考委員経験者を含む関連分野の有識者へのインタビューなどが基本的となるが、前述の助成プロジェクト評価の結果分析なども重要になる。

なお、助成プロジェクトにしる、助成プログラムにしる、何か具体的な特別の評価作業を行うということもさることながら、常に「これでいいのか」といった評価の視点を持ちながら日常の助成業務を行うという姿勢こそが重要なことである。

（5）助成プログラムに関するその他の重要事項

以上は従来の一般的な助成事業を念頭に述べたが、今後は新公益法人制度の可能性をもっと生かした多様な取り組みも積極的に試行・展開することが重要であろう。

〔新しい形の助成事業〕

何よりも、新しい形の助成事業を企画開発していくことが求められる。資金提供であれば、低利または無利子の融資や見返りを求めない出資などがある。また資金以外に財団が保有する施設や設備などを、無償あるいは低価格で提供する事業などもある。さらに、個別のプロジェクトへの助成に限らず、組織の基盤強化や通常活動への継続的な運営費助成などの組織そのものを育てる助成も、今後さらに重要であろう。

〔助成関連の自主事業の展開〕

従来の助成事業であれ新しい仕組みの助成事業であれ、資金的な提供に限らず、その助成事業に付加価値を与えるような助成関連の自主事業の更なる展開も重要である。助成先団体の交流の場を用意したり、助成成果の公開の発表の機会を用意したりすることは既にある程度行われているが、さらに多様な形で助成関連事業を試みることを期待される。

〔他団体との連携・協力〕

同時に、また同じ目的に対して共感する複数の助成財団が、それぞれの特性を生かしながら連携・協力して助成を行うことも重要になる。これらのさまざまな連携により、日本の助成財団が果たす社会的役割は一層豊かなものになり、その信頼性もさらに高くなると思われる。

2-4-3 資金確保と効果的な管理・運用のために

（１）助成事業の原資の多様性と類型別の特徴

助成を安定的に支える財政的基盤への信頼性を確保するためには、助成のための資金確保とその効果的な管理・運用が重要である。助成事業の原資は多様であり、その多様さによって資金確保や効果的な管理・運用の方法も異なってくる。今回のアンケート調査では、公益事業や助成事業の財源を下記のように分類し、各法人における 2016 年度の決算をもとに、多い順を答えてもらった。

- ① 国債等の債券や定期預金の金利
- ② 株式の配当
- ③ 毎年度の寄附や会費
- ④ 国債等の債券や株式の売却代金
- ⑤ 収益事業から得られる利益
- ⑥ その他

その回答は、2-1（表 2-1-2、表 2-1-6、表 2-1-9、表 2-1-12）で各法人類型毎にまとめた通りである。なお上記の④⑥を選択した法人は僅少だったため、これらの表ではこれらを合わせて「その他」として集計した。またアンケートでは、現状の財源とともに今後重視したい財源についても聞いたが、大筋の傾向は現状と変わらないので省略する。

移行公益法人では「株式の配当」（35％）を 1 番多いとする法人が最も多く、次に「国債等の債券や定期預金の金利」（31％）と「毎年度の寄附や会費」（29％）が続くが、いずれも 1／3 前後で大きな差はない。

新設公益法人になると「毎年度の寄附・・・」（58％）を 1 番多いとする法人が 6 割近く、次いで「株式の配当」（30％）が 3 割で続くが、「国債等の・・・」（6％）を 1 番多いとする法人は僅かにすぎない。同じ公益法人でも、移行型と新設型では財源構成にかなり差があることがわかる。

移行一般法人に関しては「国債等の・・・」（26％）や「毎年度の寄附・・・」（18％）を 1 番

多いとする法人が多く、これに「株式配当」(11%)と「収益事業から得られる利益」(11%)とする法人が続く。

新設一般法人になると、(回答数が 10 で統計的な意味は乏しいが)「毎年度の寄附・・・」(50%)を1番とする法人が半数を占め、次いで「国債等の・・・」(20%)が続く。一般法人も移行型と新設型では全く異なる財源構成を示している。

(2) スtock型の財源とフロー型の財源

先に見たアンケートにおける財源項目のうち、①(国債等)、②(株式配当)、④(売却益)は保有財産が元になるStock型の財源で、多額の基本財産を有する移行法人に多い。それに対して③(寄附・会費)と⑤(収益事業)は年度毎に変化するフロー型の財源で、基本財産の小規模の新設法人に多い。

Stock型の財源の場合は、その運用が重要になるが、今回の制度改革では主務官庁制のときに比べて自己責任による運用の自由度が増した。いかに適切な運用によって多額の安定した助成原資を確保できるかも、信頼性の大きなカギとなろう。

フロー型の資金源の場合は、寄附や会費をどう確保するか、収益事業をどう行うかが重要になるが、公益法人の場合には寄附税制が充実していることから、その利点を生かした確保に努めることが、信頼性の大きなカギになろう。特に一般法人では、収益事業の安定的経営も組織の信頼性を高めることに繋がってくる。

(3) 安定的な財源と変動的な財源

先の財源項目のうち、①(国債等)は毎年度安定的であるのに対して、②(株式配当)、③(寄附・会費)や④(売却益)は年度の事情による変動が大きい。一定の助成事業費を維持するためには、黒字のときに貯め込み赤字になったら放出するという、いわば「ダム効果」も助成財団には求められる。そのような長期的な視点で資金の流れを調整し、持続可能な財務管理が重要である。公益法人の場合には、この点で財務3基準が制約条件になりかねないが、当面は基準の範囲で対応を工夫しながらも、制度に課題があればその改善について現場から提案・提言していくことも、社会的な信頼性に繋がることであろう。

(4) 助成財団としての経理事務の責任

助成財団は他者の志ある資金を預かり、志ある社会的営みに効果的に活用する。しかも一般に扱う資金規模に対して小さな事務局で多額の財産を管理し、運用する。その経理事務の責任はとりわけ重く、組織としての高い倫理性と専門性、それに無駄のない効率性が要求される。

経理に関する情報については常に複数の視点でチェックする体制が確保され、外部から利益相反取引などに関して疑念を抱かれることのないよう、透明性を確保し、説明責任を果たしていくことが強く求められる。

2-4-4 自主・自律の組織運営のために

(1) 役職者の人材確保と弛まざる研鑽

助成財団という組織は、単なる金庫番ではない。一定の社会的な目的をもち、社会的な活動に資金提供をする生きた資金仲介組織でなければならない。資金仲介を通じて社会的な課題を解決し、社会的な価値を創造する組織とも言える。助成財団の役職員には、そのような組織を担う者としての強い自覚が求められる。

役職員といっても役員（理事・監事・評議員）と職員（事務局長以下のスタッフ）では立場も責任も役割も異なる。先に財務に関しても触れたように、一般に助成財団の事務局は規模が小さく職員も十分とはいえない。役員と職員が誇りをもちながら相互に信頼できる関係を築き、一体としてそれぞれの任務を相乗的に果たすことが理想である。

助成プログラムの充実のためにも、資金確保やその効果的な管理・運用のためにも、一定の専門性を有する人材が不可欠である。そのような適切な人材を確保し、研修や交流を通して弛まざる研鑽を積んでいくことが求められる。そのことによって、自主・自律の組織運営が可能になる。

しかし個々の小規模の組織では、可能なことも限られる。同じ目的を有する助成財団同士、あるいは既存の様々な専門組織との積極的な協働や連携によって、一層の力を蓄え、社会的な信頼性を高めていくことが求められる。

（２）透明性のある組織運営

多額の社会的資金を取り扱う組織が信頼性を保つには、どこから見ても疑いを持たれることのない透明性のある組織運営、すなわちコンプライアンス（法令遵守）とガバナンス（組織統治）と情報公開によるアカウンタビリティ（説明責任）が求められる。

公益法人には一般法人法に基づくルールの上に公益認定法に基づく組織運営の厳しいルールが存在し、しかも行政庁による監督も行われる。そのため外形的には信頼性の条件は整っており、いかに内実を充実させ、より信頼性の高い組織にするかが課題になる。それに対して一般法人は一般法人法に定めるルールのみを自主的に守ればよいわけで、行政庁の監督もないから外形的な信頼性は保証されない。公益法人以上に内実を充実させ、独自の管理を意識的に徹底し、一層の情報公開に努めなければならない。

公益法人であるか一般法人であるかに拘わらず、不本意に法人としての信頼性を損なうことも無いとは言えない。そうなれば、個別の助成財団の信頼性だけでなく助成財団界全体の信頼性が失墜する。助成財団界全体の信頼性の維持のためには、個々の法人の努力とともに、助成財団界独自の組織運営指針（ガバナンスコード等）を定めて遵守する努力も必要であろう。

（３）社会への積極的な情報発信

助成の成果は社会の共有財産である。組織運営の透明性は当然として、さらに積極的な広報を意識した情報発信が重要である。

資金確保の背景や実態、助成決定に至るプロセス、そして助成の成果なども、Web や冊子で誰にでも分かるように情報を公開すべきであろう。日本では長年の歴史的・文化的背景として陰徳が尊ばれるが、広報を含めた積極的な情報発信を、時流や思い付きに流されるこ

となく、静かに地道に、息長く進めていく必要がある。先駆的な助成成果はすぐには社会的に理解されないことが多いが、見るべき人はどこかで見ていることを確信して情報発信を続けていくことが、日本の助成財団の発展にも重要なことではないだろうか。

2-4-5 助成財団センターの今後の役割

(1) アンケート調査から見た助成財団センターへの期待

アンケート調査からは、下記の期待が寄せられた。

〔移行公益法人から〕

意見の取りまとめや内閣府等への提案、財団間の交流・意見交換・研修・講習の提供、未来志向の問題への取り組み、社会への情報提供・発信、電話等による個別相談、などのこれまでの事業の充実を含む提案が寄せられた。回答者はいずれも当センター会員財団なので、その事業内容についてはよく知っている立場の意見である。

〔移行一般法人から〕

一般法人向けのアドバイス等のセミナー開催、効率的な組織運営へのアドバイス、などが寄せられた。センターの会員財団には公益法人が多いため、これまでは公益法人向けの事業が中心であったが、今後は一般法人向けのセミナー等を実施していくことが課題となる。

〔新設公益法人から〕

オンラインによる手段で理事や職員の研修を地方でも受けられるように、効率的な組織運営のアドバイスを、他の財団の状況などを聞きたい、などの声があった。地方の財団も多く、地方で情報的に孤立している財団への生の情報提供や配慮も重要である。これまで当センターで対応できなかった取り組みが求められている。

〔新設一般法人から〕

財団活動の社会への周知をサポートしてほしい、相談相手になってほしい、などの声が寄せられた。主に地方の財団からの声で、そのニーズは新設公益法人の要請と共通するところも多い。

(2) 今後重視したい助成財団センターの役割

以上も踏まえ、今後の助成財団センターは次の役割を高めていくことが重要であろう。

- ① 助成財団そのものの社会的存在意義を広く社会全般に伝えていくこと。
- ② 助成財団を取り巻く制度や仕組みについて調査し政策提言していくこと。
- ③ 個々の助成財団が信頼性を確保するためのバックアップを行っていくこと。

また事業展開の方向性としては、下記が重要であろう。

- ① これまでの「移行公益」を中心とした事業から、「移行一般」「新設公益」「新設一般」も対象とした事業への展開

② 東京中心の事業から、関西を初めとした主要都市での現地協力による事業への展開
以上の方向性は、人材的にも経費的にも負担を伴うものである。これらの必要コストをどう確保していくかも重要な課題になる。

2-5 制度上の課題と提案

2-5-1 制度上の課題と提案の趣旨

公益認定制度は、公益認定法第1条に記されているように、「**民間**の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ」「**公益の増進及び活力ある社会の実現**に資することを目的」として制定された。

目的は「(民間) 公益の増進及び活力ある社会の実現」に要約されるが、その実現のためには、多数の公益法人が日本社会に生まれ、その一つ一つが内実を深め、持続的に成長することによって、公益事業の総体が増加することが求められる。しかし現実には、1-1(表1-1-2)に示したように、現存する助成財団の殆どは移行公益法人(1,400余り)で、新設公益法人は10年近くを経ても非常に限られている(90余り)。個々の公益法人の持続的な成長についても、それを促進する主旨や制度にはなっていない。これらの現状は、制度上の重要な課題といえる。

一般法人法と公益認定法は、それぞれの附則3において「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことを定めている。しかし細部の変更は行われてきたものの、内容に係る体系的な検討や改正は行われていない。施行10年を経た今こそ、まさに「適当な時期」としてなぜ公益法人数の増加が少ないのか等の前記の課題を踏まえた検討を行い、必要な措置を講ずべきであろう。

以上の観点から、ここでは助成財団の立場から、今後検討すべき事項を提案する。これらの中には、法文の解釈変更や法の運用(会計基準やガイドラインやFAQの改定等)で対応できるものもあるが、基本的な仕組みの変更については、法令自体の改正が望まれる。また公益法人制度そのものというより、税制上検討すべき課題もある。

2-5-2 財務3基準の改正について

公益認定を受け、それを維持する上で最も重要な要件として、いわゆる財務3基準がある。すなわち「公益目的事業収入制限(いわゆる収支相償)」「公益目的事業比率」「遊休財産額保有制限」に関する基準である。表2-5-1は、これらについてのアンケート調査の結果を整理したものである。これらの回答も踏まえて、以下の検討を提案する。

(1) 公益目的事業収入制限(いわゆる収支相償)に関して

この収入制限に関しては、移行公益法人では5割の、新設公益法人で4割近くの回答者が制約を感じていると回答しており、多くの自由意見が寄せられた。助成事業では定常的で安定した助成(支出)が求められるが、収入には時代の動きによる変化がある。その変化は、助成原資が安定した収入であるか変動の大きい収入であるかによっても異なるが、大きな赤字が発生する年度もあれば大きな黒字が発生する年度もある。それが数年にわたることもある。にもかかわらず原則年度毎に期末に収入と支出を合わせることに気を遣わざるを

表 2 - 5 - 1 公益法人の財務 3 基準で制約を感じることと主な意見の整理

法人類型	特に制約を感じたこと 回答数 (%)	主な意見 (自由記述・抄)
移行公益法人 (Q24) [n=166]	収支相償 72 (43%)	増配になった時に、事業の安定的な長期運営上、急な増額は難しい／「収支相償」基準を遵守することにより年を経る毎に余資が減少する一方で困っている／運用収益が急激に増加した年度において、事業規模を安定的に維持することができなかった／収支相償は無駄遣いを促進しているようなもの／株式の配当金が増加し、無理やり大幅に奨学事業を拡大しなくてはならなかった／偶発的に収益があっても、年度の事業サイクルから対応ができないことへの理解がなかなか得られなかった。主務官庁制度の場合には、理解を得られていたと聞いている／他
	公益目的事業比率 1 (1%)	移行の際指導で事業比率を 8:2 にして移行しました。今後人件費等を上げざるを得なくなり、管理費の比率が高くなると思われます。その場合移行時の比率を変更する事ができるかどうか心配です。
	遊休財産保有制限 34 (20%)	収入減による将来不安／助成金支払いのため相応の遊休財産の保有は必須であり、事業拡大時には経費 1 年分までというのは厳しくなる可能性がある／過去に無配当が 4 年間続いたことがあった。再度そのようなことがあった場合、内部留保が数年間分しかないと言及が立ちゆかない／収益変動に対する備えが 1 年分では非常に不安である／現行ルールでの 1 年分限度ではなく、10 年分程度はもちたいところ／他
	特にない 59 (36%)	—
新設公益法人 (Q18) [n=37]	収支相償 12 (32%)	この制度は、奨学生のための円滑な奨学金の給付において、不必要なリスクを背負わせる足かせでしかなく、実態に即した一刻も早い改善を心から望んでいる／寄付をメインの財源としている場合には、単年度の寄付にばらつきがあり、長期運営を考えた際には、単年度での収支相償だけでははかれない／収入より支出（助成金交付）が少ない場合、財団の目的に一致しない研究までを対象になる可能性がある／他
	公益目的事業比率 0	—
	遊休財産保有制限 6 (16%)	公益事業を長期に実施するためには単年度の寄附金額を一定額積み立てておく必要がある。基金化により対応するつもりではあるが、単年度の遊休財産額保有制限により余裕をもってその運用方法を見極めることが困難／寄附受入資金を用途特定することにより、新事業への展開に制約を感じる／未公開株式による寄付を検討したときに、この規定の定義説明と理解に多くの労力を要した
	特にない 19 (51%)	—

得ないこの要件は、助成事業を委縮させ、助成費を縮減に向かわせ、長期的には民間活力の弾力性を損なうことになる。そのため、以下の2点を具体的に検討してほしい。

- ① 健全な法人運営の観点や公益要件としては疑問があり、撤廃すべきである。
- ② 前記の①の実現が難しい何らかの理由がある場合、少なくとも寄附や助成金や補助金あるいは公益目的財産からの運用益等の非対価性（支援性）の収入に関しては、その収支の計算式における収入から除外すべきである。

（２）公益目的事業比率に関して

公益法人としての助成財団の多くは、この要件に関して特に問題を指摘していない。しかし一般法人の場合には、収益事業の比率が大きいため、あるいは今後大きくなる可能性が懸念されるために、公益認定を受けない例もよくある。公益認定を受けると収益事業の利益の50%以上は公益事業に用いることになっているが、これは「みなし寄附」とも言うべきものであるから、そのような利益を生み出す収益事業にかかる費用を公益目的事業比率算定の際に公益目的事業費として算入できる仕組みを設ければ、より多くの一般法人が安心して公益認定を受けられる可能性がある。そのような改正を検討すべきである。

（３）遊休財産額保有制限に関して

先のアンケートの結果によれば、いわゆる収支相償に比べると制約を感じる度合いは小さいが、公益法人の健全な発展のためには疑問が多い。景気変動の波をこえて持続的に有効な助成事業を行うためには、公益目的財産や特定費用準備金として特定された財産以外にも、臨機に自由に使用できる一定の財産の保有が必要である。長期的な景気変動を考慮すれば、それは1事業年度分では十分とは言えない（アンケート調査の別の質問で改正提案してもらったところ、2年程度、2～3年分、3年分、5年～10年分、などの提案があった）。その保有財産は、ある期間に赤字続きで取り崩した財産を数年かけて回復するためにも、また、黒字が続けば社会環境の変化に応じて公益事業を拡大していくためにも使用できる。そのような、いわば調整ダムとしての効果をもたなければ、助成財団の事業は次第に縮減し、維持できなくなるものもでてこよう。保有制限の緩和について検討すべきである。

（４）財務3基準の算定方式の変更に関して

公益認定法によるこの3基準については、その施行規則によって基本となる算定方式が定められ、認定等委員会によるガイドラインでより詳しく説明され、さらに詳細な運用実務は内閣府によるFAQによって知ることができる。しかしそのFAQの内容は、その多くは弾力的な方向に向けてではあるが、頻繁に変更されており、法人運営に係る者を混乱に陥れている。このような変更は、法人運営の現場の立場からの意見を反映させた上で検討を重ね、公益認定法やその施行規則などの法令の改正によって明文化すべきである。

2-5-3 公益法人のより弾力的な運営のために

公益事業の運営は、認定申請時に提出した「その行う公益目的事業の種類及び内容」に基づいて行われ、その実施は毎年度の提出書類や数年毎に行われる立入検査によって監督され

る。「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業」（公益認定法第1条）としての弾力的な運営を保証するには、以下の点を考慮した法人の自主性を尊重した監督が望まれる。

（１）公益目的事業の種類及び内容の変更に関して

時代の動きや社会環境に対応した柔軟な助成事業を実施するには、常に助成プログラムを見直し、時代の要請を見据えて改定する努力が必要である。しかし公益目的事業の種類及び内容の変更認定の手続きや認定までの期間が曖昧で、次年度計画に間に合うかどうかとも保証されない現状がある。そのため、止む無く変更を断念して前年度を踏襲する傾向がある。その事業の改廃などの根幹にかかわる変更以外は、基準を明記して変更の届出で済むようにすべきであり、認定が必要な場合には、その認定までの期間も明らかにすべきである。そうしないと、やがて助成事業は硬直化し、停滞を招きかねない。

（２）認定時や認定後の事務手続きに関して

公益認定の手続きや公益法人の運営については、提出書類等の作成で多大な事務労力を必要とする。それ故に公益法人を避けて一般法人を選択する事例も多い。煩瑣な事務手続きを簡略化する工夫を検討すべきである。

（３）財政規模の小さな法人に対する制度の創設とその手続きの簡便化に関して

特に新規設立の法人に多い財政規模の小さな法人については、公益認定の申請時や認定後の毎年度の事務負担が悩みの種になっている。新たに財政的に小さな規模の法人に対する制度を創設し、その規模に相応しい運営管理基準を定めることによって、手続きの一層の簡略化を行うべきである。そうしなければ、今後の新しい公益法人の増加は限定的なものになろう。

（４）監督や立入検査に関して

行政庁による監督や立入検査は、公益法人制度の信頼を維持する上での重要な機能である。しかし時に行政庁の担当者の個人的な見解による指摘によって困惑する法人の声もよく聞く。その監督や検査の基準を明確にし、民間の公益活動を暖かく見守る姿勢で行うとともに、担当者による差異を出来るだけ小さくする工夫をすべきである。

2-5-4 一般法人に関連して検討すべき事項

民間公益活動の増進の観点から、一般法人に関連しても下記の点について検討し、より使いやすい制度の実現を図るべきである。

（１）移行一般法人の公益目的支出計画の変更手続きに関して

移行一般法人が旧公益法人制度の税制優遇のもとで蓄積した公益目的財産額は、公益目的の支出計画に従って行政庁の監督のもとに使用することで、その持続的な保有が可能となっている。この公益目的支出計画については、その事業内容等の変更認可について特に問題になった事例は顕在化していないが、今後の長期的（今回のアンケート調査では、公益目的財産の保有期間は長いもので 294 年）な社会の動きを勘案すれば、公益目的財産の活用を促進するうえで大きな変更が必要となる時期もくるであろう。その時のためにも、適切な変

更ができる仕組みについて方針を明確にし、公表周知しておいてほしい。

（２）公益法人から一般法人への移行制度の創設に関して

現在の公益法人制度は、一般法人から公益法人への一方通行のみを想定しており、その逆方向に関しては、財産が没収されるとの懸念もあり、認定取り消しへの不安や自己返上することへの罪悪感も強い。それ故に公益認定をためらい、一般法人にとどまる法人も多い。特例民法法人から一般法人への移行において採用された公益目的財産額に対する公益目的支出計画の仕組みを、新制度のもとで設立された公益法人にも適用できるような制度の創設を検討すべきである。すなわち、公益認定を返上しても、公益目的支出計画に従って行政庁の監督下で使用する限りは、その財産を公益目的財産額として継続して保有し、使用できる制度の創設である。

（３）一般法人の税制上の３類型の法人制度上の位置づけに関して

多くの助成財団は、助成対象としての一般法人への信頼性に戸惑い、助成することにためらいをもっているところもある。税制上、一般法人は非営利徹底型と共益型と普通法人型に分類され、前２者は合わせて非営利型法人と呼ばれ、収益事業（法人税法に基づく 34 業種）による収入のみが法人税の課税対象となる。しかし後者の普通法人型は、企業と同じく寄附や会費や助成金も含めた全収入が課税対象となる。これらの類型は個々の法人の定款記載によって確認できるが、法人制度には位置づけられていない。これを一般法人法に規定して登記事項とすれば、非営利徹底型の一般法人は、助成先としての信頼性を大きく増すと思われる。その仕組みの実現を検討すべきである。

（４）一般法人の優遇税制について

一般法人に移行した助成財団については、行政庁の監督下にある公益目的財産額の金融資産収益にも課税される。これは旧公益法人制度では非課税であった財産であり、本来なら助成活動に使用されるべき費用の一部を納税することになったとも言える。公益目的財産額の運用益は、公益目的支出計画に基づいて使用する限りにおいては非課税とし、民間の助成事業をより拡充するよう検討すべきである。

第Ⅲ部

法人類型別にみた調査の内容と結果

3-1 移行公益法人の助成財団に関する調査

3-1-1 アンケート調査の内容と結果……………81

3-1-2 インタビュー調査の内容と結果……………89

3-2 移行一般法人の助成財団に関する調査

3-2-1 アンケート調査の内容と結果……………92

3-2-2 インタビュー調査の内容と結果……………99

3-3 新設公益法人の助成財団に関する調査

3-3-1 アンケート調査の内容と結果……………101

3-3-2 インタビュー調査の内容と結果……………108

3-4 新設一般法人の助成財団に関する調査

3-4-1 アンケート調査の内容と結果……………111

3-4-2 インタビュー調査の内容と結果……………115

◎資料編の参照について

第Ⅲ部の内容について資料編を参照の場合は、Web 上に公開の「アンケート調査関係資料」と「インタビュー調査関係資料」をご覧ください。☛ <http://www.jfc.or.jp>

第Ⅲ部 図表一覧

- 図 3-1-1 回答移行公益法人の財政規模（正味財産）の分布（2016 年度末）
- 図 3-1-2 回答移行公益法人の経常収益の分布（2016 年度）
- 図 3-1-3 回答移行公益法人の年間助成総額の分布（2016 年度）
- 図 3-1-4 移行で公益法人を選択した理由（Q3）
- 図 3-1-5 移行前に特定公益増進法人（特増）であったか（Q12）
- 図 3-1-6 移行公益法人の寄附受入額の分布（2008 年度→2016 年度）（Q19）
- 図 3-1-7 移行公益法人のメリット感（Q22）
- 図 3-1-8 移行公益法人の公益目的事業の財源（2016 年度）（Q23）
- 図 3-1-9 移行公益法人の移行後の助成事業の見直し等（Q51）
- 図 3-1-10 移行公益法人の今後の助成事業の見直し等の意向（Q54）
- 表 3-1-1 インタビュー対象移行公益法人の概要

- 図 3-2-1 回答移行一般法人の財政規模（正味財産）の分布（2016 年度末）
- 図 3-2-2 回答移行一般法人の経常収益の分布（2016 年度）
- 図 3-2-3 回答移行一般法人の年間助成総額の分布（2016 年度）
- 図 3-2-4 移行で一般法人を選択した理由（Q3）
- 図 3-2-5 一般法人に移行したメリット感（Q15）
- 図 3-2-6 一般法人に移行したデメリット感（Q16）
- 図 3-2-7 移行一般法人の助成事業の財源（2016 年度）（Q38）
- 図 3-2-8 移行一般法人の寄附受入額の分布（2008 年度→2016 年度）（Q41）
- 図 3-2-9 移行一般法人の今後の助成事業の見直し等の意向（Q47）
- 表 3-2-1 インタビュー対象移行一般法人の概要

- 図 3-3-1 回答新設公益法人の経常収益分布（2016 年度）
- 図 3-3-2 回答新設公益法人の年間助成総額の分布（2016 年度）
- 図 3-3-3 新設後に公益認定を受けた理由（Q10）
- 図 3-3-4 新設公益法人の公益目的事業の財源（2016 年度）（Q13）
- 図 3-3-5 新設公益法人の寄附受入額の分布（新設年度→2016 年度）（Q14）
- 図 3-3-6 新設公益法人のメリット感（Q17）
- 図 3-3-7 新設公益法人の設立後の助成プログラムの変更（Q42）
- 図 3-3-8 新設公益法人の今後の助成事業の見直し等の意向（Q44）
- 表 3-3-1 インタビュー対象新設公益法人の概要

- 図 3-4-1 回答新設一般法人の経常収益の分布（2016 年度）
- 図 3-4-2 回答新設一般法人の年間助成総額の分布（2016 年度）
- 図 3-4-3 新設後に公益認定を受けなかった理由（Q12）
- 図 3-4-4 新設一般法人の助成事業の財源（2016 年度）（Q13）
- 図 3-4-5 新設一般法人の寄附受入額の分布（新設年度→2016 年度）（Q14）
- 図 3-4-6 新設一般法人のメリット感（Q17）
- 図 3-4-7 新設一般法人のデメリット感（Q18）
- 表 3-4-1 インタビュー対象新設一般法人の概要

3-1 移行公益法人の助成財団に関する調査

3-1-1 アンケート調査の内容と結果

(1) アンケートへの回答法人の特性

アンケートの送付件数は208件、回答件数160件（財団158件99%、社団2件1%）で、回答率は77%であった（設問によって回答数が異なることがある）。回答率は4類型のうちで最も高かった。主な送付先が当センターの会員であるとしても、この回答率は非常に高い数値である。以下にその回答法人の特性を記す。

〔財政規模(正味財産)〕

財政規模を正味財産でカウントした分布は図3-1-1の通りである。30億円未満が72件と多く、一方200億円以上の法人も27件と、規模が2分化している。1000億円以上の法人も6件ある。

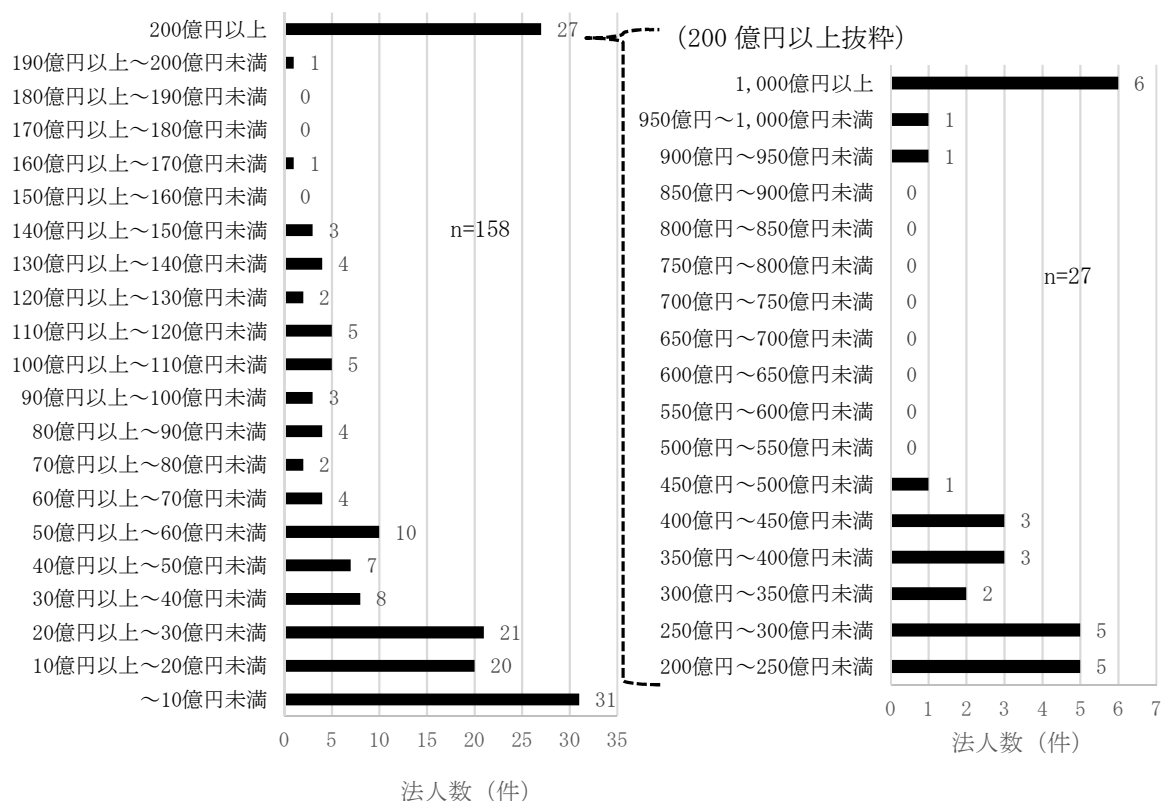


図3-1-1 回答移行公益法人の財政規模（正味財産）の分布（2016年度末）

〔経常収益〕

経常収益は次頁の図3-1-2の通りである。2500万～5000万円が最も多く25件である。一方、7億5000万円以上の法人も8件ある。

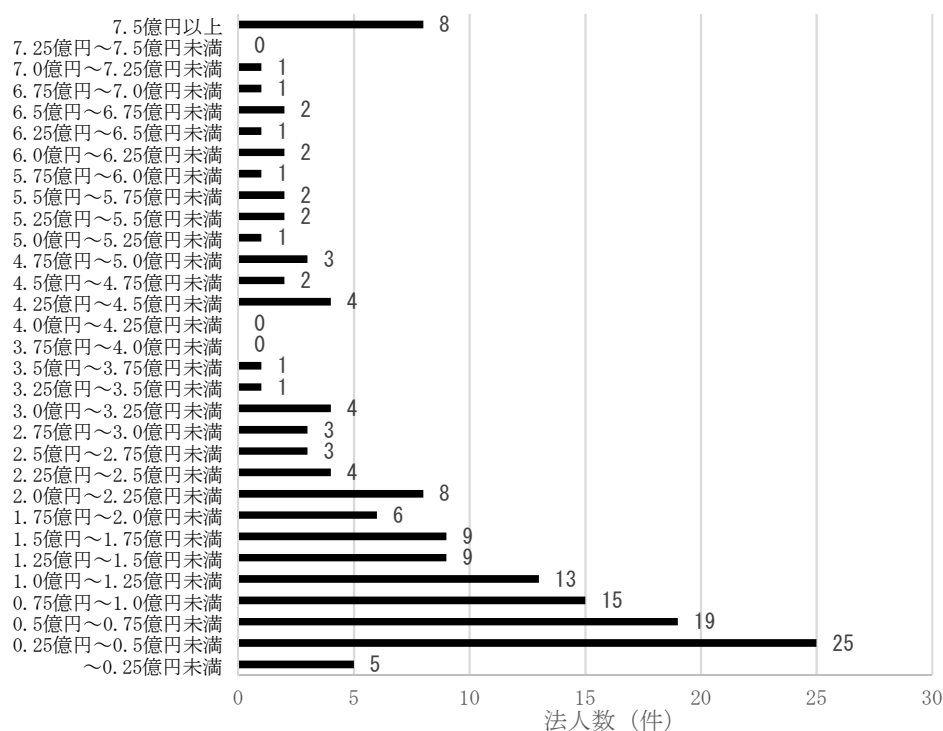


図3-1-2 回答移行公益法人の経常収益の分布（2016年度）

〔助成総額〕

年間助成総額は図3-1-3の通りである。年間1億円未満が104件で全体の67%を占める。一方、7.5億円以上の助成をしている法人が5件ある。

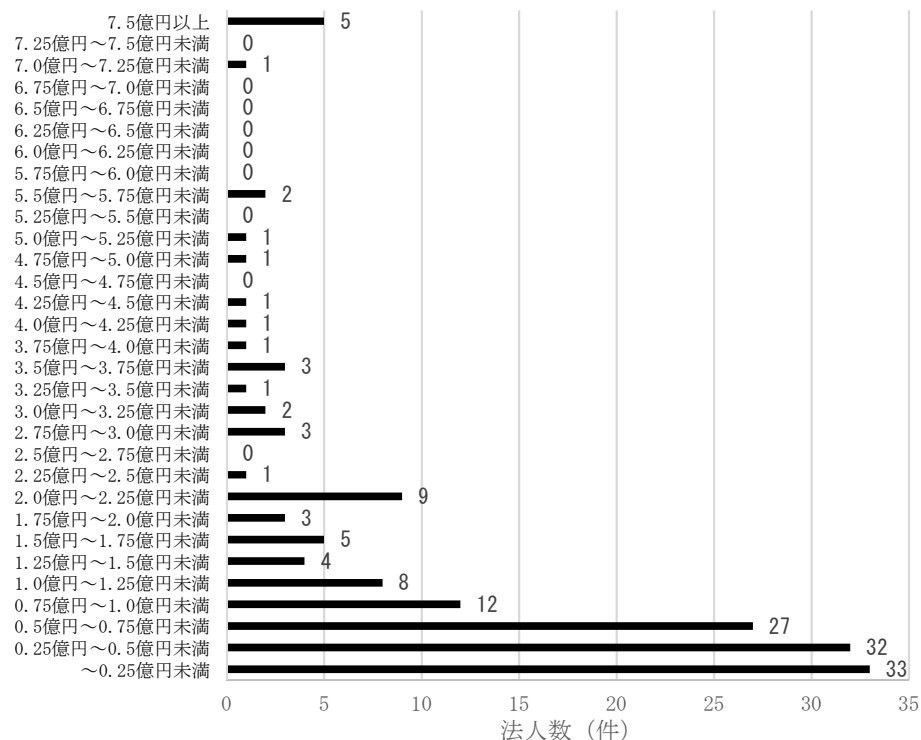


図3-1-3 回答移行公益法人の年間助成総額の分布（2016年度）

〔経常収益に占める助成総額比率(%)〕

経常収益に占める助成総額の割合（以下、助成割合）を大きいものから小さいものに5段階に分類すると助成割合が50～75%の法人が41%と最も多い。50%を超えている法人は66%で、助成を主体とした財団である。50%未満は、褒賞、普及啓発など助成以外の事業を主な活動としている。なお助成割合が100%を超える法人が3%あり、資産の取り崩しを行なっていると考えられる。

（２）組織運営・財務関連の回答

〔設立時に関すること〕

- ① 公益法人を選択した理由(Q3)：1位と2位の「社会的な信頼性が得られるから」(44%, 67件), 「助成財団として当然の選択」(41%, 63件)を合わせると85%となる。3位は「利息や配当などの金融資産収益に課税されないから」(18%, 27件)。信頼性に関する回答が85%を占め、非課税といった実利的な面への期待は2割未満である。⇒図3-1-4
- ② 移行時の定款において、寄附行為の目的の変更(Q4)：「変更しなかった」(75%, 111件), 「変更した」(26%, 38件)。
 - ・上記回答の理由および変更内容(Q5、Q6)：修正は文字、表現の修正にとどまっていたという回答が多い。
- ③ 移行時の定款において、寄附行為の「事業」の変更(Q7)：「変更しなかった」(67%, 100件), 「変更した」(33%, 49件)。
 - ・上記回答の理由および変更内容(Q8, Q9)：理由として、出捐者の意向を尊重など。
- ④ 移行に際して、定款や公益目的事業の内容について、行政庁からの修正等の指摘(Q10)：「指摘はなかった」(81%, 121件), 「指摘があった」(19%, 28件)。
 - ・内容と対応(Q11)：表現の見直し、実態に合わせて、などが多い。ごく初期には混乱があったが、この当時のことは「担当者がすでにいない」など。

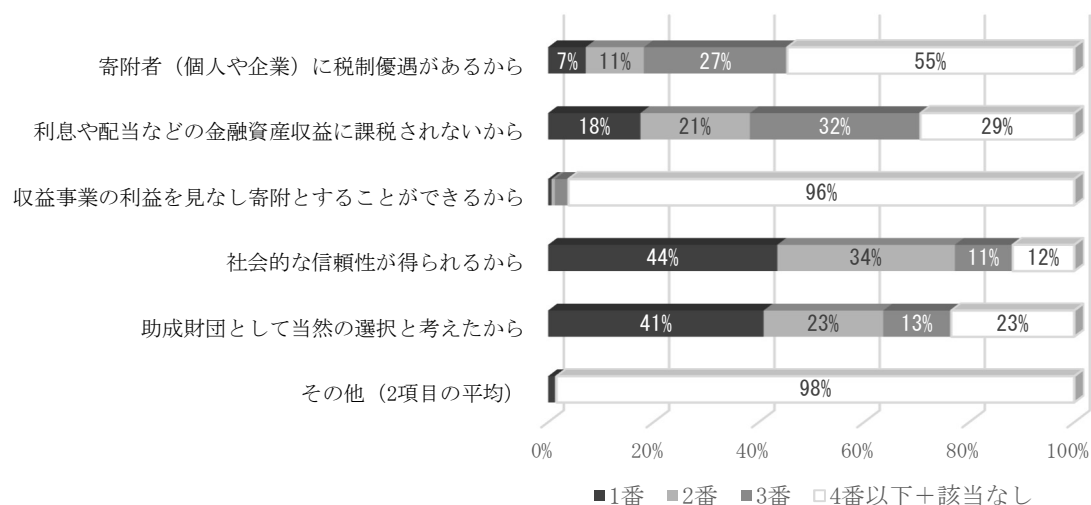


図 3-1-4 移行で公益法人を選択した理由〔Q3 n=154〕

〔移行前後の変化〕

① 移行前に特定公益増進法人（「特増」）だったかどうか(Q12)：

「特増だった」(43%,64件),「特増ではなかった」(40%,60件)。10年前のことであるためか、「わからない」が(17%,25件)ある。⇒図3-1-5

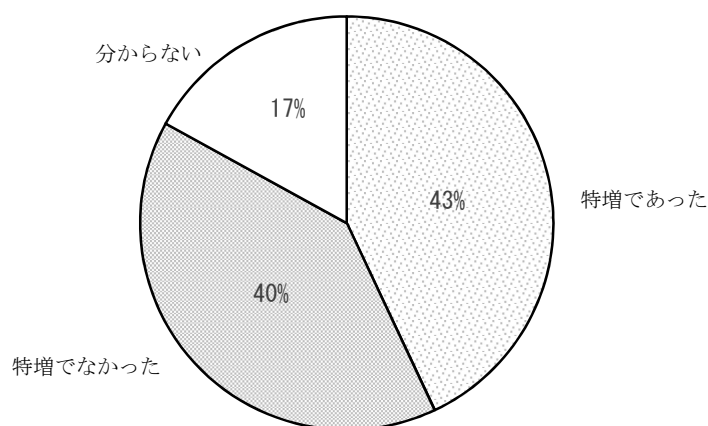


図 3-1-5 移行前に特定公益増進法人（特増）であったか [Q12 n=149]

② 特増だった法人に：移行後の法人運営に関する自由度(やり易さ)の変化(Q13)：「大きな変化はなかった」(80%,47件)が多く、「自由度が減った」(10%,6件),「両面ある」(5%,3件),「自由度が増した」(5%,3件)は少ない。

- ・増した理由(Q14)：資産運用の自由度が増した、など。
- ・減った理由(Q15)：収支相償の導入、など。

③ 特増でなかった法人に：移行後の法人運営に関する自由度(やり易さ)の変化(Q16)：「大きな変化はなかった」(75%,42件),「自由度が減った」(13%,7件),「両面ある」(9%,5件),「自由度が増した」(4%,2件)

- ・増した理由(Q17)：資産運用の自由度が増した、など。
- ・減った理由(Q18)：収支相償の導入、など。

④ 寄附受入の変化(Q19)：2008年1億5400万円→2016年2億1700万円（41%増加。両年度あるいはどちらかの年度に寄附のあった109法人で計算）。平均値は増加しているが、理由は多様であり、制度改革と寄附の直接の関係は必ずしも読み取れない。次に示す頻度別のグラフからも読み取ることは難しい。⇒図3-1-6

- ・20%以上の増加の理由(Q20)：理由は多様である。
- ・20%以上の減少の理由(Q21)：理由は多様である。

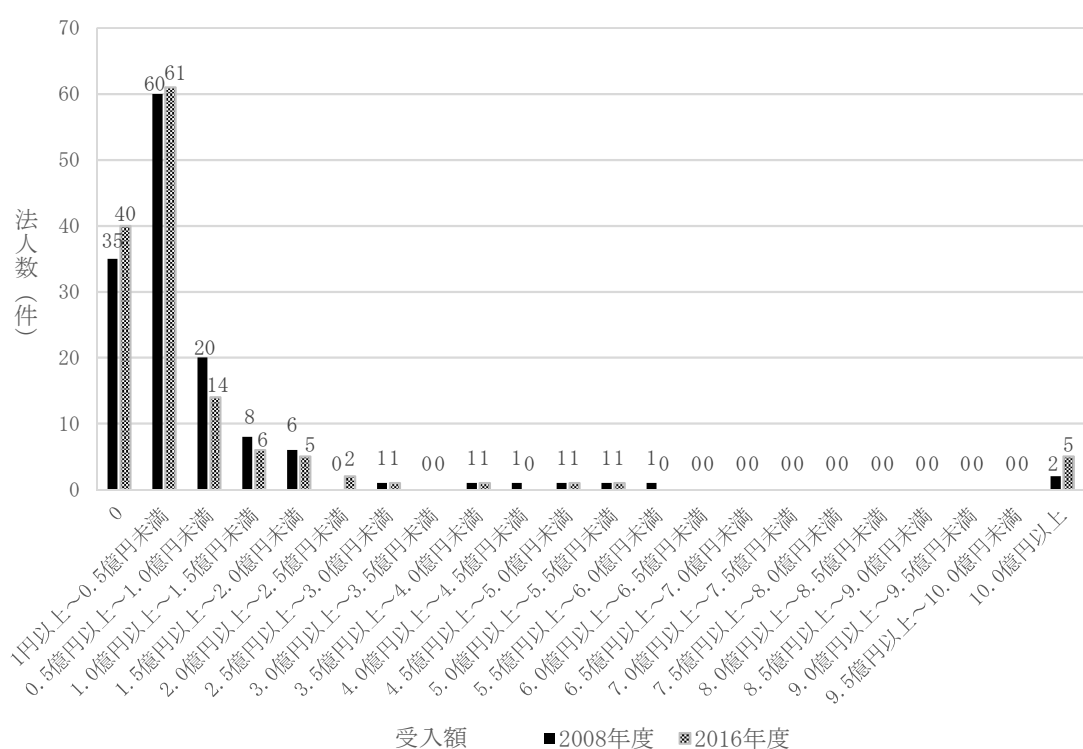


図3-1-6 移行公益法人の寄附受入額の分布（2008年度→2016年度）〔n=137 Q19〕

- ⑤ 公益法人のメリット感(Q22)：「社会的な信頼性が得られた」(65%,95件)が最も多く、次いで「利息や配当などの運用益に課税されないため、より多くの助成原資を確保できた」(20%,29件)である。これ以外は4%以下とずっと下がる。⇒図3-1-7

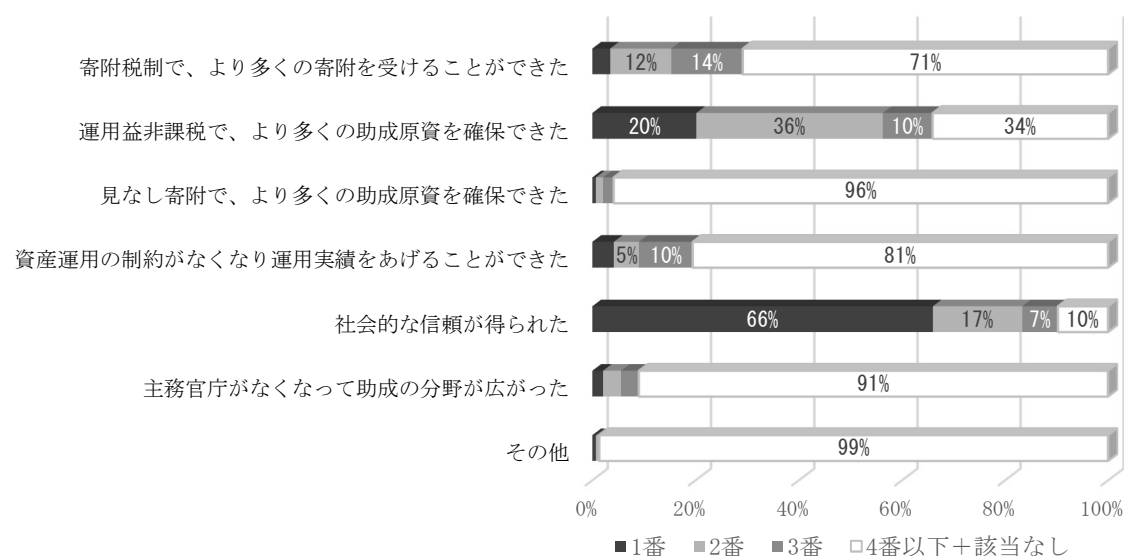


図 3-1-7 移行公益法人のメリット感〔Q22 n=144〕

- ⑥ 公益事業の財源(Q23)：財源で1番多いとするものは、「株式の配当」(35%,50件),「国債等の債券や定期預金の金利」(31%,44件),「毎年度の寄附や会費」(29%,42件)が主な

もので、これ以下は4%以下である。⇒図3-1-8

- ・その他の資金(Q23)：多様な回答がある。

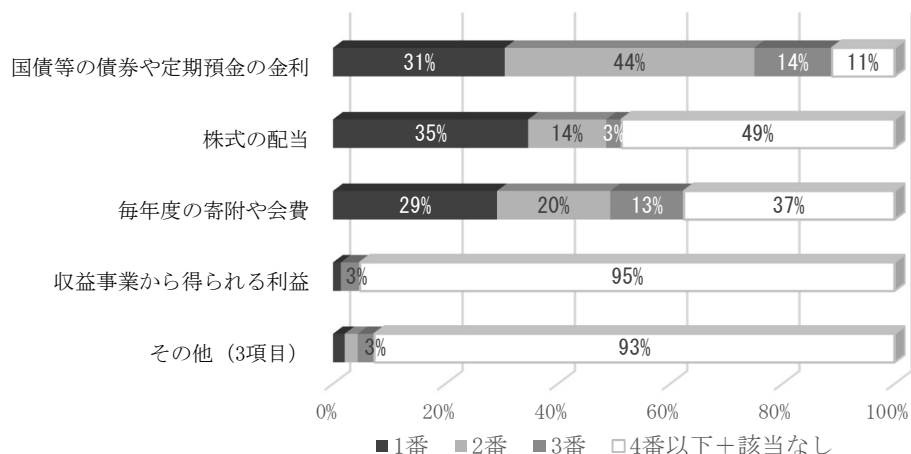


図 3-1-8 移行公益法人の公益目的事業の財源 (2016 年度) [Q23 n=144]

〔財務 3 基準、定期提出書類・立入検査についての意見〕

- ① 財務 3 基準で制約を感じたもの(Q24)：「収支相償」(50%,72件)が最も多く、次いで「特になし」(41%,59件),「遊休財産額保有制限」(24%,34件)。「公益目的事業比率」(1%,1件)についてはほとんど指摘が無い。下記も含めて詳しくは第Ⅱ部の表2-5-1(P.75)を参照。

- ・「収支相償」についての制約や問題の具体例(Q25)
- ・「公益目的事業比率」についての制約や問題の具体例(Q26)
- ・「遊休財産額保有制限」についての制約や問題の具体例(Q27)

- ② 行政庁へ毎年度提出する定期提出書類あるいは立ち入り検査で受けた指摘「法人運営に関する事項」(Q28,Q29,Q30)

指摘内容は運営マニュアルなどで明示されれば解決できる問題、および担当者により意見が異なること、への指摘が目立つ。複数ある回答としては、贈呈式後の懇親会あるいは定例の会議における会食などでの会食内容(アルコール)などへの指摘など。

- ・具体例(Q28,Q29,Q30)

- ③ 行政庁へ毎年度提出する定期提出書類あるいは立ち入り検査で受けた指摘「内部管理に関する事項」(Q31,Q32,Q33):内容は多岐にわたる。

- ④ 行政庁へ毎年度提出する定期提出書類あるいは立ち入り検査で受けた指摘「助成事業などの事業に関する事項」(Q34,Q35,Q36):内容は多岐にわたる。

〔今後に関すること〕

- ① 今後重視したい公益事業の財源(Q37)：1番重視したい財源は、「株式の配当」(38%,55件),「国債等の債券や定期預金の金利」(30%,43件),「毎年度の寄附や会費」(30%,43件)が上位3件であり、これ以下は1%以下である。

- ・「その他の資金」(Q37)：多様なものがある。
- ② 今後の法人類型の選択(Q38)：「公益法人のままで進めたい」(89%,128件)が最も多く、以下「考えたことがない」(10%,14件)、「公益法人を取り下げ一般法人で進めたい」(1%, 2件)と続く。
 - ・「公益法人のままで進めたい」を選択した理由(Q39)
 - ・「公益法人を取り下げ一般法人で進めたい」を選択した理由(Q40)
- ③「財務3基準」のうち「収支相償」に関して今後の改正の必要性などの意見や提案(Q41)
- ④「財務3基準」のうち「公益目的事業比率」に関して今後の改正の必要性などの意見や提案(Q42)
- ⑤「財務3基準」のうち「遊休財産額保有制限」に関して今後の改正の必要性などの意見や提案(Q43)
- ⑥ 今後の公益法人制度に関する意見や提言(Q44,Q45)：多様な意見がある。

(3) 助成プログラム関連の回答

- ① 移行時の助成プログラムの変更(Q47、複数回答可)

「移行前の助成プログラムと基本的な内容は変わらない」(77%,111件)が最も多く、次いで「移行前の助成プログラムのままだが、内容を見直して修正したプログラムがある」(12%,17件)、「移行時に新たに助成プログラムを追加した」(8%,11件)、「移行前の助成プログラムで廃止したものがある」(7%,10件)と続いている。

 - ・見直して修正したプログラムの内容や理由(Q48)
 - ・追加した助成プログラムの内容や理由(Q49)
 - ・廃止した助成プログラムの内容や理由(Q50)
- ② 移行後における助成事業の見直しや公益目的事業の変更(Q51)

「助成事業の見直しも公益目的事業の変更もしていない」(58%,83件)が最も多く、次いで「助成事業は見直したが公益目的事業の変更はしていない」(18%,26件)、「助成事業を見直して定款も変更し、公益目的事業を変更した」(10%,15件)、「助成事業を見直して定款の範囲で公益目的事業を変更した」(8%,12件)が続いている。⇒図3-1-9

 - ・内容や理由、その他の内容(Q51)
- ③ 助成したプロジェクト等の評価(Q52)

回答は分散しており、「すでに実施している」(33%,48件)、「関心はあるが実施する予定はない」(33%,47件)、「実施の方向も含めて考えてみたい」(23%,33件)、「特に関心はない」(10%,15件)となっている。

 - ・上記の理由(Q52)
- ④ 助成のテーマや方法を含む助成プログラム自体の評価(Q53)

回答は分散しており、「関心はあるが実施する予定はない」(35%,50件)、「すでに実施している」(28%,41件)、「実施の方向も含めて考えてみたい」(25%,36件)、「特に関心はない」(11%,16件)となっている。

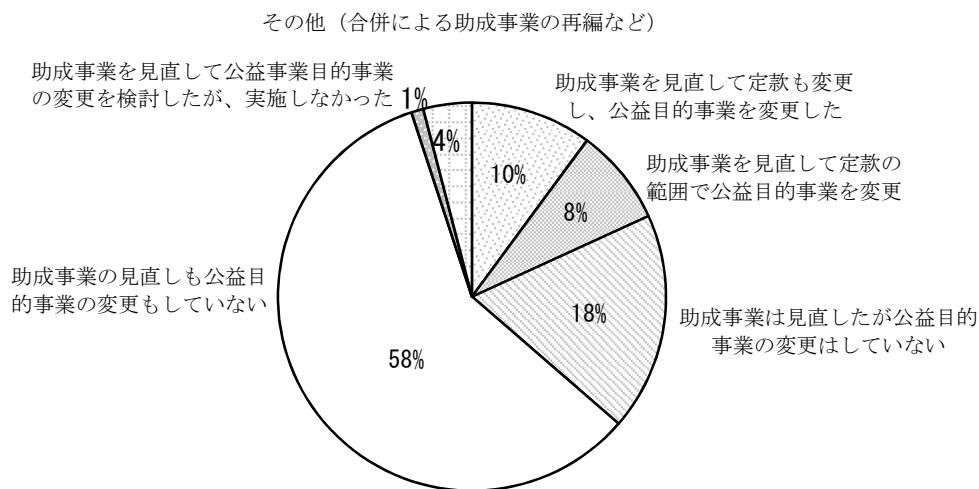


図 3-1-9 移行公益法人の移行後の助成事業の見直し等〔Q51 n=144〕

⑤ 助成事業の見直しや公益目的事業計画の変更を行う意向(Q54)

「助成事業の見直しも公益目的事業の変更も当面は行う意向はない」(53%,77件)が最も多く、以下「公益目的事業の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい」(27%,39件)、「現在の定款の範囲で公益目的事業の変更を視野に入れて助成事業を見直したい」(12%,17件)、「定款の変更や公益目的事業の変更も視野に入れて助成事業を見直したい」(7%,10件)と続いている。

・上記の内容や理由(Q54)⇒ 図3-1-10

⑥ 公益目的事業の変更手続きに関する意見(Q55)

申請と届出の判断、期間の問題など、多様な自由意見が記載されている。

・個別の記述内容 (Q55)

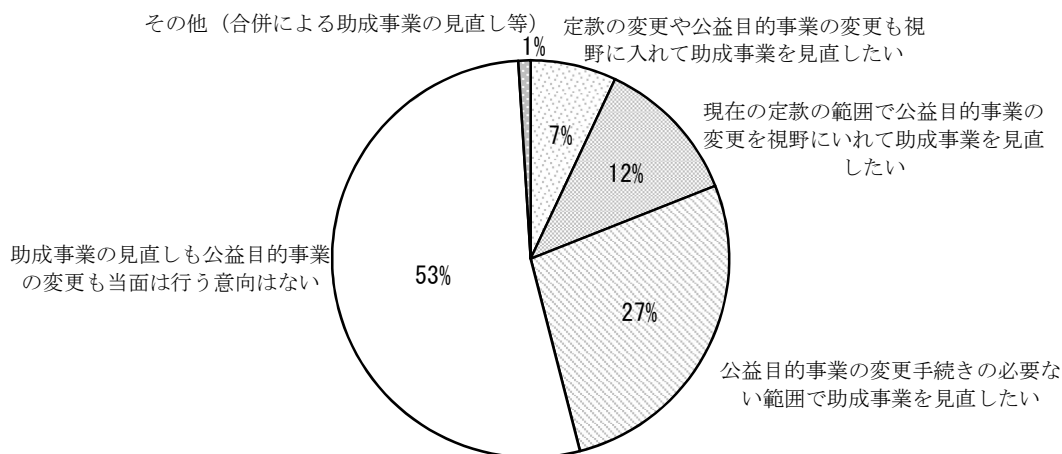


図 3-1-10 移行公益法人の今後の助成事業の見直し等の意向〔Q54 n=144〕

3-1-2 インタビュー調査から

(1) インタビュー対象法人の概要

インタビュー対象先は16件、うち5件は今回のプロジェクトの調査検討委員会協力委員所属財団であることから、当該協力委員が自ら回答（セルフレポート）した。インタビュー対象法人の特性は下記の表3-1-1の通りである。

表 3-1-1 インタビュー対象移行公益法人の概要

法人名	設立年	移行登記年月	財政規模（2016年度）			
			正味財産 （千円）	経常収益 （千円）	助成総額 （千円）	経常収益に占める助成総額
秋山記念生命科学振興財団（秋山）	1987	2009年12月	4,294,812	94,028	34,120	36%
旭硝子財団（旭硝子）	1934	2009年12月	32,906,323	626,013	355,000	57%
渥美国際交流財団（渥美国際）	1994	2011年 4月	3,590,169	112,494	31,460	28%
鹿島学術振興財団（鹿島）	1976	2011年10月	11,361,110	95,292	52,000	55%
麒麟福祉財団（麒麟）	1981	2010年 4月	5,089,117	81,008	84,117	104%
サントリー文化財団（サントリー）	1979	2010年 5月	1,815,282	320,268	112,770	34%
電通育英会（電通）	1964	2011年 4月	39,576,660	482,328	246,180	51%
日本生命財団（日生）	1979	2010年 3月	11,453,472	313,340	202,677	65%
福武教育文化振興財団（福武）	1986	2012年 4月	5,542,678	146,561	58,720	40%
三菱財団（三菱）	1969	2010年11月	29,532,907	531,953	423,000	80%
山田科学振興財団（山田科学）	1977	2011年 8月	3,352,398	94,154	48,510	52%
住友財団（住友）*	1991	2009年 5月	23,559,805	489,177	429,516	80%
セゾン文化財団（セゾン）*	1987	2010年 7月	9,778,380	208,426	63,596	31%
トヨタ財団（トヨタ）*	1974	2010年 4月	40,173,327	676,910	352,380	52%
内藤記念科学振興財団（内藤）*	1969	2011年 4月	35,442,046	717,210	551,812	77%
庭野平和財団（庭野）*	1978	2010年12月	4,437,245	121,276	64,272	53%

(注)法人名欄の（ ）内は文中の略称。*は検討委員会の協力委員によるセルフレポート。

(2) 組織運営・財務関連の回答

組織運営と財務関連の回答は下記の通りである（括弧内は表3-1-1の法人名略称を使用）。

なお、次項の助成プログラム関連を含め、移行前後については既に移行前の担当者が、交代し現状比較は困難とする回答が過半であった。

〔設立の経緯／歴史的背景〕

設立の経緯：周年事業（創業〇周年）によるものが9件、過去の代表者或いは創業者（創業家）の遺志、意向によるものが7件である。また、多くは定款の目的（第3条）に記載されている通り、よりよい社会の実現を目指す高い理念に基づくものが大半であった（定款の目的は省略）。

〔組織・事務手続・立入検査その他に関すること〕

- ① 組織面では、旧制度下で所管の異なる財団の合併は考えられなかったが、新制度でそれは容易になった(旭硝子)との指摘や制度改革を機に本人出席可能な役員・評議員に入れ替える等ガバナンスを強化した（セゾン）といった意見があった。
- ② 事務手続、立入検査その他については、変更認定の手続きの煩雑さ(山田科学、秋山)や、変更届との手続き面の不明確さ(鹿島、トヨタ)、煩雑さ(内藤)を指摘する声があった。立入検査については、全財団への実施でなく抜き取り検査方式にすべき(山田科学)との指摘や帳簿だけではなく活動も見たい(秋山)との意見があった。また、小規模財団への配慮を求める声(庭野)もある。

〔財務・資産運用に関すること〕

- ③ 財務三基準について——いわゆる収支相償や、遊休財産額保有制限については、事前の規制による抑止効果によって、財団の事業活動や財務戦略にマイナスであるとの指摘が圧倒的に多かった。特にいわゆる収支相償については現状では支障がなくても、将来の活動への弊害を懸念する声もあった(旭硝子)。また、遊休財産額保有制限については、遊休財産があればあるだけ安定性と対外的な信用が増すので事業費の1年分に制限する意味は理解し難い(山田科学、秋山も同趣旨)、との主張もあった。しかし、一方で一部ではあるが現状、運営面での対応に大きな支障はないとする意見もあった(日生、渥美国際、ただし渥美国際は規制を増やすのではなく、自主性を尊重し公益の活動を増進するためのサポートに徹すべきである、と主張する)。
- ④ 資産運用に関して——資産運用の拡がり・自由度が増したこと(トヨタ、セゾン、秋山)、基本財産の取り崩し(渥美国際)や運用の多様化が可能になったこと等を高く評価する声が多かった。

（3）助成プログラム関連の回答

助成プログラム等の公益目的事業への影響についてはポジティブな評価が多かった。

新たな助成プログラムの追加が容易になったこと(電通、三菱、麒麟)、OB/OG組織の活用等、従来は公益事業としては認め難いとされたものが、前向きに認められるようになったこと(電通「人材育成事業」、渥美国際「国際交流事業」)、監督官庁が跨がった事業分野のケースでは、従来運営上それぞれの監督官庁との調整が必要であったが、一本化によりスムーズとなり運営が容易となったこと(三菱)、助成事業に助成金交付だけでなく、施設貸与も認めてもらえ併せて一本の公益目的事業と認められたこと(セゾン)、等である。

（４）助成財団センターへの要望

助成財団センターへの要望としては、研修を含め、より多くの公益法人等への活動に資する取組を期待する(福武)、好事例の横展開を望む(トヨタ)、内閣府の指導の統一化を図って欲しい(トヨタ)、現場の声を政策提言に繋げて欲しい、社会一般の理解が得られるようにして欲しい(住友)、等の意見があった。

3-2 移行一般法人の助成財団に関する調査

3-2-1 アンケート調査からの内容と結果

(1) アンケートへの回答法人の特性

アンケートの送付件数は196件、回答件数87件（財団75件、社団12件）、回答率は44%(Q1)で4類型の中では最も低かった（質問によって回答数が異なることがある）。以下に回答法人の特性を記す。

〔財政規模(正味財産)〕

財政規模を正味財産でカウントした分布は図3-2-1の通りである。10億円未満が58件と最も多く79%を占めている。規模の大きな法人として230～250億円が1件ある。

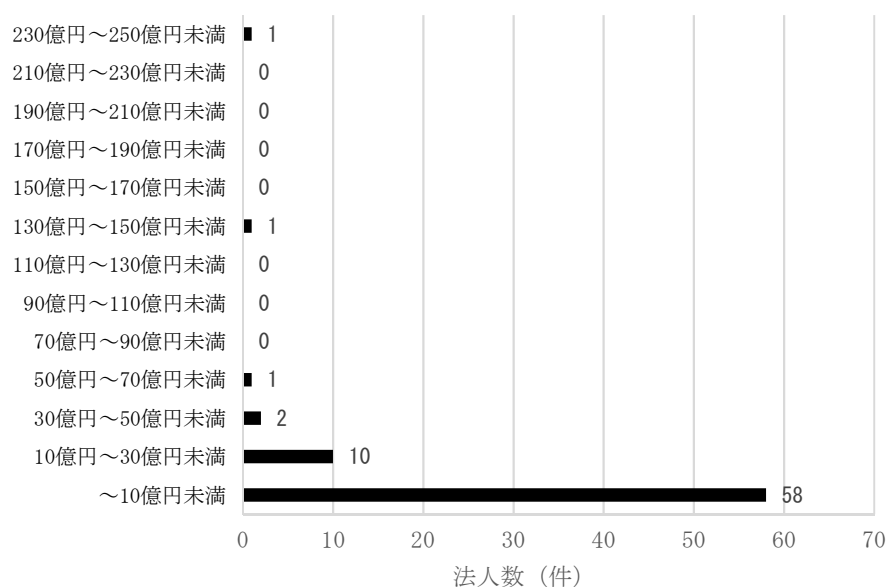


図 3-2-1 回答移行一般法人の財政規模（正味財産）の分布（2016 年度）〔n=73〕

〔経常収益〕

経常収益は次頁の図3-2-2の通りである。1億円未満の法人が48件と最も多いが、10億円以上の法人も5件あり、規模が2分している。

〔助成総額〕

年間助成総額は次頁の図3-2-3の通りである。年間1500万円未満が62件と85%を占めている。

〔経常収益に占める助成総額比率(%)〕

経常収益に占める助成総額の割合（以下、助成割合）を大きいものから小さいものに5段階に分類すると助成割合が25%未満のものが60%と最も多い。50%を超えている法人は29%で、助成を主体とした法人である。50%未満は、褒賞、普及啓発など助成以外の事業

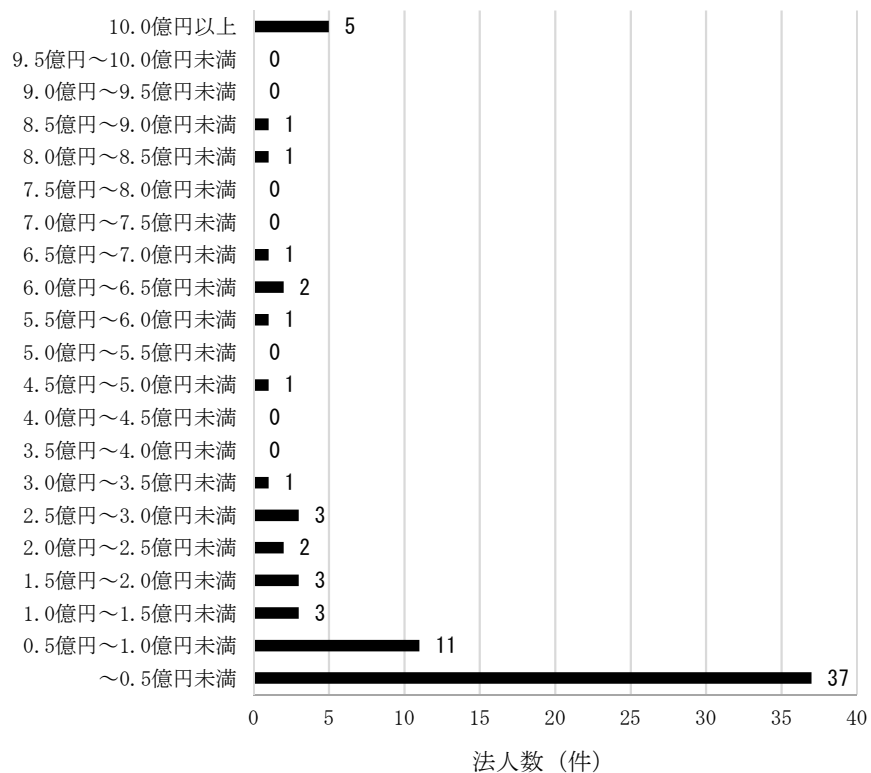


図 3-2-2 回答移行一般法人の経常収益の分布（2016 年度）〔n=72〕

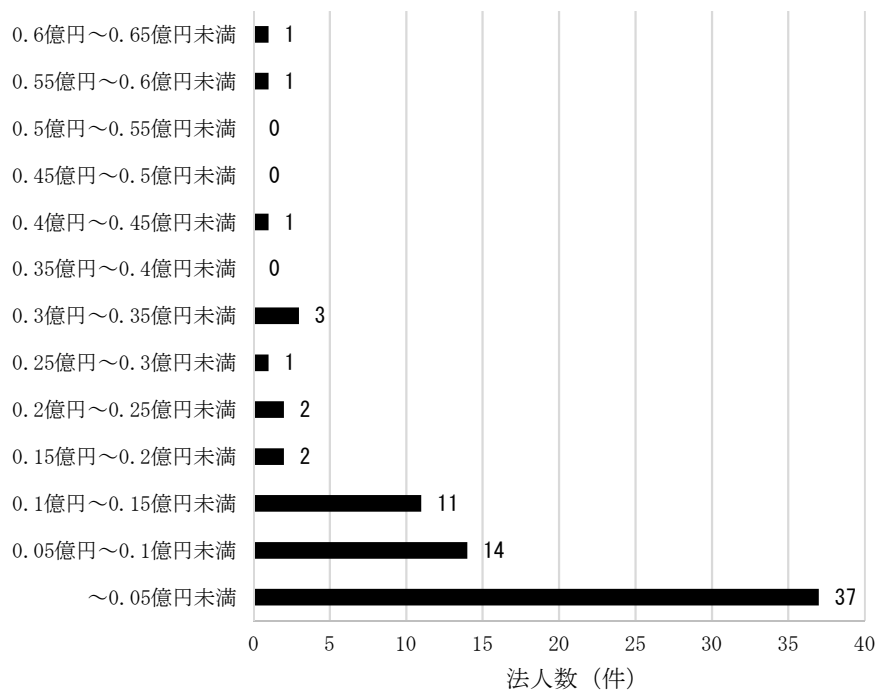


図 3-2-3 回答移行一般法人の年間助成総額の分布（2016 年度）〔n=73〕

を主な活動としている。なお助成割合が100%を超える法人は22%あり、資産（公益目的財産額）の取り崩しを行なっていると考えられる。

（２）組織運営・財務関連の回答

〔設立時に関すること〕

① 移行前の旧主務官庁(Q2)

② 一般財団を選択した理由(Q3):移行時に一般法人を選択した理由は分散している。1位は「助成以外の事業を行っており/行うことが予想され、公益目的事業50%以上の基準に制約されなかった」(22%,18件)で、以下「移行後の行政的な関与や事務的な負担を少なくしたかった」(17%,14件)「全般的に公益法人となるメリットがあまり無い」(17%,14件)が同率で2位3位、4位に「移行手続きが簡単で事務的な負担が軽かったから」(16%,13件)と続いている。⇒図 3-2-4

・その他の具体的内容:「その他」としたものが(12%,10件)ある。この自由記述には公益法人となるための基準に達していなかったという理由を書いているものが多いが、このほか「利息はわずかであり、節税メリットは少ない」と言った記載もある。

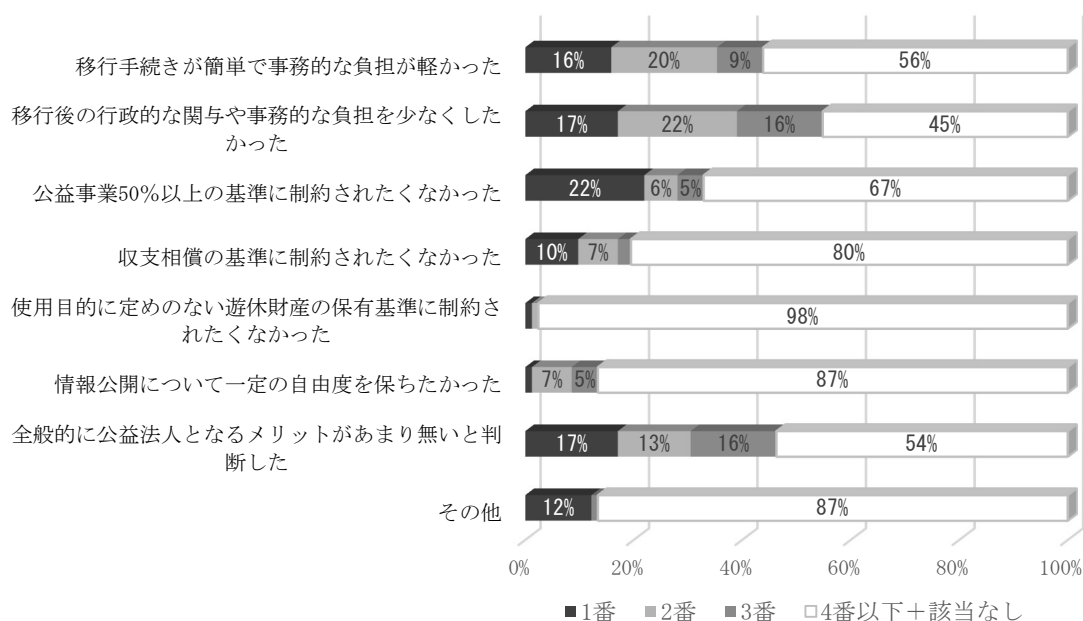


図 3-2-4 移行で一般法人を選択した理由〔Q3 n=82〕

③ 定款における目的の変更(Q4):一般法人への移行に際して、移行前の「目的」を「変更しなかった」が(77%,62件)で、「変更した」が(23%,19件)を大きく上回る。

- ・上記の回答の理由(Q5):目的を変更することがないため、といった回答が多い。
- ・変更した内容(Q6)

- ④ 定款における事業の変更(Q7)：一般法人への移行に際して、移行前の「事業」を「変更しなかった」(72%,58件)が1/4近く、「変更した」(28%,23件)は1/4以下である。
- ・上記回答の理由(Q8)
 - ・変更した内容(Q9)
- ⑤ 定款や公益目的財産支出計画の内容について行政庁や認定等委員会からの指摘 (Q10)：「指摘はなかった」(86%,68件)が殆どだが、「指摘があった」(14%,11件)もある。
- ・指摘があった内容とそれに対する対応(Q11)

〔移行による変化および定期提出書類・立入検査〕

- ① 移行の前後で運営や事業の自由度の変化(Q12)：「大きな変化はない」(72%,57件)が1/4近いが、「自由度が増した」(15%,12件)もある。
- ・自由度が増した理由(Q13):主務官庁制がなくなったことなど。
 - ・自由度が減った理由(Q14):事務手続きが増えたなど。
- ② 一般法人に移行したメリット(Q15)：「行政の関与が少なくなり自由に助成事業ができるようになった」(20%,16件)、「安定した助成事業ができるようになった」(19%,15件)の2件がほぼ同率で、これに「その他」(10%,8件)、「資産運用の制約がなくなり運用実績を上げることができた」(6%,5件)が続いている。⇒ 図 3-2-5
- ・その他(Q15)

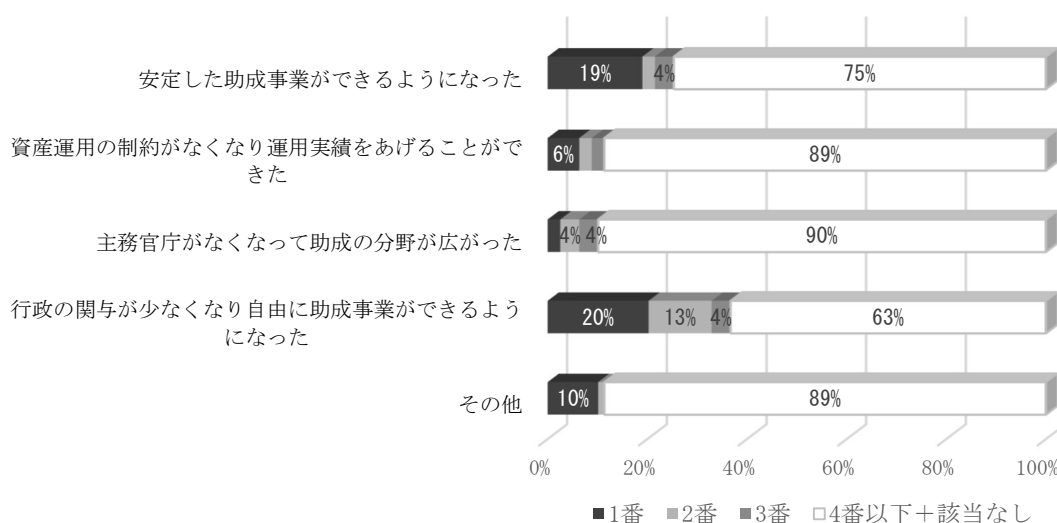


図 3-2-5 一般法人に移行したメリット感 [Q15 n=79]

- ③ 一般法人に移行したデメリット(Q16)：「金融資産収益に課税されるようになった」(41%,32件)が最も多く、次いで「収益事業に軽減税率が適用されなくなった」(11%,9件)である。これ以下の回答は非常に少ない。「その他」は(6%,5件)。⇒図 3-2-6

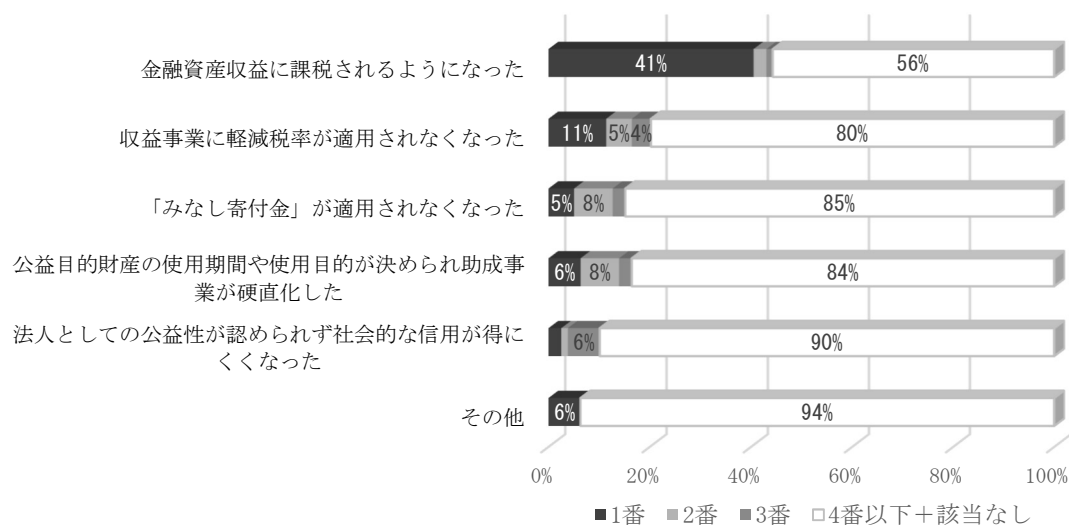


図 3-2-6 一般法人に移行したデメリット感 [Q16 n=79]

④ 行政庁に提出する定期提出書類に関し、受けた指摘(Q17,18,19): 事務的な内容が多い。

・ 具体的な記述(Q17~19)

⑤ 行政庁の立入検査 (Q20) : 行政庁の立入検査を受けたことが「ない」が(97%,77件)で大半、「ある」は(3%,2件)である。

・ 指摘内容: 寄附行為、および理事会・評議員会の議事録関連が多い (Q21,Q22,Q23)。

〔今後に関すること〕

① 今後の法人類型の選択(Q24) : 「一般法人のままで進めたい」(75%,59件)が最も多く、次いで「考えたことがない」(20%,16件)が続き、「公益法人で進めたい」(5%,4件)は僅かである。

・ 上記理由: 自由度を維持したい、あるいは公益法人になるメリットがない、といった記述が多い(Q25,Q26)。

② 公益法人制度の在り方に関するご意見や提言(Q27) : 5件の記述があり、一般財団法人に対しても非課税を、という内容。

③ 組織運営に関して課題と感ずること(Q28) : 6件の自由記述がある。低金利のもとで収入をどう確保するか、が2件。

〔財産・財源に関すること〕

① 移行時の公益目的財産の種類(Q30) : 「国債等の債券や定期預金」(64%,50件)が最も多い。次いで「株式」(10%,8件)、「土地・建物等の不動産」(8%,6件)、「その他の財産」(8%,6件)の順である。その他の財産は、現金、預金、投資信託などである。

② 移行時の公益目的財産額(Q31) : 平均10.3億円。詳細は資料編。

③ 公益目的財産額の使用期間(Q32) : 0年から294年まで分布し、平均は45.2年である。

④ 現在の助成事業の財源(Q38) : 多様に分布しており、1番多い財源は、「国債等の債券や

定期預金の金利」(26%,19件)、「その他の資金」(20%,15件)、「毎年度の寄附や会費」(18%,13件)、「収益事業から得られる利益」(15%,11件)、「株式の配当」(11%,8件)である。⇒図 3-2-7

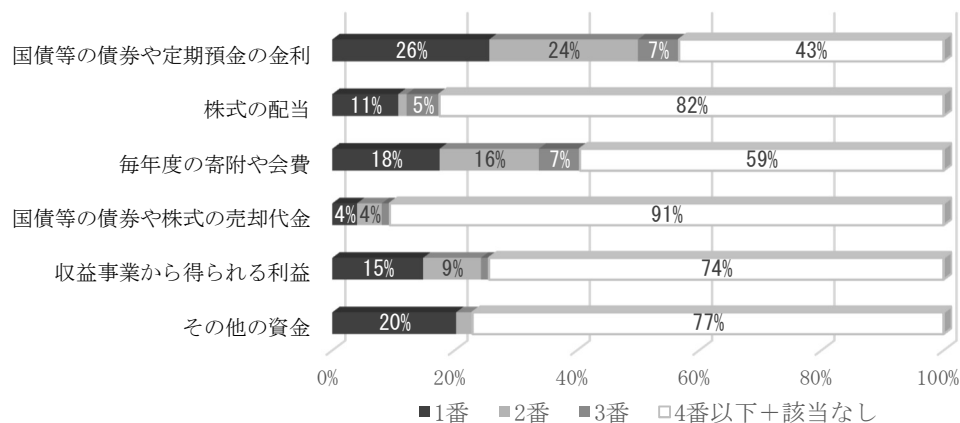


図 3-2-7 移行一般法人の助成事業の財源 (2016 年度) [Q38 n=74]

- ① 行なっている収益事業の内容(Q39)：各種ある。
- ② 事業収益が収益全体に占める割合(Q40)：平均62%で、50%を超えている。

〔寄附受入額の変化〕

2008年度平均：4795万円→2016年度平均：5488万円（両年度あるいはどちらかの年度に寄附があった法人を対象として計算）。平均値は増加しているが、(Q42)の自由記述の理由と合わせて考えると、制度改革が寄附受入額の増加に直接影響したかどうかを判断することは難しい。⇒図3-2-8

- ・20%以上の増加があった場合の理由(Q42)
- ・20%以上の減少があった場合の理由(Q43)

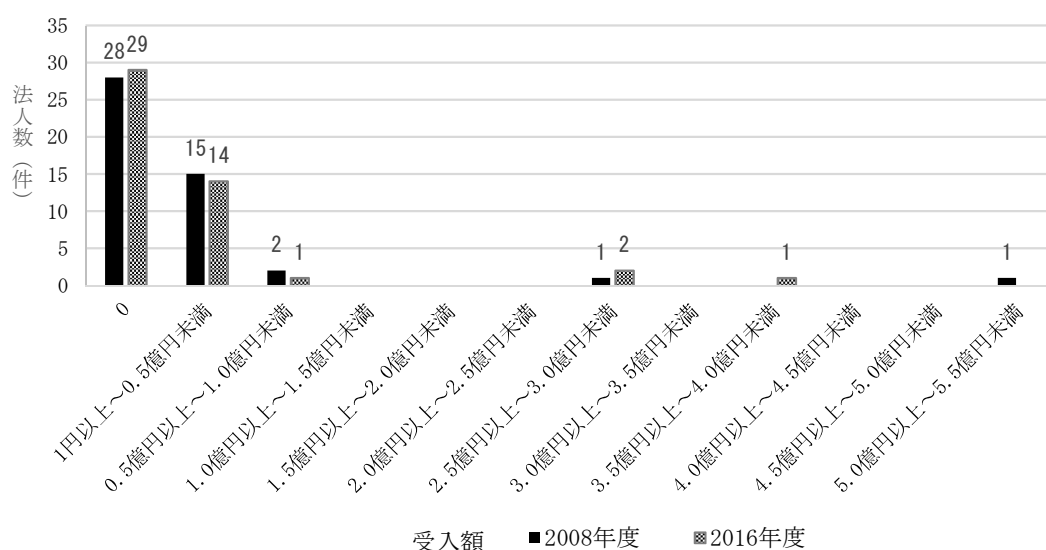


図 3-2-8 移行一般法人の寄附受入額の分布 (2008 年度→2016 年度) [Q41 m=47]

今後重視したい助成事業の財源(Q44)：「国債等の債券や定期預金の金利」(28%,21件),「毎年度の寄附や会費」(18%,13件),「収益事業から得られる利益」(18%,13件)など、である。特定の財源に集中するよりも、様々な財源に分散している。

(3) 助成プログラム関連の回答

〔公益目的支出計画〕

公益目的支出計画について(Q45)：当初定めた公益目的支出計画について

- ・「特に問題を感じていない」(72%,53件)、「問題を感じてはいるが、当面はそのまま続けて運用していきたい」(26%,19件)の二つが多い。「問題を感じており、計画内容の変更を検討したい」は(3%,2件)のみである。
- ・計画内容の変更を検討したい理由と内容(Q46)：2件の回答のうち1件は「財団を解散させる方向で考えている」である。

公益目的支出計画による助成プログラムの概要(Q33)：省略

〔助成プログラムの変化や今後の意向〕

移行前後の助成プログラムの変化(Q34)：「移行前の助成プログラムと変わらない」(84%,64件)が8割を超え、以下、大差で「内容を修正したプログラムがある」(8%,6件)、「新たに追加したプログラムがある」(8%,6件)、「移行前に廃止したプログラムがある」(3%,2件)が続く。詳しい内容は、資料編の該当箇所参照のこと。

- ・「見直して修正した」助成プログラムの内容や理由(Q35)
- ・「追加した」助成プログラムの内容や理由(Q36)
- ・「廃止した」助成プログラムの内容や理由(Q37)

今後の助成事業の見直しや公益目的支出計画の変更の意向(Q47)：「どちらの変更も当面は行う意向はない」(77%,57件)が8割近くと最も多い。次いで大きな差で「現在の定款の範囲で公益目的支出計画の変更を視野に入れて助成事業を見直したい」(8%,6件)と「公益目的支出計画の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい」(8%,6件)が同率で続く。「定款の変更や公益目的支出計画の変更も視野に入れて助成事業を見直したい」は(4%,3件)で、一部に過ぎない。⇒図3-2-9

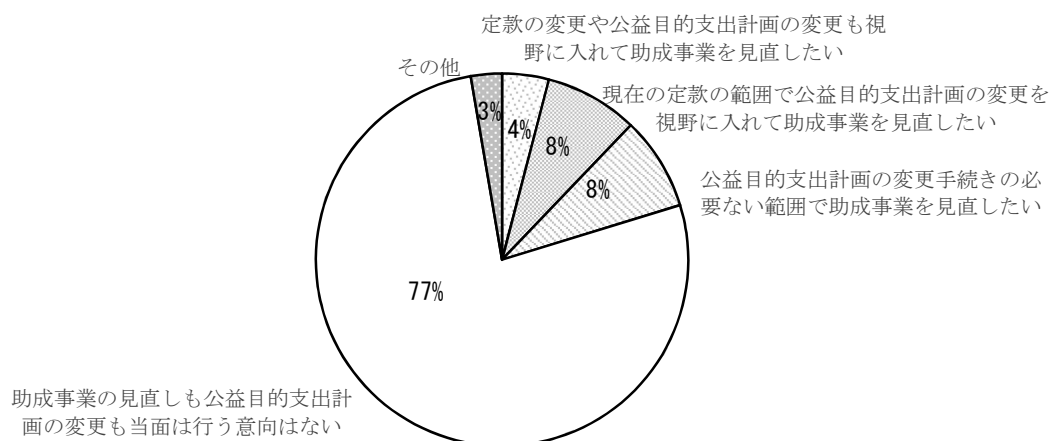


図 3-2-9 移行一般法人の今後の助成事業の見直し等の意向〔Q47 n=74〕

3-2-1 インタビュー調査から

(1) インタビュー対象法人の概要

移行一般法人に関する調査として、ハウジング アンド コミュニティ財団（以下、HC財団）、村尾育英会、さんそ財団に対してインタビュー調査を行った。対象となった3法人の特性は表3-2-1の通りで、いずれも、企業、もしくは企業経営者の出捐により設立された財団である。

表 3-2-1 インタビュー対象移行一般法人の概要

法人名	設立年	移行登記 年月	財政規模（2016年度）			
			正味財産 （千円）	経常収益 （千円）	助成総額 （千円）	経常収益に占 める助成総額
HC財団	1992年	2011年4月	1,278,289	26,214	12,000	46%
村尾育英会	1972年	2012年4月	6,184,400	81,809	13,940	17%
さんそ財団	1996年	2013年4月	667,564	265,207	1,826	1%

HC財団は、株式会社長谷工コーポレーションの創業55周年を記念して1992年に設立された。公益目的支出計画にかかわる行政庁は内閣総理大臣（内閣府）であり、助成対象は全国に及ぶ。村尾育英会は、株式会社上組 元代表取締役会長 村尾市松氏の理念に則り、1972年に設立された。さんそ財団は、1996年、山陰酸素工業株式会社の設立50周年を機に、設立された。公益目的支出計画にかかわる行政庁はそれぞれ兵庫県知事（県）、島根県知事（県）であり、特定地域を対象とした助成を行っている。

(2) 組織運営・財務関連

移行に際して公益法人ではなく一般法人を選択した理由として、公益法人となることにより組織運営上の負担が増えることや、事業活動の自由度が損なわれることへの懸念があげられた。例えば、公益法人化後の報告書の作成・提出、立入検査などの業務に対応できる組織体制の確立への自信を持てなかったことや税制上のメリットを考慮しても財団の規模からして公益法人化の優位性が見出せなかったことである（HC財団）。また、移行後には、いわゆる収支相償に代表される煩わしい事務処理に振り回されることなく組織運営ができている点を一般法人のメリットと感じている、という指摘もあった（村尾育英会）。

財務に関しては、移行一般法人特有の課題として、公益目的支出計画との関係を考慮する必要がある。公益目的支出計画にかかわる公益目的財産額とその使用実施期間は、それぞれHC財団：約11億円・70年、村尾育英会：約45億5000万円・88年、さんそ財団：約3億8000万円・26年であった。これらの法人においては、公益目的事業の財産額の拡大や事業の充実に伴い計画の変更を予定していたり、実際に計画の変更を行ったりしたものの、いずれの法人でも公益目的支出計画について行政庁との関係に特段の課題は指摘されていない。公益目的支出計画については、問題を感じていないか、問題を感じてはいるものの当面はそのまま続けて運用していきたい、としている。

（３）助成プログラム関連

助成プログラムの内容については、いずれの法人も移行後に見直しを行っている。現代の社会的課題に対応した新しいテーマに取り組んだり（HC財団）、役割を終えたと判断されるプログラムを廃止したり（村尾育英会）、あるいは新しい施設運営に伴い一般や地域に向けたプログラムを追加したり（さんそ財団）したものである。しかしこれらは、移行を契機として時代の変化に合わせてプログラムを見直したという性格が強く、一般法人への移行という組織運営上の変化に対応したものではない。

助成プログラムを実施するうえで、公益法人ではなく一般法人であることが、プログラムの充実にもつながっていることが指摘されている。具体的には、年度当初の予算額に過度にこだわることなく助成対象数を決められることや、公益法人としての事務処理に煩わされることなくプログラムを運営できること（村尾育英会）、である。また同法人の場合、一般法人であることにより、対象の範囲を「特定の地域に限定しても差し支えない」とされたとも答えている。

助成プログラムの運営そのものについては、その変更は支援対象の要請によるものであり、一般法人への移行によるものではなかった。また、プログラム自体も、一般法人としての運営の自由度が確保されたことが指摘された。

（４）法人選択の評価と今後の展望

移行に際し一般法人を選択したことについては、一般法人であることのメリットとデメリットとを比較し、いずれの団体も現状の一般法人であることを肯定している。一般法人であることのメリットとしては、行政の関与や制約がなくなったことにより、組織運営や助成事業の自由度が増したことがあげられた。反面、デメリットとしては、行政庁との関係の希薄化（HC財団）、一般からの印象に対する懸念（村尾育英会）があげられた。さらに、税制について、特に金融資産収益への課税による負担増（村尾育英会）、寄附者への税制優遇の欠如（さんそ財団）が課題としてあげられており、公益目的事業への支出分に対する寄附の税制優遇についての要望があった（さんそ財団）。

将来の法人の在り方については、いずれの法人も何らかのかたちで公益法人化を考慮していることが伺える。さんそ財団は、「現在の事業内容を考慮し長期的には公益法人化を検討する」と明確に回答した。また、村尾育英会は「収支相償および遊休財産額保有制限が緩和されれば公益法人化を検討したい」と、今後の制度改正を期待している。ハウジング アンド コミュニティ財団からは、「公益法人化のメリットとデメリットを天秤にかけ当面は一般法人のままで様子をみたい」と、将来の公益法人化に含みをもたせる回答があった。

3-3 新設公益法人の助成財団に関する調査

3-3-1 アンケート調査の内容と結果

(1) アンケートへの回答法人の特性

アンケートの送付件数は69件、回答件数47件（財団47件、社団0件）で、回答率68%(Q1,Q2)であった（質問によって回答数が異なることがある）。以下にその回答法人の特性を記す。

〔財政規模（正味財産）〕

財政規模を正味財産で見ると、5億円未満が22件と多く、新設公益法人は小規模なものが多いと判断できる。

〔経常収益〕

経常収益は図3-3-1の通りで、2500万円未満が19件と多い。なおQ13のアンケート回答によれば、新設公益法人の公益目的事業の財源は58%の法人が毎年度の寄附や会費を一番多いとしている。

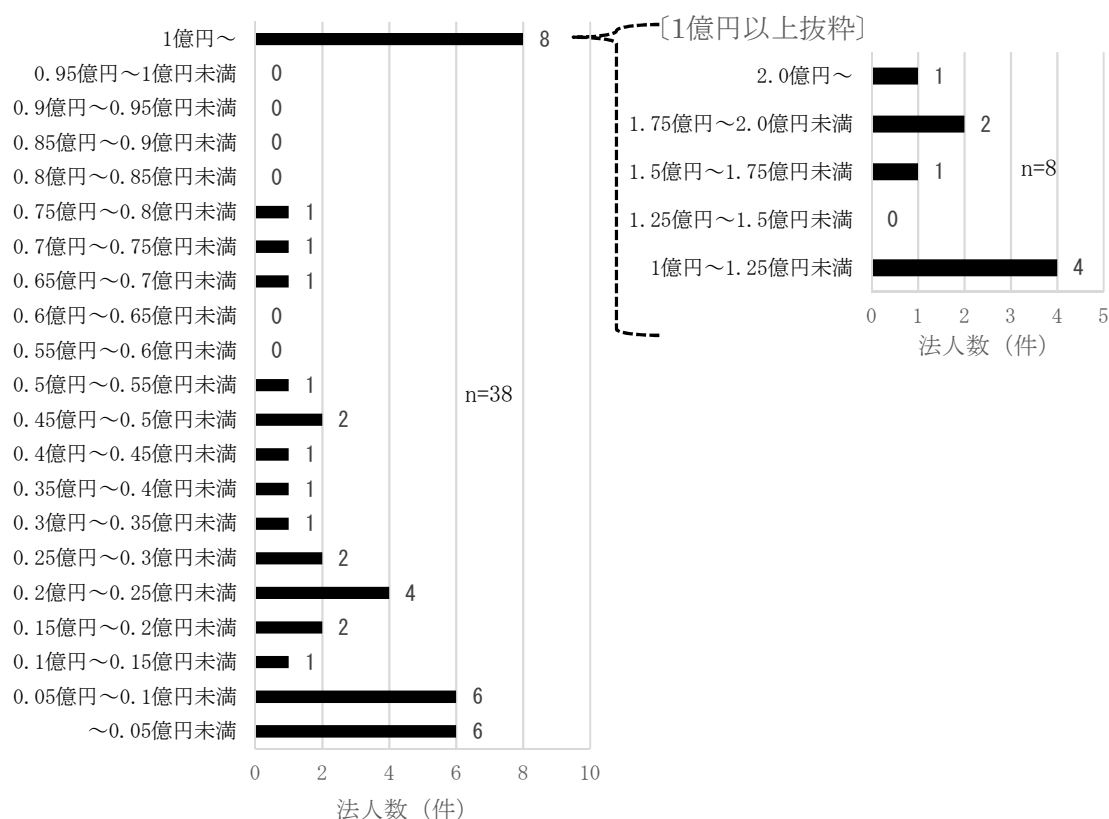


図 3-3-1 回答新設公益法人の経常収益分布（2016年度）〔n=38〕

〔助成総額〕

年間助成総額の分布は図3-3-2の通りで、500万円未満から5億円まで分布しているが、2500万円未満が26件と最も多く、70%を占めている。

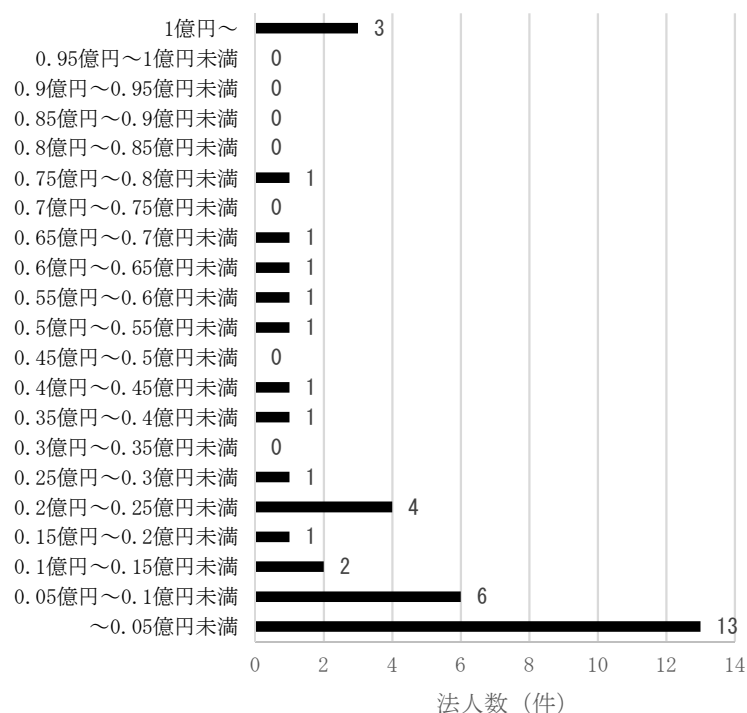


図 3-3-2 回答新設公益法人の年間助成総額の分布（2016年度）〔n=37〕

〔経常収益に占める助成総額比率（％）〕

経常収益に占める助成総額の割合（以下、助成割合）を、大きいものから小さいものに5段階に分類すると助成割合が25～50%が最も多い。50%を超えている法人は53%で、助成を主体とした法人である。50%未満は褒賞、普及啓発など助成以外の事業を主な活動としている。なお助成割合が100%を超える法人が11%あり、資産の取り崩しを行なっていると考えられる。

（２）組織運営・財務関連の回答

組織運営と財務関連の回答は下記の通りである。なお定款において定めた目的と事業(Q3)の内容については省略する。

〔設立時に関すること〕

- ① 定款の目的の変更(Q4)：公益認定申請時に定款の変更を「変更しなかった」が(86%, 30件)と9割近く、「変更した」は(14%, 5件)と少ない。
- ② 一般法人設立時の定款において定めた事業項目の事業(Q5)：省略
- ③ 定款における事業の変更(Q6)：公益認定申請時に定款における事業を「変更しなかった」(74%, 26件)が3/4で、「変更した」の(26%, 9件)を大きく上回る。
- ④ 設立時財産(Q7)：設立時の財産は300万円～25億円と幅広い。平均は1.4億円である。
(注)0円との記載1件は300万円の誤りと判断し、平均値を求めた。
- ⑤ 設立時の財産の種類(Q8)：1番多く保有する種類は、「国債などの債券」(43%, 15件)

と「その他の財産」(40%,14%) (現金、彫刻など)が4割で並び、大きな差で「株式」(11%,4件)が続いている。

- ⑥ 設立財産の調達(Q9)：「特定の個人が寄附」(57%,20件)が過半で最も多く、次いで「特定の企業が寄附」(31%,11件)である。3位から5位は同率(14%,5件)で「複数の有志が寄附」、「広く募金と呼びかけた」、「特定の非営利組織が寄附」である。このほか、その他(6%,2件)がある。
- ⑦ 公益認定を受けた理由(Q10)：一般法人設立後、公益認定を受けた1番の理由は「社会的な信頼性が得られる」(49%,17件)が最も多く、次いで「寄附者に税制優遇がある」(40%,14件)が続き、少し差をあけて「助成財団として当然のことと考えたから」(17%,6件)、「利息や配当などの金融資産収益に課税されないから」(9%,3件)である。

⇒図3-3-3

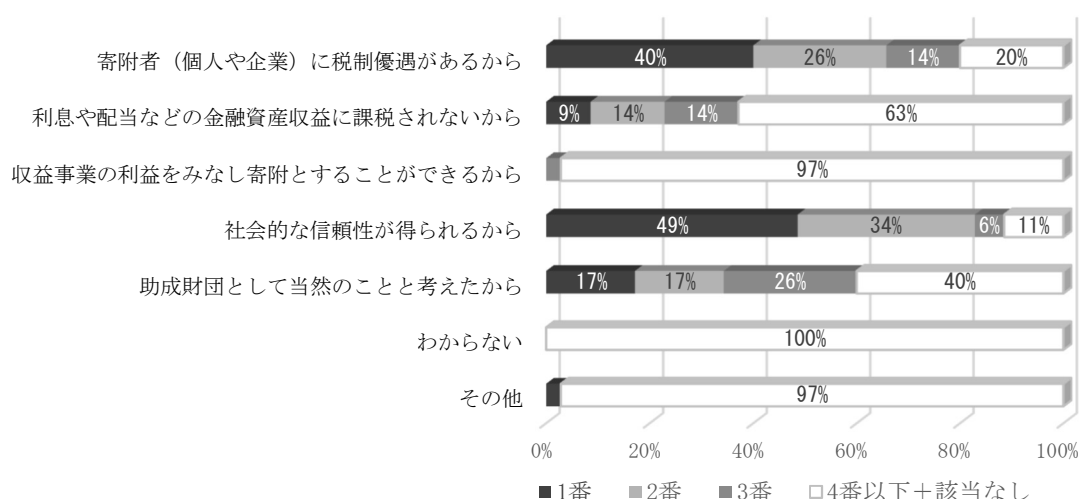


図 3-3-3 新設後に公益認定を受けた理由〔Q10 n=35〕

- ⑧ 公益認定の際の行政庁からの指摘(Q11)：公益認定を受けるに際して定款や公益目的事業の内容について、行政庁から修正等の指摘はあったかどうかについての質問。「指摘はなかった」が(80%,28件)であり、「指摘があった」は(20%,7件)である。

・指摘があった内容と対応(Q12)：文書相互の不一致の訂正、表現の統一など文書の不備の修正。寄附者となる会社との関係で、事務所費や兼務社員の委託費の負担についての整理、など。

〔現在の助成事業に関すること〕

- ① 公益目的事業の財源(Q13)：2016年度の公益目的事業の財源は「毎年度の寄附や会費」(58%,19件)が最も多く、次いで「株式の配当」(30%,10件)、「国債等の債券や定期預金の金利」(6%,2件)、「その他の資金」(6%,2件)である。⇒図3-3-4

・その他の資金の内容(Q13)：公益目的事業の委託事業、公益目的事業内の事業収益、業務受託収入、助成金などである。

- ② 寄附受入額の変化(Q14)：設立初年度と2016年度の寄附受入額の法人別分布をみると、いずれの年も半数以上は500万円未満である。⇒図3-3-5
- ③ この内訳を法人当りの平均寄附受入額でみると、設立初年度は9538万円であるが、2016年度は10億8900万円に急増している（両年度あるいはどちらかの年度に寄附があった法人で計算）。しかしこの数値は1法人で2016年度に多額の寄附(256億円)を受けたところを含む。そこで、この1法人を除いて計算すると、設立初年度は9799万円、2016年度は 1億710万円である。この数値や自由記述による内容説明からは、制度改革によって寄附額が増加したかどうかを判断することは難しい。

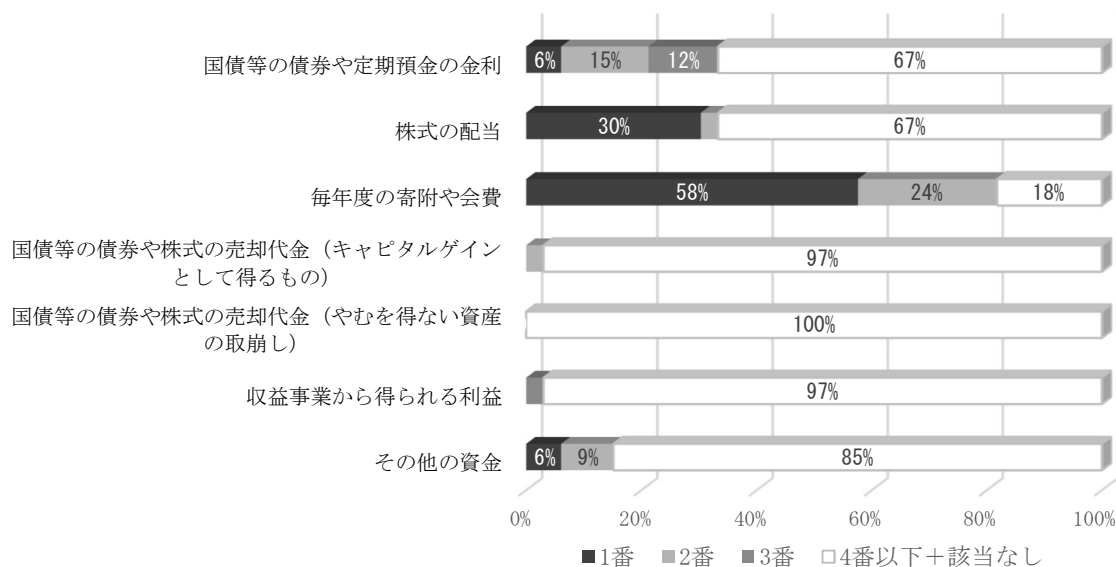


図 3-3-4 新設公益法人の公益目的事業の財源（2016年度） [Q13 n=35]

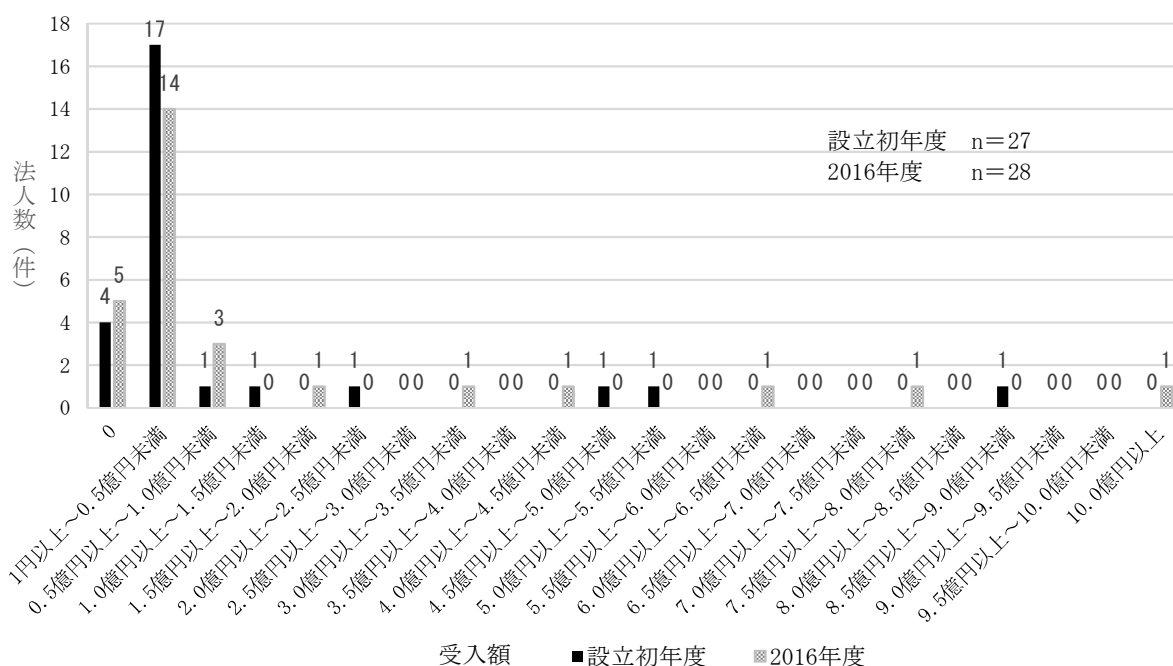


図 3-3-5 新設公益法人の寄附受入額の分布（新設年度→2016年度） [Q14]

- ④ 収益事業を行なっている場合の内容(Q15)：12件の回答中11件が収益事業を行なっておらず、行なっているのは1件のみである。
- ⑤ 事業収益の合計が収益全体に占める割合(Q16)：収益事業による収益の合計が収益全体に占める割合は34%である(2016年度決算)。これは上記④の1件のみの回答である。

〔法人制度に関する内容〕

- ① 公益法人のメリット感(Q17)：1番感じたことについては、最も多いのが「社会的な信頼」(48%,16件)で、税制上の実利的なメリットを上回っている。これに続き「寄附者に税制優遇があり、より多くの寄附を受けることができた」(33%,11件)、「利息や配当などの運用益に課税されないこと」(21%,7件)である。⇒図3-3-6

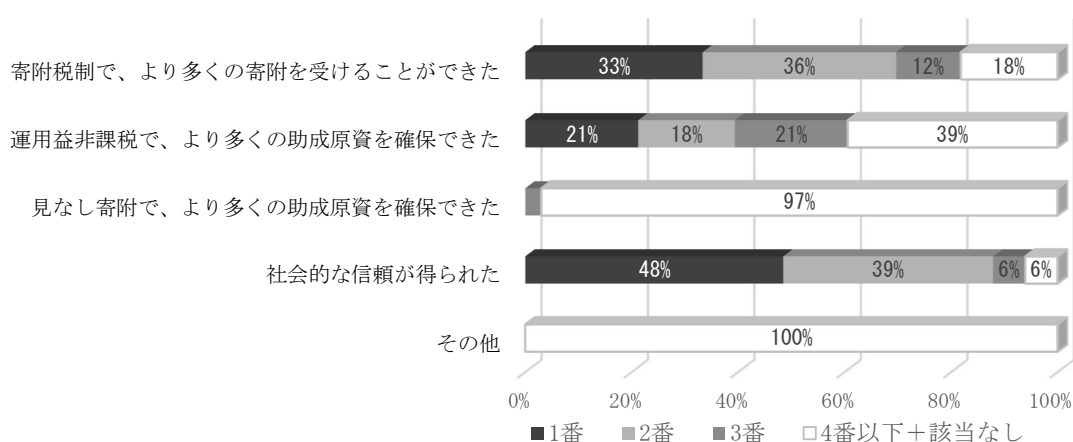


図 3-3-6 新設公益法人のメリット感 [Q17 n=33]

- ② 財務3基準について(Q18)：財務3基準に制約や問題を感じたことがあるかを聞いた。1位は「特になし」(58%,19件)で、これに続いて2位が「収支相償」(36%,12件)、続いて「遊休財産額保有制限」(18%,6件)であり、「公益目的事業比率」(0%,0件)への選択は無かった。次項③④⑤も含めて詳しくは第Ⅱ部の表2-5-1(P.75)を参照
- ③ 収支相償に制約や課題を感じたことの詳細例(Q19)：自由記述が多いため資料編(Q19)参照。なお収支相償への意見や提案は(Q22)。
- ④ 公益目的事業比率について制約や課題を感じたことの詳細例(Q20)：回答なし。
- ⑤ 遊休財産額保有制限に制約や課題を感じたことの詳細例(Q21)：新規事業への展開に制約が生じる、など3件。
- ⑥ 収支相償についての意見や提案(Q22)
- ⑦ 公益目的事業比率についての意見や提案(Q23)：回答なし。
- ⑧ 遊休財産額保有比率への意見(Q24)

〔定期提出書類あるいは立入検査〕

- ① 行政庁への定期提出書類あるいは立入検査について、行政庁からの指摘事項(法人運営に関する事項)(Q25～Q27)

- ② 行政庁への定期提出書類あるいは立入検査について、行政庁からの指摘事項（内部管理に関する事項）（Q28～Q30）
- ③ 行政庁への定期提出書類あるいは立入検査について、定期提出書類への指摘事項（事業に関する事項）（Q31～Q33）

〔今後に関すること〕

- ① 今後重視したい公益事業の財源(Q34)：1番多い財源とする法人が最も多いのは「毎年度の寄附や会費」(50%,16件)が過半で、2位は「株式の配当」(38%,12件)、3位は少し下がって「国債等の債券や定期預金の金利」(6%,2件)(Q34)、そして「その他の資金」(3%、1件)である。
・その他の資金の内容：公益目的事業内の事業収益、業務受託収益。
- ② 今後の法人類型の選択(Q35)：1位は「公益法人のままで進めたい」(88%,28件)で9割近く、2位が「考えたことが無い」(13%,4件)。「公益法人を取り下げ一般法人で進めたい」(0%,0件)を選んだ法人はなかった。
・理由(Q36、Q37)：公益法人のままで進めたい理由は、法人格として適切である、あるいは非課税のメリットなど、と記載されている。
- ③ 今後の公益法人制度の在り方に関する意見・提言(Q38)
- ④ これまでの組織運営の経験を踏まえた組織運営の課題(Q39)：金利が低いなかでの財団運営、事務局体制など。

（３）助成プログラム関連

〔設立当初の助成プログラムの概要〕

省略(Q41)

〔助成プログラムの変更〕

- ① 助成プログラムの変更(Q42)：設立時から現在に至るまでに助成プログラムの変更をしたかどうかについて。「助成事業の見直しも公益目的の変更もしていない」(43%,13件)が最も多く、以下「助成事業は見直したが、公益目的事業は変更していない」(23%,7件)、「助成事業を見直して定款も変更し、公益目的事業を変更した」(17%,5件)、「その他」(10%、3件)である。⇒図3-3-7
- ② 上記の内容や理由(Q43)
- ③ 助成事業の見直しや公益目的事業の変更の意向(Q44)：今後については、「助成事業の見直しも公益目的事業の変更も当面は行う意向はない」(43%,13件)が最も多く、次いで「定款の変更や公益目的事業の変更も視野に入れて助成事業を見直したい」(17%,5件)、そして「現在の定款の範囲で公益目的事業の変更を視野に入れて助成事業を見直したい」(13%,4件)、「公益目的事業の変更手続きの必要ない範囲で助成事業を見直したい」(13%,4件)、「その他」(13%,4件)が同率で続いている。⇒図3-3-8
- ④ 上記の理由(Q45)

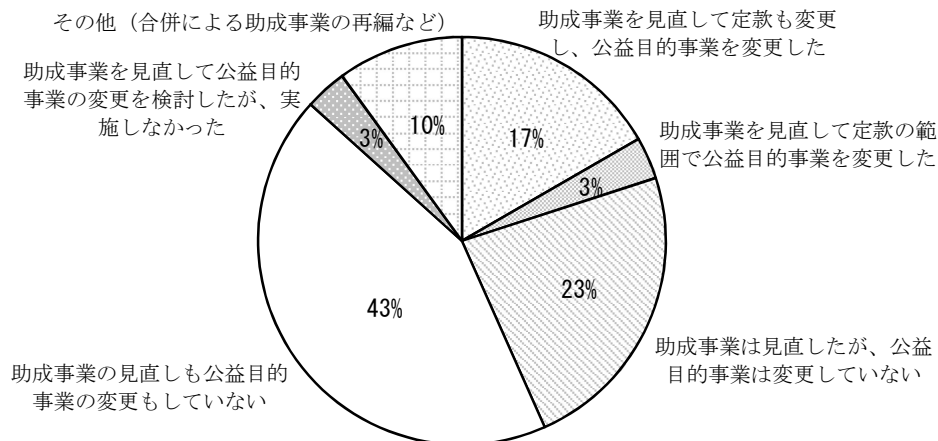


図 3-3-7 新設公益法人の設立後の助成プログラムの変更 [Q42 n=30]

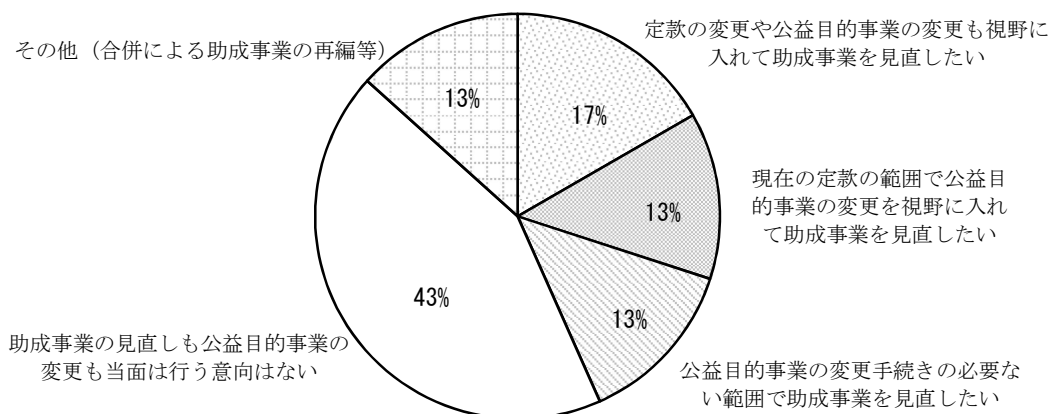


図 3-3-8 新設公益法人の今後の助成事業の見直し等の意向 [Q44 n=30]

- ⑤ 公益目的事業の変更手続きに関する意見(Q46): 公益目的事業の変更やその検討を行った法人に、変更手続きについて自由意見を聞いた。3件の記述がある。その1件の内容は、「事業についての素人である委員や担当者が、事業について審議するのは全くおかしい。認定等委員会に別部隊を作って、専門家委員会などで審議した方が良い。」

3-3-2 インタビュー調査の内容と結果

(1) インタビュー対象法人の概要

新設公益法人に関する調査では、パブリックリソース財団、京都地域創造基金、みんなで作る財団おかやまの3つを対象に調査を行った。2016年度のこれらの法人の概要は表3-3-1の通りである。

表 3-3-1 インタビュー対象新設公益法人の概要

法人名	設立年	移行登記年月	財政規模（2016年度）			
			正味財産 （千円）	経常収益 （千円）	助成総額 （千円）	経常収益に占める助成総額
パブリックリソース財団	2012年	2013年1月	294,685	123,455	65,874	53%
京都地域創造基金	2009年	2009年8月	12,983	40,316	17,010	42%
みんなでつくる財団 おかやま	2012年	2014年8月	17,575	20,494	3,631	18%

（２）組織運営・財務関連（設立時、設立から現在まで、今後の方向等）

パブリックリソース財団は、2000年に調査研究機関としてNPO法人パブリックリソースセンターが発足、2002年にオンライン寄附サイトをスタートさせた。2011年の東日本大震災を機に比較的大規模な寄附を受け、2012年に一般財団法人パブリックリソース財団を設立、2013年に公益法人化するに至った。

京都地域創造基金は、京都NPOセンターの10周年事業としてコミュニティ財団の設立を検討。2007年頃から構想は存在し、2008年には研究会を設置。300名を超える一般市民からの寄附を受けて設立原資を調達し、2009年3月に一般財団法人を設立した。それから約半年後の2009年8月に公益認定を取得した。

みんなでつくる財団おかやまは、2011年2月に岡山NPOセンターが中心となりコミュニティ財団に関する勉強会を開始、説明会やSNSによる情報発信を経て、530名の一般市民から寄附を受けて、2012年9月に法人を設立した。

財団法人設立後、公益認定を受けたことについて、3団体ともにポジティブな点として信頼性の向上を挙げている。パブリックリソース財団からは、3年に1度行政庁の立入検査が入ること、制度上、外形的なガバナンスの仕組みが確立されていることが、寄附者に対する信用力の担保に繋がっているという意見が聞かれた。京都地域創造基金からは、事務的な煩雑さはあるが、公益認定を受けていることは、説明責任の向上につながっている面があるという意見があった。

今回インタビューを行った新設公益法人のうち、京都地域創造基金とみんなでつくる財団おかやまの2団体は、いわゆるコミュニティ財団の形式を採っており、両財団ともに、一般市民からの寄附を受けて、財団法人を設立している。ヒアリングからは、少額かつ、不特定多数の市民からの寄附によって設立し、公益認定を受け財団法人として運営していくことが可能であるということを日本の中でモデル的に提示できた意義は大きいという意見が聞かれた。

なお、京都地域創造基金の公益認定に際しては、認定等委員会から2点、憂慮の声があったという。一つは財源の安定性である。当時、市民からの寄附により財団を運営するコミュニティ財団のモデルが日本には存在していなかった。これについては、コミュニティ財団の形態ではないものの、市民立で運営されている助成財団が存在することを軸に説明

を行ったという。

インタビューでは、税制上の優遇を受ける観点から公益法人として課せられたハードルをしっかりと超えることが大切だと考える一方で、手続き面ではコストも大きく負担もあること、年度末の会計面の報告は特に負担に感じること、公益性についての判断が、不正を行わないことと、支出計画が公益的であるということでのみ判断することは本来的な意味での公益と言えるのかという疑問の投げかけもあった。

（３）助成プログラム関連（設立時、設立から現在まで、今後の方向性等）

３つの新設公益団体は、共に設立時点で助成の原資が確定しておらず、助成原資としての寄附を集めながら助成プログラムを設計しているという特性がある。また３団体ともに、寄附者に対する基金設計のアドバイスや、助成先に対する事業成果向上に向けた提案を行う等の役割を果たしている。ここでは助成プログラムの立案に際し、それぞれどのような工夫を行ったか、公益法人として運営する上で苦慮した点はどのような点にあったか、確認していく。

パブリックリソース財団では、複数の基金を運営し、寄附者の意思を社会に繋げる役割を果たしている。公益認定の際は、オンライン寄附サイト **Give One** について、あらかじめ審査を経て掲載された団体に対して寄附される仕組みであることから、トンネル寄附ではないかという指摘を受け対応に苦慮した。同様の指摘は、京都地域創造基金でも発生している。この点についてパブリックリソース財団では、団体の審査は通常の助成財団と同様に実施するものであり順序の差でしかないことを、京都地域創造基金は、支援先の広報面での支援や説明力の強化、事業面での基盤強化を行うことなどを説明し、認定等委員会からの理解を得たという。

またパブリックリソース財団では、コンサルティングやプランニング、マネジメント支援などを行っているが、公益目的事業の中に「中間支援」に関する項目がないため、「男女共同参画その他」の項目で寄附文化推進に向けた一事業として認定を受けるよう、工夫・苦労したという。助成額の最大 20% までを財団の運営費に使うこととしているが、これについて公益認定の際に根拠の提示を求められたという。

その他、重要な指摘として、京都地域創造基金からはみなし譲渡所得の問題や、準確定申告までの期限の問題、農地・生産緑地の譲渡の難しさ、土地建物の利用についても指摘があった。現行制度では公益目的事業に対して「直接」利用することが求められているが、これについて、例えば公益活動を行う民間団体に不動産を賃貸することは、「直接」に合致しないことになる。また不動産を売却し現金化して、その資金を利用すると売却益の利用となり、同様に「直接」の要件に当てはまらない。助成先への無償貸与については、公益認定事務局からは問題ないといわれた一方で、税務署からは自ら事業を行っていないのであれば認められないという指摘があったという。

みんなでつくる財団おかやまからは、いわゆる財務 3 基準への意見として、財団の運営そのものへの寄附について繰り越しできる仕組みが必要なのではないかという意見が聞か

れた。当該財団にとっての運営寄附にあたる「みんつく応援基金」は12月までが当該年度、1月以降は次年度に使うことに決めているとのことだが、結果として1年おきに黒字計上するなど、財政的な安定性に繋がらないとの意見が聞かれた。

（４）法人選択の評価と今後の展望

法人の設立と運営に際し、公益法人を選択したことについて、3団体ともに公益法人であることのメリットを、寄附者の開拓と信頼性の向上に置いている様子が伺えた。これは、今回調査の対象となった3団体が、例えば特定の企業や業界団体、官公庁といった大きな財政的裏付けを持つ形式で設立されたものではないこと、設立の過程で多様なステークホルダーを巻き込む努力は行いながら、同時に中立的な立場をとり、特定の法人や官公庁の知名度や安心感を過度に「頼る・借りる」という手法を選択しなかったことと繋がっているように感じられる。

多様な寄附者からの信託を受けて公益的な活動を展開するという観点では、3団体ともに民間による公益活動の新しい資源開拓の形を体現していると言える。事実として、こうした寄附者の意思に寄り添い、また多様な寄附者からの支えを得て公益活動のすそ野を広げる助成財団が我が国で少しずつではあるものの増加する傾向を見せており、このことは公益法人制度改革の成果の一つとして捉えることが出来よう。

しかし、こうした小規模で、特定の財政的裏付けを持たない助成財団が、運営費の捻出や人材の確保といった観点から、非常に厳しい環境にあることもインタビュー調査から同時に見て取ることが出来た。透明性や社会からの信頼に足る公正さを維持しながらも、公益認定や年度ごとの報告にかかる事務負担をできるだけ効率化し、煩雑さを排する仕組みの改善が引き続き求められているものと考えられる。

3-4 新設一般法人の助成財団に関する調査

3-4-1 アンケート調査から

(1) アンケートへの回答法人の特性

アンケートの送付件数は21件、回答件数13件（財団10件、社団3件）で、回答率は62%(Q1)であった（質問によって回答数が異なることがある）。回答数が少ないために定量的な分析は難しいが、以下にその回答法人の特性を記す。

〔財政規模（正味財産）〕

財政規模を正味財産でカウントした分布をみると、幅広く分布している。5億円未満と100億円がそれぞれ4件あり、100億円以上が2件ある。一般法人設立時の財産ハードルは旧制度に比べて低くなったが、少なくとも助成財団について言えば、新設一般法人だからと言って必ずしも小規模と言うわけではない。

〔経常収益〕

経常収益は図3-4-1の通りで、2500万円未満から3億5000万円以上まで多様に分布しているが、大規模と小規模の2極化の傾向も読み取れる。

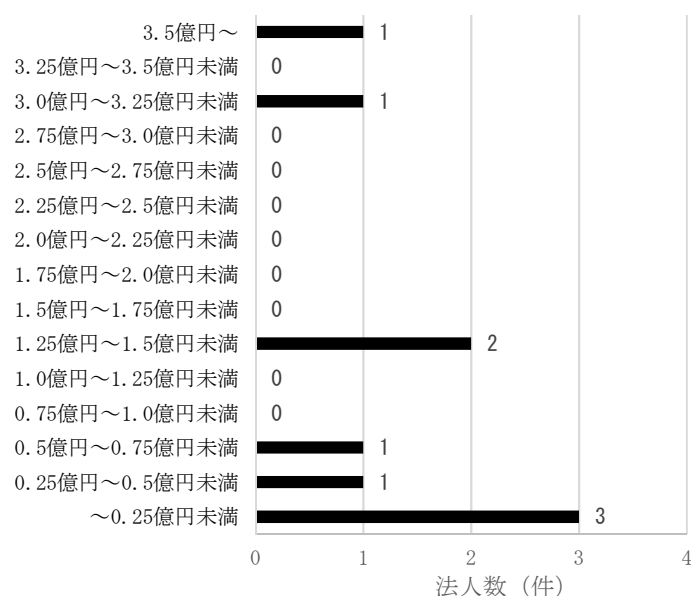


図 3-4-1 回答新設一般法人の経常収益の分布（2016年度）〔n=9〕

〔助成総額〕

年間の助成総額は次頁の図3-4-2の通りで、2500万円未満が8件と多く、1億5000万円～5億円が2件となっていて経常収益の分布よりさらに小規模と大規模に2極化している。

〔経常収益に占める助成総額比率（%）〕

経常収益に占める助成総額の割合（以下、助成割合）を大きいものから小さいものに5段階に分類すると助成割合は50～75%未満と、25%未満が33%と同率でもっとも多い。50%を超えている法人は55%で、助成を主体とした法人である。50%未満は褒賞、普及啓発など助

成以外の事業を主な活動としている。なお助成割合が100%を超える法人は11%あり、資産の取り崩しを行なっていると考えられる。

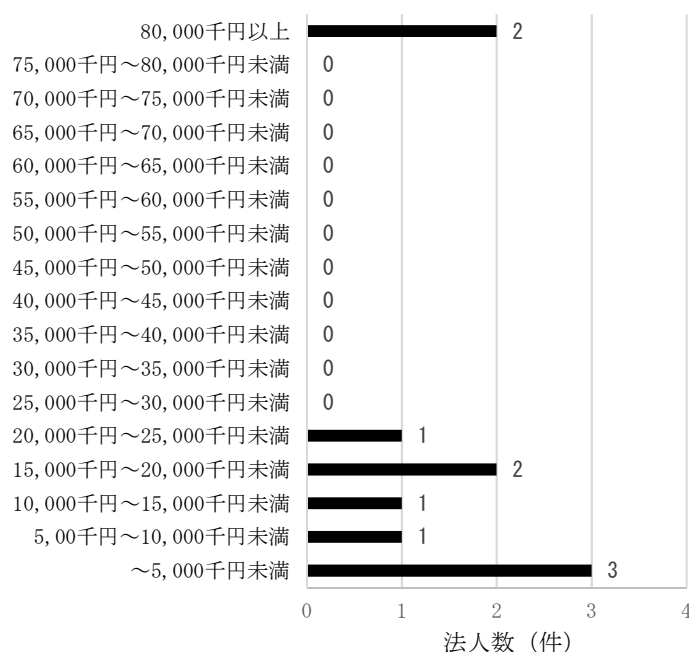


図 3-4-2 回答新設一般法人の年間助成総額の分布（2016年度）〔n=10〕

（２）組織運営・財務関連の回答

組織運営と財務関連の回答は下記の通りである。なお定款において定めた目的(Q3)と事業(Q4)の内容については省略する。

〔設立時に関すること〕

- ① 設立時の財産(Q5) (Q6) (Q7) : 設立時の財産規模は0～3億円の範囲にあり、平均は財団法人で1億1800万円、社団法人で2474万円と財団法人が5倍近く大きい。その資産は「国債などの債券・定期預金」(5件,50%)が過半で「その他財産」(3件,30%)(現金、貯蔵品など)が続く。資金調達の方法は「特定の企業が寄附」(4件,40%)と「特定の個人が寄附」(3件,30%)が主なものである。
- ② 税制上の区分(Q8) : 「非営利徹底型」(8件,80%)が殆どで、僅かに「普通法人型」(2件,20%)もある。「共益型」は存在しなかった。
- ③ 公益認定の検討(Q10) (Q11) (Q12) : 過半数は設立後に公益認定を受けるかどうか「検討した」(6件,60%)が「しなかった」(4件,40%)ところもある。検討の結果は6件中5件が「公益法人申請をしないことにした」。その1番大きい理由は「公益認定手続きが煩雑で事務的な負担が大きい」が3件、「認定後の行政的な関与や事務負担」が1件、「公益法人となるメリットがあまり無い」が1件で、過半数が「手続きが面倒」を指摘している。⇒図3-4-3

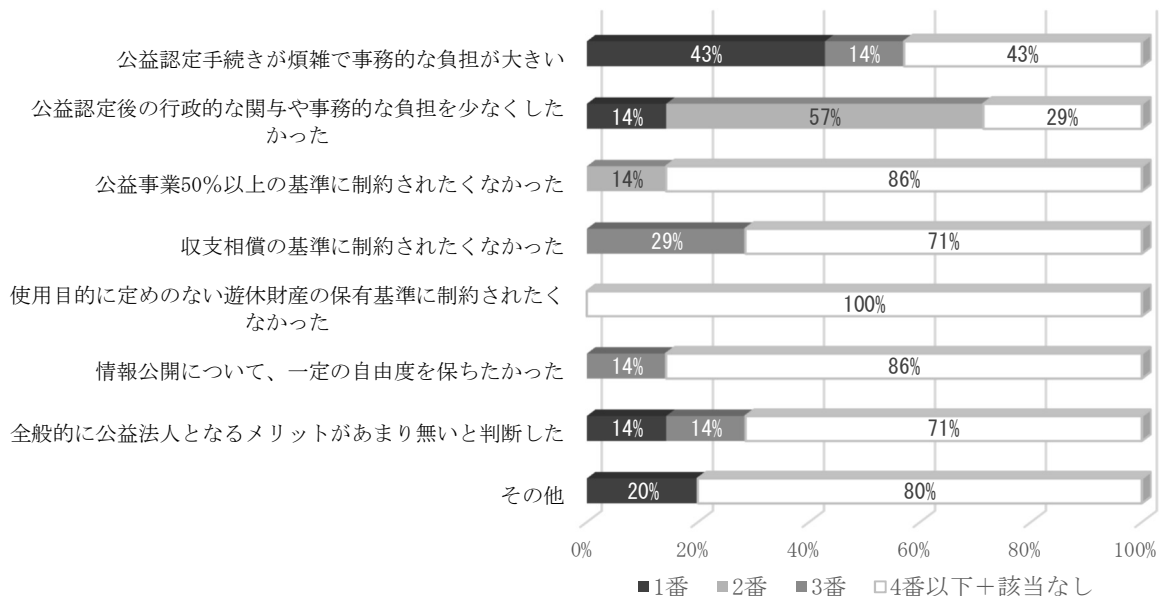


図 3-4-3 新設後に公益認定を受けなかった理由〔Q12 n=7〕

〔現在の助成事業に関すること〕

- ① 現在の財源(Q13)：1番多い財源については、半数が「毎年度の寄附や会費」(5件,50%)でフロー収入である。「国債などの債券や定期預金の金利など」(2件,20%)のストック収入は多くはない。⇒図3-4-4

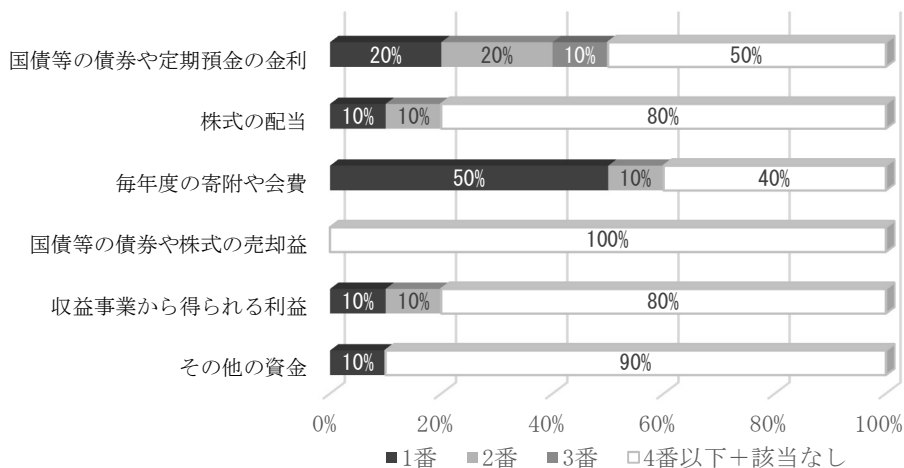


図 3-4-4 新設一般法人の助成事業の財源（2016年度）〔Q13 n=10〕

- ② 寄附受入額の変化(Q14)：平均すると設立初年度は5億3700万円であるのに対し2016年度は7582万円と大きく減少している（両年度あるいはどちらか一方の年度に寄附があった法人で計算）。設立初年度に比べると2016年度は14%に減っている。これを以下のグラフで見ると、設立初年度は設立のために多くの額が寄附されたところもあるが、その後は寄附を受け入れていないか、法人運営に必要な額のみを寄附を受け入れているものと考えられる。⇒図3-4-5

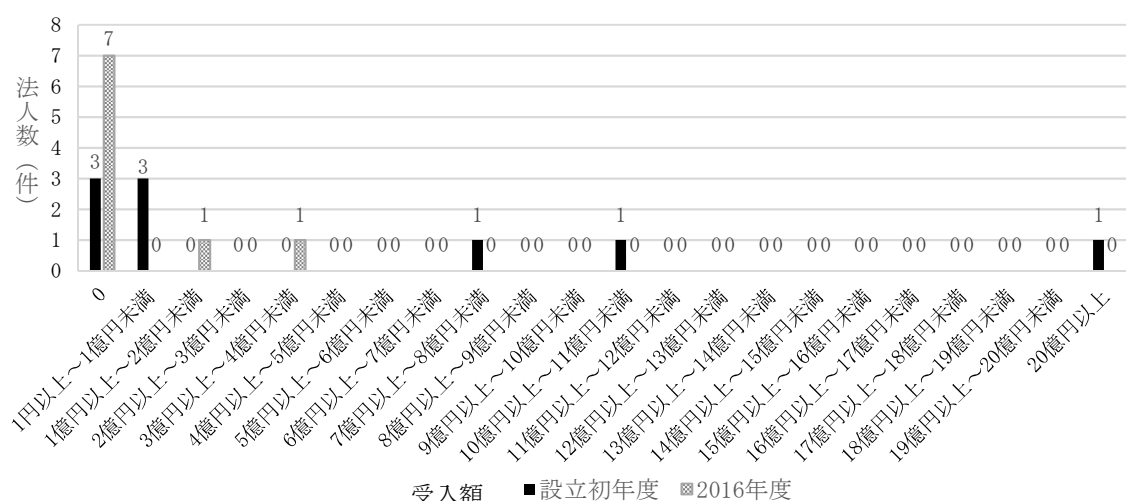


図 3-4-5 新設一般法人の寄附受入額の分布（新設年度→2016年度）〔Q14 n=9〕

- ③ 収益事業の占める割合(Q16)：収益事業が収益全体に占める割合は0, 18%～90%と大きな幅がある。収益事業の内容は資料編(Q15)参照。
- ④ 一般法人のメリット感(Q17)：ほぼすべてが「行政機関の関与がなく自由に助成可能」(9件,90%)を指摘している。⇒図3-4-6

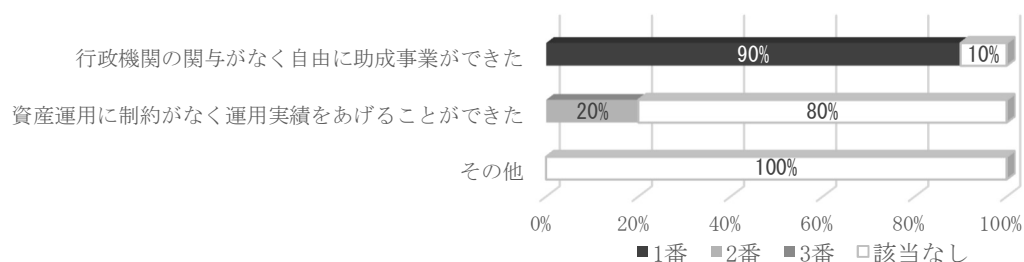


図 3-4-6 新設一般法人のメリット感〔Q17 n=10〕

- ⑤ 一般法人のデメリット感(Q18)：主なものは税制上の指摘で「金融資産収益に課税されること」(3件,30%)と「寄附者への寄附金控除がないこと」(3件,30%)が半々である。⇒図3-4-7

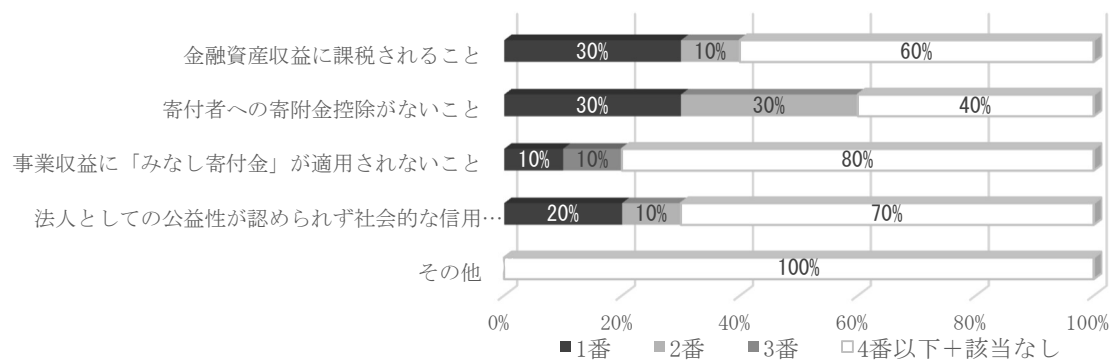


図 3-4-7 新設一般法人のデメリット感〔Q18 n=10〕

〔今後に関すること〕

- ① 今後重視したい助成事業の財源（Q19）：1番重視したい財源は、「毎年度の寄附や会費」（50%,5件）が半数で、他に「株式の配当」（2件,20%）もある。
- ② 今後の法人類型の選択とその理由（Q20）（Q21）（Q22）：殆どは「一般法人のままで進めたい」（80%,8件）であるが「公益法人で進めたい」（10%,1件）もある。一般法人のままが良い理由としては「メリットがない」「自由度を確保したい」など。公益認定を受けて公益法人で進めたい回答法人は「すでに公益認定を受けて公益法人に移行した」と記している。
- ③ 今後の法人制度への意見（Q23）：「収益でも稼ぐ一般法人に対して、寄附と出資の中間的な寄附ができるようになると良い」「出資に対し配当をだす」との意見があった。
- ④ 組織運営に関して課題と考えること（Q24）：回答はなかった。

（2）助成プログラム関連の回答

- ① 設立当初の助成プログラムの概要（Q26）：省略
- ② 設立時から現在に至るまでの助成プログラムの変化（Q27）
- ③ 助成事業見直しの意向（Q28）：「現在の定款の範囲で助成事業を見直したい」（5件,50%）と「助成事業の見直しを当面は行う意向はない」（5件,50%）が半々であり、それぞれの内容と理由については資料編（Q29）参照。

3-4-2 インタビュー調査の内容と結果

（1）インタビュー対象法人の概要

新設一般法人に関する調査では、キャノン財団、おおさか創造千島財団（以下、千島財団）の2つを対象に調査を行った。2016年度の該当法人の概要は表3-4-1の通りである。

表 3-4-1 インタビュー対象新設一般法人の概要

法人名	設立年	財政規模（2016年度）			
		正味財産 （千円）	経常収益 （千円）	助成総額 （千円）	経常収益に占める助成総額
キャノン財団	2008年	1,101,024	356,163	247,000	69%
千島財団	2011年	40,111	23,413	4,800	21%

（2）組織運営・財務関連（設立時、設立から現在まで、今後の方向等）

今回とりあげた2つの財団は、ともに母体となる企業の創業の周年記念として設立されたものである。

キャノン財団は、2008年12月に設立された一般財団法人である。キャノン株式会社の創業70周年を記念して設立され、科学技術を核とした総合的な研究プロジェクトに対して助成を行っている。

同財団は、財団設立準備を進める中で、公益法人制度の改革が進行中であることを知り、

制度改革の詳細を見極める観点から、まずは設立を優先し、一般財団法人として法人をスタートさせた。なお財団の事業は、会社の CSR 部門とは別のものとして運営されている。

千島財団は、大阪市内に本社を置く千島土地株式会社の創業 100 周年を記念して設立された財団法人である。きっかけは、千島土地株式会社が保有していた造船所を、あるプロデューサーとの出会いからアートプロジェクトとして利用したことにある。その後、いくつかのアートプロジェクトへの参画を経て、2009 年頃から創業 100 周年事業の一環として財団法人の設立に向けて検討を開始、2010 年には法人設立準備を本格化させた。

インタビューでは、両財団ともに、設立段階では公益法人制度がいわば転換期にあり、制度改革後の状況を見守る観点から、まず法人を設立し、スムーズに事業をスタートさせることを重視して、一般財団法人での運営を選択したことが示された。

また公益認定による税制面での優遇について、その社会的意義は十分認識しつつ、自らの団体の運営上は、必然性を感じていない様子が受け取れた。例えば、キャノン財団へのインタビューでは、財源は全てキャノン株式会社からの寄附によって成り立っていること、年間の寄附は 100% 非課税対象にはならないが、これについて現時点では特に不安や行き詰まりを感じていないことが示された。また千島財団からは、今までに創業者や経営層からの相続や寄附を念頭に、公益認定に向け検討を行ったことはあるが、本格的に目指すには至らなかった旨が示された。

これについて、毎年の寄附額が、設立母体である企業の損金算入限度額の範囲内であること、予算編成や事業の柔軟性・弾力性を確保する観点、また事務的な手続きの煩雑さに対して得られる便益と比して、公益認定についてメリットよりもデメリットが上回る、あるいはその必然性を強く感じないことから、一般財団のまま運営を行っているものと考察される。

(3) 助成プログラム関連（設立時、設立から現在まで、今後の方向性等）

助成プログラムに関連して、両財団とも柔軟で意欲的な運用を行っている。

キャノン財団は、助成金額が比較的高額であることが特徴の一つとして挙げられる。科学技術の振興と理想社会の追求によって、人類の幸福と社会の繁栄に貢献するというビジョンに基づき、「産業基盤の創生」と「理想の追求」の 2 つの助成プログラムを設置、先駆的で独創的な研究の支援を実践している。

千島財団は、公募型である創造活動助成、同じく公募型のスペース助成、非公募型のパートナーシップ助成の 3 種類の助成プログラムを実施している。公募型は年間予算が合わせて 500 万円程度であるが、これにはスペース型助成の対象先がプログラムを行う際に発生する場所貸与の金額は含まれていない（当該財団が千島土地株式会社に対して利用料を払う形式を採る）。

また非公募型の助成は年間の助成金額の上下が大きく、多い場合は年間 500～600 万円程度、少ない場合は 50 万円程度である。また助成金額の先払いや複数年助成、申請フォームの負担減などが試みられている。

キヤノン財団と比べると、相対的に小規模な財団ではあるが、必要に応じた助成の実施、不動産の活用など、千島土地株式会社の企業の持つアセットを活用した取り組みを行っていることが一つの特徴であるといえ、企業の社会貢献のあり方としても一つのモデルであると言える。

（４）法人選択の評価と今後の展望

法人設立にあたり、一般法人を選択したことについては、両団体ともに公益法人制度改革の行方を慎重にとらえながら、企業として取りうるベストなタイミングで法人設立を行った結果、一般法人を選択するに至っている。またそのことについて、現段階では肯定的にとらえている様子が見て取れた。

両財団ともに、法人を設立し助成プログラムを開始してから 10 年前後と、運営のあり方を整え、プログラムを整備し、役割を発揮し始める最中にあるといえる。

公益法人制度改革後、企業がつくる財団として新たなチャレンジが始まっていること、民間の柔軟性を活かすアクションが続いていることは、社会的にも意義深く価値あることだと言える。また両財団ともに助成先の発掘と、成果の発信について助成財団事務局の積極的な試行錯誤をしている状況にある。

新設の助成財団の設置は、企業の社会貢献活動のさらなる発展と、民間公益活動の成長を促す観点からも、今後の他企業への波及が望まれるところである。

【資料編の要旨】

資料編は Web [<http://www.jfc.or.jp>] で紹介。その要旨のみを下記に記しておく。

資料Ⅰ アンケート調査関係資料（回答票一覧）

アンケート調査は、Web上でSurvey Monkeyを利用し、実施した。送信数と回答数は下記の通り。回答数には、一部の設問のみを回答した法人も含まれる。

名 称	Webアンケート送信日	送信数	回答数
移行公益法人の助成財団	2018年1月16日	208	160
移行一般法人の助成財団	2018年3月 5日	196	87
新設公益法人の助成財団	2018年4月11日	69	47
新設一般法人の助成財団	2018年4月20日	21	13

資料Ⅱ インタビュー調査関係資料（要点記録一覧）

インタビュー対象法人は下記の通りで、アンケート調査に回答があり、記述回答等において特徴の見られたものを中心に、個別に交渉し実施した。移行公益法人のうち※のついた5法人は、検討委員会の協力委員の財団について協力委員がインタビュー項目に沿って自ら記入したセルフレポートである。

法人名	実施日
移行公益法人	
秋山記念生命科学振興財団	2018/8/29
旭硝子財団	2018/7/5
渥美国際交流財団	2018/7/12
鹿島学術振興財団	2018/7/11
キリン福祉財団	2018/7/12
サントリー文化財団	2018/7/6
電通育英会	2018/7/2
日本生命財団	2018/7/6
福武教育文化振興財団	2018/8/7
三菱財団	2018/7/4
山田科学振興財団	2018/7/6
住友財団※	セルフレポート
セゾン文化財団※	
トヨタ財団※	
内藤記念科学振興財団※	
庭野平和財団※	
移行一般法人	
ハウジング アンド コミュニティ財団	2018/7/25
村尾育英会	2018/7/25
さんそ財団	2018/8/31
新設公益法人	
パブリックリソース財団	2018/8/3
京都地域創造基金	2018/7/23
みんなでつくる財団おかやま	2018/8/8
新設一般法人	
キャノン財団	2018/8/10
おおさか創造千島財団	2018/7/23

資料Ⅲ 報告会等の記録（「JFC VIEWS」記事再録）

本調査開始後、下記の公開報告会等を開催し、会員財団等に経過を報告し広く意見を交換する機会を設けた。その様子は随時、当センターのオピニオン誌「JFC VIEWS」にて紹介した。その記事を資料として再録する。

1	名 称	助成財団フォーラム2017
	テーマ	公益法人制度改革後の法人運営の課題と展望　＝期待される助成財団を目指して＝
	日 時	2018年2月8日（木）13:00～17:30
2	名 称	『公益法人制度改革10周年特別プロジェクト』関西フォーラム
	テーマ	公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？—より良い制度提言に向けた実態調査の中間報告と意見交換—
	日 時	2018年11月8日（木）13:10～17:40
3	名 称	新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム
	テーマ	市民社会へのインパクトと今後の展望
	日 時	2018年12月4日（火）13:00～17:50
4	名 称	助成財団フォーラム2018
	テーマ	公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？—実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言—
	日 時	2019年2月8日（金）13:00～17:55

資料Ⅳ 経過資料（委員会記録）

調査の実施にあたり、専門委員会と調査検討委員会を設置し、それぞれ13回委員会を開催し、議論を重ねた。その概要記録を資料として収載する。なお2019年4月から6月にかけては編集メンバーによる4回の編集会議をもったが、この記録は省略する。会場はいずれも当センター会議室。

	専門委員会	調査検討委員会
第1回	2017年10月19日	2017年11月 6日
第2回	2017年12月 5日	2017年12月12日
第3回	2018年 1月12日	2018年 1月25日
第4回	2018年 2月27日	2018年 3月16日
第5回	2018年 4月 4日	2018年 4月26日
第6回	2018年 5月15日	2018年 5月29日
第7回	2018年 6月28日	2018年 7月24日
第8回	2018年 8月24日	2018年 9月14日
第9回	2018年10月 5日	2018年10月29日
第10回	2018年11月13日	2018年12月 3日
第11回	2018年12月20日	2019年 1月21日
第12回	2019年 2月14日	2019年 2月22日
第13回	2019年 3月 6日	2019年 3月25日

公益法人制度改革 10 周年特別プロジェクト
調査報告書
「公益法人制度改革が助成財団に及ぼした影響と今後の課題」

編 集：10 周年特別 PT 調査検討委員会（座長 蓑 康久）

発 行：公益助成財団センター（理事長 山岡義典）

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1 丁目 26 番 9 号 ビリーヴ新宿 4 階

TEL 03-3350-1857 FAX 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp> E-Mail office@jfc.or.jp

印 刷：ヨシダ印刷株式会社

発行日：2019 年 6 月 30 日